

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目次

| | |
|-------------------------------------|------|
| I. 貸金業の適正化 | 1 頁 |
| 1. 貸金業への参入条件 | 1 |
| （1）社内規則 | 1 |
| （2）財産的基礎要件 | 2 |
| （3）貸金業務取扱主任者 | 3 |
| （4）その他 | 7 |
| 2. 貸金業協会 | 11 |
| 3. 行為規制等 | 12 |
| （1）従業者名簿 | 12 |
| （2）生命保険契約 | 14 |
| （3）貸付条件等の掲示・広告・勧誘 | 18 |
| （4）書面交付 | 19 |
| ① 事前書面・契約締結時に交付する書面 | 19 |
| ② 受取証書 | 36 |
| ③ ポイント規制 | 37 |
| ④ マンスリーステートメント | 37 |
| ⑤ 電磁的方法 | 42 |
| ⑥ その他 | 46 |
| （5）帳簿 | 46 |
| （6）公正証書 | 52 |
| （7）取立規制 | 52 |
| （8）その他 | 53 |
| 4. 監督 | 54 |
| II. 過剰貸付けの禁止 | 58 頁 |
| 1. 指定信用情報機関制度 | 58 |
| （1）指定信用情報機関の業務等 | 58 |
| （2）個人信用情報の提供等 | 61 |
| （3）その他 | 65 |
| 2. 返済能力調査義務 | 66 |
| （1）内容 | 66 |
| ① 総論 | 66 |
| ② 資力を明らかにする事項を記載した書面 | 66 |
| ③ 返済能力調査に関する記録の作成等 | 68 |
| ④ 極度方式基本契約の極度額を増額する場合 | 70 |
| （2）適用除外 | 70 |
| ① 極度方式貸付けに係る契約 | 70 |
| ② 手形の割引を内容とする契約 | 70 |
| ③ 金融商品取引業者が保護預りをしている有価証券を担保として行う金銭の | 71 |

| | |
|---|-----------|
| 貸付けに係る契約 | |
| ④ 貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約 | 73 |
| ⑤ その他 | 73 |
| (3) 極度方式基本契約を締結している場合における途上与信 | 73 |
| ① 総論 | 73 |
| ② 基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件等 | 74 |
| ③ 極度方式基本契約に係る定期的な調査 | 75 |
| ④ 極度方式基本契約に係る定期的な調査等における資力を明らかにする事項を記載した書面 | 76 |
| ⑤ 極度方式基本契約に係る定期的な調査等に関する記録の作成等 | 77 |
| 3. 総量規制 | 78 |
| (1) 内容 | 78 |
| ① 総論 | 78 |
| ② 年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額等 | 80 |
| (2) 適用除外 | 82 |
| ① 住宅ローン | 82 |
| ② 自動車購入時の自動車担保ローン | 82 |
| ③ 金融商品取引業者が保護預りをしている有価証券を担保として行う金銭の貸付けに係る契約 | 85 |
| (3) 例外 | 85 |
| ① 有価証券を担保とする貸付けに係る契約 | 85 |
| ② 不動産を担保とする貸付けに係る契約 | 89 |
| ③ 売却予定不動産の売却代金により弁済される貸付けに係る契約 | 93 |
| ④ 顧客に一方向的に有利となる借換契約 | 95 |
| ⑤ 緊急に必要と認められる医療費を支払うための貸付けに係る契約 | 103 |
| ⑥ 配偶者と合算して年収の3分の1以下の貸付けに係る契約 | 105 |
| ⑦ 事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約及び個人顧客が新たな事業を行うために必要な資金の貸付けに係る契約 | 108 |
| ⑧ その他 | 111 |
| (4) 基準額超過極度方式基本契約 | 113 |
| ① 定義 | 113 |
| ② 基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置 | 113 |

Ⅲ. 金利体系の適正化

118 頁

| | |
|--|------------|
| 1. みなし利息 | 118 |
| (1) カードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの | 118 |
| (2) A T M利用料 | 120 |
| (3) その他 | 121 |
| 2. その他 | 124 |

Ⅳ. その他

126 頁

凡例

- 改正法・・・「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 115 号）
- 旧貸金業規制法・・・改正法第 2 条の規定による改正前の「貸金業の規制等に関する法律」（昭和 58 年法律第 32 号）
- 新貸金業法・・・改正法第 2 条の規定による改正後の「貸金業法」（昭和 58 年法律第 32 号）
- 第 3 号新貸金業法・・・改正法第 3 条の規定による改正後の「貸金業法」（昭和 58 年法律第 32 号）
- 法・・・改正法第 4 条の規定による改正後の「貸金業法」（昭和 58 年法律第 32 号）
- 改正政令・・・「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」
- 旧貸金業規制法施行令・・・改正政令第 1 条の規定による改正前の「貸金業法施行令」（昭和 58 年政令第 181 号）
- 新貸金業法施行令・・・改正政令第 1 条の規定による改正後の「貸金業法施行令」（昭和 58 年政令第 181 号）
- 第 3 号新貸金業法施行令・・・改正政令第 2 条の規定による改正後の「貸金業法施行令」（昭和 58 年政令第 181 号）
- 令・・・改正政令第 3 条の規定による改正後の「貸金業法施行令」（昭和 58 年政令第 181 号）
- 改正府令・・・「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」
- 旧貸金業規制法施行規則・・・改正府令第 1 条の規定による改正前の「貸金業の規制等に関する法律施行規則」（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）
- 新貸金業法施行規則・・・改正府令第 1 条の規定による改正後の「貸金業法施行規則」（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）
- 第 3 号新貸金業法施行規則・・・改正府令第 2 条の規定による改正後の「貸金業法施行規則」（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）
- 規則・・・改正府令第 3 条の規定による改正後の「貸金業法施行規則」（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）
- 旧利息制限法・・・改正法第 5 条の規定による改正前の「利息制限法」（昭和 29 年法律第 100 号）
- 利息制限法・・・改正法第 5 条の規定による改正後の「利息制限法」（昭和 29 年法律第 100 号）
- 旧出資法・・・改正法第 7 条の規定による改正前の「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和 29 年法律第 195 号）
- 出資法・・・改正法第 7 条の規定による改正後の「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和 29 年法律第 195 号）
- 出資法施行令・・・「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」
- 施行日・・・改正法第 2 条の規定の施行の日
- 第 3 号施行日・・・改正法第 3 条の規定の施行の日
- 第 4 号施行日・・・改正法第 4 条の規定の施行の日

(注)「コメントの概要」欄においては、御意見の趣旨を損なわない限りにおいて、条番号等は修正後の政府令に基づいて記載しています。

I. 貸金業の適正化

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|--------------|---|--|
| 1. 貸金業への参入条件 | | |
| (1) 社内規則 | | |
| 1 | <p>規則第4条第3項第12号の貸金業の業務に関する社内規則として想定しているものを具体的に示されたい。貸金業法に直結するものとして「コンプライアンス・マニュアル」、「貸付規程」、「審査規程」等が考えられるが、「就業規則」、「組織管理規程」、「文書管理規程」、「金庫規程」、「印章規程」等も含まれるのか。</p> <p>また、社内規則が「資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分」とされるためには、どのような内容を定めておけばよいのか。</p> | <p>社内規則については、「貸金業者向けの総合的な監督指針」において、定めるべき項目を例示する予定ですので、ご参照下さい。</p> |
| 2 | <p>規則第4条第3項第12号の社内規則は、法第24条の6の11第2項の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事が作成又は変更を命ずるものに限られるのか。</p> | <p>規則第4条第3項第12号の社内規則は、貸金業の業務に関する「貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則であつて貸金業者が作成するもの」をいい、法第24条の6の11第2項の規定による内閣総理大臣又は都道府県知事の命令に基づき作成されたものに限定されません。</p> <p>この趣旨を明確にするため、規定を修正いたします。</p> |
| 3 | <p>貸金業協会の協会員も貸金業登録の更新にあたり、社内規則を登録申請書へ添付する必要があるのか。</p> | <p>貸金業協会の協会員が貸金業登録の更新を申請する場合も、社内規則の登録申請書への添付が必要になります。</p> |
| 4 | <p>貸金業登録の申請者が個人である場合には、規則第4条第3項第12号については、従業者数に応じて適用除外としたり、施行時期を遅らせたりするべきではないか。</p> <p>また、少なくとも、社内規則として定めるべき必要最低限の事項やモデルを示すべきではないか。</p> | <p>社内規則の作成を含む体制整備は貸金業の業務の適正な運営の確保に不可欠であることから、個人・法人といった貸金業登録の申請者の属性を理由に異なった取扱いを認めることは適当ではないと考えます。</p> <p>社内規則については、「貸金業者向けの総合的な監督指針」において、定めるべき項目を例示する予定ですので、ご参照下さい。</p> |
| 5 | <p>規則第4条第3項第12号が追加されたことにより新たに貸金業登録を受ける</p> | <p>社内規則については、貸金業者において、「貸金業者向けの総合的な監督指針」</p> |

| | | |
|-------------|--|---|
| | 者については社内規則の有無や内容が確認できることになるが、既に貸金業登録を受けている者についても社内規則の作成状況を速やかに確認すべきではないか。 | を踏まえ、自らの規模や業務の内容を勘案し、適切に作成される必要があると考えます。 監督当局としては、法第24条の6の4及び第24条の6の11等の規定に基づき、適切に監督していく予定です。 |
| 6 | 貸金業登録の申請者が個人の場合、社内規則を定めていなくても、規則第5条の4第1項第4号には抵触しないと考えてよいか。 | 社内規則の作成を含む体制整備は、貸金業登録の申請者の属性を問わず、貸金業の業務の適正な運営の確保に不可欠であり、そのようには解されません。 |
| 7 | 社内規則が「資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分」であるかどうかは、貸金業者の規模や業務の内容に関係なく、一律に決まるものではないと解してよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 8 | 規則第5条の4第2項の「貸金業の業務に関する責任体制を明確化する規定」とはどのような規定を想定しているのか。 組織図があれば足りるのか、また、株式会社であれば、最終的な責任の所在は明らかであり、作成は不要と解してよいか。 | 社内規則は貸金業者ごとに異なるものであり、「責任体制が明確化」されているかどうかは個別に判断されることとなりますが、少なくとも貸金業の業務として行われる個々の行為（貸付け、回収及び苦情対応等）について、誰の判断と責任で行われるものであるかが第三者に判別できるものである必要があると考えられます。 組織図だけでは十分でなく、株式会社であるという理由をもって作成不要とすることも不相当と考えます。 |
| (2) 財産的基礎要件 | | |
| 9 | 規則第5条の3第2号において、その条件（第2号イ、ハ、ニ、ホ）を明記した上で、非営利、公益、低利融資法人という名称により定義を行い、その上で、「非営利・公益・低利融資法人は、純資産が500万円以上の場合、貸金業登録することができる」と規定すべきである。 | 立法技術上、特に定義を置く必要がないため、原案のとおりといたします。 |
| 10 | 規則第5条の3各号列記以外の部分中以下のように修正願います。 「…次に掲げるものとする（次に掲げる事由を全て満たす貸金業者を、「特定非営利融資法人」（※仮称）とする。）。」 | |
| 11 | 規則第5条の5第2項第1号の「これに準ずるもの」とは何を指すのか。 | 例えば、金融商品取引所の規則が想定されます。 |

| | | |
|---------------|---|---|
| 12 | 規則第5条の5第2項第2号の「これらに類する行為」とは何を指すのか。 | 法人の純資産額の変動を伴う行為（外国の法令を根拠とする行為を含む。）であって、例示されたもの以外のものすべてを指します。 |
| 13 | 貸金業者は資本金5千万円かつ純資産額1億円以上の委員会設置の株式会社に限り、行政書士、司法書士等を構成員に含むコンプライアンス委員会の設置を義務付けることとしてはどうか。 また、債務者等の保護のため、開業時に金銭の供託を義務付けてはどうか。 | 今回の改正においては、最低純資産額の引上げや貸金業を的確に遂行するための体制整備の義務化等により、貸金業者の参入要件の厳格化を図り、貸金業の業務の適正な運営を確保することとしています。 規模の小さい貸金業者が数多く存在する現環境下では、上記施策によって目的が達成される限りにおいて、さらにご意見のような規制を導入することは、必ずしも適当でないものと考えられます。 また、基本的に契約の相手方から金銭等を預かることのない貸金業の性格を勘案すれば、ご意見のように開業時に金銭の供託を義務付けることまでは必要ないものと考えられます。 |
| 14 | 純資産額が政令で定める額を下回った場合、その貸金業者の貸金業登録は効力を失うのか。 | 貸金業者の純資産額が政令で定める額を下回ったとしても、当該貸金業者の貸金業登録は自動的に効力を失うことはありません。 ただし、その状態が解消されない限り、登録行政庁による登録取消処分の対象となります。 |
| 15 | 最低純資産額の引上げについては、段階的な引上げが行われ、純資産の積増しに係る時間的余裕が確保されていることから、特段の経過措置は設けられず、各段階の施行日から適用されると考えてよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| (3) 貸金業務取扱主任者 | | |
| 16 | 改正法の完全施行後、貸金業務取扱主任者は貸金業者の被用者でなければならないのか。 | 第3号新貸金業法までが貸金業者にその従業者のうちから貸金業務取扱主任者を選任することを求めているのに対し、法は貸金業者に資格試験に合格し、登録を受けた貸金業務取扱主任者を置くことを求めています。 営業所又は事務所に常時勤務し、法第12条の3第1項の助言又は指導を行う |

| | | |
|----|---|---|
| | | 限り、改正法の完全施行後の貸金業務取扱主任者は必ずしも貸金業者の被用者である必要はありません。 |
| 17 | 所属する営業所又は事務所から業務上他の営業所又は事務所等に外出することがある者であっても、1つの営業所又は事務所に所属していれば、規則第10条の7第1項の「常時勤務する者」に該当すると考えてよいか。 | 貸金業務取扱主任者が営業所又は事務所に常時勤務していると認められるには、単に所属する営業所又は事務所が1つに決まっていることだけでは足りず、社会通念に照らし、常時勤務していると認められるだけの実態が必要であると考えられます。(営業時間内に営業所又は事務所に常時駐在することまでは求められていません。) |
| 18 | 規則第10条の8の「営業所等において貸金業の業務に従事する者」とはどのような者をいうのか。 また、その数はどのように算出するのか。 | 規則第10条の8の「営業所等において貸金業の業務に従事する者」は、法第12条の4第2項の規定により従業者名簿に記載されるべき従業者と同じ概念です。 従って、その数は従業者名簿に記載された人数になります。 従業者が従業者名簿の記載の対象となるか否かは、社会通念に照らし、個別に判断されることとなりますが、一般論として、勧誘や契約の締結を含む営業、審査、債権の管理・回収及びこれらに付随する事務に従事する者は該当すると考えられます。一方、人事、総務、経理、システム管理等その業務遂行の影響が、通常、資金需要者等に及ばない業務に従事する者は該当しないと考えられます。 また、単に顧客との折衝を行わないことをもって従業者名簿に記載不要とすることは不適當と考えられます。 |
| 19 | 貸金業務取扱主任者の数を営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する者の50分の1以上とした考え方を示されたい。 | これまでも「貸付けに関する業務に従事する使用人の数が50人以上の従たる営業所等」について、支店次長等、支店長等以外の使用人の氏名及び住所を貸金業者登録簿の記載事項とし(規則第3条第3号)、大規模な営業所又は事務所として、特別に取り扱っているところです。 こうした取扱いを踏まえ、営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する者が50人を超える場合について、その |

| | | |
|----|--|--|
| | | 数に応じて設置を義務付けることとしたものです。 |
| 20 | 顧客に対面又は電話の方法により接触するすべての従業者に貸金業務取扱主任者の資格取得を義務付けてはどうか。 | 貸金業務取扱主任者の役割は従業者に対する助言又は指導です。 こうした役割に照らせば、顧客に接触するすべての従業者に資格取得を義務付けるのではなく、営業所又は事務所における従業者の数に応じて設置を義務付けることが適当と考えられます。 |
| 21 | 法第12条の3第3項の「予見し難い事由」及び「必要な措置」とは何を指すのか。 | 法第12条の3第3項の趣旨は、貸金業者は十分な数の貸金業務取扱主任者を確保しておくべきであるところ、予見し難い事由が発生した場合に限り、貸金業務取扱主任者の設置について、2週間の猶予期間を認めるというものです。 「予見し難い事由」とは、限定的に解釈されるべきであり、急な死亡・失踪は含まれますが、例えば定年退職といった予め退職時期が判明しているような退職は含まれないものと考えられます。 「必要な措置」としては、営業所又は事務所への貸金業務取扱主任者の設置又は当該営業所又は事務所の廃止などが想定され、単に貸金業務取扱主任者の求人を行っただけ又は設置について貸金業務取扱主任者の同意を得ただけでは、必要な措置をとったことにはならないものと考えられます。 |
| 22 | 新貸金業法施行規則第10条の8第4項に定める期間（3年間）については、期間の初日は算入せず、貸金業務取扱主任者研修を受講した日の翌日から起算するものと考えてよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 23 | 資格試験の合格基準を7割以上とするべきである。また、資格試験は人権、民法、業法、商法などから60問4択で出題するべきである。 | 資格試験の基準及び内容の詳細については、制度の趣旨を踏まえ、実施主体において今後検討されることとなります。 |
| 24 | 規則第26条の31第3号の「資金需要者等の保護に関する事」については、少なくとも次の事項をその内容とするべきである。 ① 家計管理に関する知識 | |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>② 事業者の財務分析</p> <p>③ 民事法律扶助制度に関する知識</p> <p>④ 生活保護法に関する知識</p> <p>⑤ カウンセリング機関の種類と特質</p> | |
| 25 | 規則第26条の31第4号に「財務及び会計に関すること」とあるが、どの程度のレベルの知識が求められることになるのか。 | |
| 26 | 規則第26条の31第1号の貸金業法の「関係法令」とは、「民法」、「商法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、「利息制限法」、「個人情報保護に関する法律」及び「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」等を指すと考えるが、そう解してよいか。 | <p>列挙された法律は、いずれも関係法令に該当し得るものと考えられます。</p> |
| 27 | 規則第26条の31第4号に「財務及び会計に関すること」とあるが、貸金業務取扱主任者の職務に財務や会計の知識は必要ないのではないか。 | <p>貸金業務取扱主任者の職務には返済能力調査（法第13条第1項）の適正な実施に係る助言又は指導も含まれます。かかる点を踏まえ、「財務及び会計に関すること」を試験の内容として規定したところです。</p> |
| 28 | <p>規則第26条の40各号に試験委員の要件が規定されているが、同条第1号の「これらの者に相当する知識及び経験を有する者」とは具体的にどのような者を指すのか。</p> <p>また、規則第26条の41第2項の「前条に規定する要件を備えていることを証明する書類」とは何を指すのか。</p> | <p>「これらの者に相当する知識及び経験を有する者」に該当するか否かは個別に判断されることとなりますが、例えば、民事法学又は行政法学に精通した弁護士が考えられるところです。この場合、「要件を備えていることを証明する書類」としては弁護士資格証明書及びその業績等を記載した書類が該当するものと考えられます。</p> |
| 29 | 令第3条の13第1項の受験手数料の金額は消費税を含む金額と理解して良いか。 | <p>消費税は含まれていません。</p> |
| 30 | 規則第26条の51第1項各号において貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項が規定されているが、貸金業務取扱主任者については、貸金業者の業務への従事の有無、貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号のうち1つでも変更があった場合、変更の届出が必要となるという理解でよいか。 | <p>貴見のとおりです。</p> |

| | | |
|---------------|---|---|
| 31 | <p>資格試験に合格した者が登録を受けるにあたっては、令第3条の14第1項に規定される額の手数料（3,150円）が必要とされ、登録免許税法別表第1中の46（2）における1件につき9万円という額は、法第24条の36第1項に基づき登録講習機関が新規に内閣総理大臣の登録を受ける際に必要となる額であるという理解でよいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 32 | <p>法第24条の28の登録の変更にあたり手数料は必要となるか。</p> | <p>変更にあたって手数料の納付は不要です。</p> |
| 33 | <p>資格試験及び登録はいつから始まるのか。また、資格試験は新制度の貸金業務取扱主任者の必置化まで何回程度行われるのか。</p> | <p>営業所又は事務所ごとに資格試験に合格し、登録を受けた貸金業務取扱主任者の設置義務が課せられるのは第4号施行日からですが、資格試験及び登録はそれに先立ち第3号施行日以降に開始されます。</p> <p>この間の資格試験の実施回数等については、施行の円滑化等の観点を踏まえ、今後実施主体において検討されることとなります。</p> |
| 34 | <p>第3号施行日より資格試験と登録が導入され、第4号施行日以降資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者が必置化されるが、改正法、政令案には現行の貸金業務取扱主任者に関する経過措置がみあたらない。これは、現行制度が第4号施行日の前日までほぼそのまま存続され、貸金業者はこの間（第3号施行日から第4号施行日の前日まで）に登録を受けた貸金業務取扱主任者を確保できるためと解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| <p>（4）その他</p> | | |
| 35 | <p>規則第1条の5第3項に定める「貸付けに関する業務」に該当しない範囲を明確にして頂きたい。</p> <p>また、その際には、以下の業務を行う営業所等は登録不要とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すでに契約された基本契約に基づき、自動貸付機を通じて借入申込みに係る承認業務をあらかじめプログラムされた与信管理システムを使って承認を行 | <p>規則第1条の5第3項に定める貸付けに関する業務とは、貸付けの契約の締結並びに貸付けの契約に金銭の交付及び債権の回収をいい、当該業務の全部又は一部を行う施設又は設備が貸金業法上の営業所又は事務所（以下、「営業所等」という。）にあたるので、ご意見にある事務所についてはその業務内容の実態を踏まえて判断する必要があります。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>うシステムを管理する事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本契約や個別契約に基づき、貸付けられた貸付債権に係る請求書・振り込み用紙等の作成や送付を行う事務所。口座振替データを作成し金融機関に送付することを行う事務所。入金結果を磁気テープ等で受取、個別債権に充当処理を行う事務所。また、入金 of 債権について、自動的に再振替用紙の作成、再振替データの作成、催告書の作成を行う事務所（電話等の個別処理は行わない） 貸金業以外の事業のみのための事務所であって、貸金に係る契約の締結・資金の交付・債権回収を行わず、顧客等から委託があった場合に、貸金契約の問い合わせの取り次ぎ、申込みの取り次ぎのみを行う事務所 カードの紛失や盗難、登録内容の確認、個人情報の開示などの問い合わせ窓口業務のみを行っている事務所 | <p>例えば、システムを管理する事務所については、自動契約受付機と一体になって貸付けの契約を行っていると思われる場合には営業所等に該当し、当該事務所が単に現金自動設備の状況を集中的に把握・管理するための施設である場合には営業所等には該当しないと考えられます。</p> <p>また、請求書・振り込み用紙の作成等、営業店等の事務処理を集中して行っている施設（いわゆる事務処理専門のバックオフィス）については、当該事務処理が貸付けに関する業務に付随して発生したものであっても、営業所等には該当しないと考えられます。</p> <p>なお、取り次ぎのみを行う施設や貸付けに関する業務に全く関与していない施設は営業所等には該当しないと考えられます。</p> |
| 36 | <p>収納代行業者、サービス業者は含まれるのか、これらは規則第1条の5第4項に規定する「代理店」に該当するのか。</p> | <p>収納代行業者やサービス業者が代理店に該当するかどうかについては、当該業者が貸金業者の貸付けに関する業務を代理しているかどうかによるものと考えられます。</p> |
| 37 | <p>規則第1条の5第3項に規定する、営業所、事務所から除外される代理店の現金自動設備として、保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社、及び同法第4項に規定する損害保険会社が設置するものを追加していただきたい。</p> | <p>現行の登録事務においては、貸金業者の提携先が預金取扱金融機関の現金自動設備の場合には、当該現金自動設備は貸金業者の代理店に該当しないと整理されており、今回の改正はその取扱いを明確化したものです。営業所等から除外されるものを拡大することについては、貸金業の適正化を図る観点から、慎重に検討する必要があるものと考えられます。</p> |
| 38 | <p>規則第3条の2第1項各号における電話の加入者やホームページの設置者等を明確化させるような規定を設けていただきたい。</p> | <p>規則第3条の2第1項の趣旨は、「その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所等の電話番号その他の連絡先等（法第4条第1項第7号）」を予め当局が把握することにより、これらに加え、電話の加入者等の明記までを求める必要はないものと考えられます。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 39 | <p>登録申請書の添付書類として業務経歴書を追加する目的は何か。</p> <p>業務経歴書は貸付けの業務の経験者に該当する者すべてについて作成し、登録申請書に添付しなければならないのか。</p> | <p>申請者が法第6条第1項第15号の要件に該当していないことを確認するため、登録申請書の添付書類として、業務経歴書を追加したものです。</p> <p>従って、営業所又は事務所ごとに1人分の添付で足りる。</p> <p>このことを明確化するため、規則第4条第3項第13号について所要の修正を行います。</p> |
| 40 | <p>別紙様式第4号の2の「貸付けの業務の内容」はどのように記載したらよいか。</p> <p>また、「期間」は貸付けに関係ない業務に従事していた期間を差し引いて記載すると考えてよいか。</p> | <p>「貸付けの業務の内容」については、「(貸付けの)営業」、「審査」、「管理」、「回収」等、その内容が簡潔に記載されていれば足りるものと考えられます。</p> <p>「期間」については、貴見のとおりです。</p> |
| 41 | <p>規則第5条の4第1項の基準を満たさない者の貸金業登録は拒否されると考えてよいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 42 | <p>規則第5条の4第1項第1号に「定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること」とあるが、法令に適合していないとはどのような状態を指すのか。</p> | <p>例えば、貸金業を行うことが定款又は寄附行為で定める法人の目的の範囲を超える場合、定款又は寄附行為の規定が法令に違反している場合が想定されます。</p> |
| 43 | <p>営業所又は事務所ごとに貸金業務取扱主任者の設置を義務付けているのにさらに規則第5条の4第1項第3号で業務経験者の在籍を求めているのはなぜか。</p> | <p>貸金業の業務の適正な運営には、貸付けに関する知識及び経験を有する者の確保が必要であると考えられます。</p> <p>貸金業務取扱主任者については登録にあたり貸付けの業務の経験が求められていないことから、営業所又は事務所ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者の在籍を求めることとしたものです。</p> |
| 44 | <p>規則第5条の4第1項第2号及び第3号の「貸付けの業務」とは貸金業者が行う業務に限られないと解してよいか。</p> <p>具体的には、金融商品取引法に基づく信用取引のための資金貸付業務（信用取引の審査・管理業務を含む。）の経験は含まれると解してよいか。</p> | <p>規則第5条の4第1項第2号及び第3号の「貸付けの業務」には、貸金業者が行う業務に限られず、銀行等法令により貸付けを業として行うことが認められている業者等が行うものも含まれます。</p> <p>第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の資金貸付業務については、当該金融商品取引業者が付随業務又は届出業務として行っているものであれば、含まれます。</p> |
| 45 | <p>貸金業者や銀行に在籍していれば、「貸付けの業務」に従事したことになるのか。</p> | <p>貸金業者や銀行等法令により貸付けを業として行うことが認められている業者</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>そうでないなら、どのような業務に従事していれば「貸付けの業務」に従事したことになるのか。</p> | <p>等に在籍しているだけでは、「貸付けの業務」に従事したとすることはできません。</p> <p>どのような業務に従事していれば「貸付けの業務」に従事したことになるかは、社会通念に照らし、個別に判断されることとなりますが、一般論として、勧誘や契約の締結を含む営業、審査、債権の管理・回収及びこれらに付随する事務は該当すると考えられる一方、人事、総務、経理、システム管理等、その業務遂行の影響が、通常、資金需要者等に及ばないものは該当しないと考えられます。</p> |
| 46 | <p>規則第5条の4第1項第2号及び第3号の基準に適合しているかどうかの審査はどのように行うのか。</p> | <p>貸金業登録の登録申請書の添付書類である履歴書（規則第4条第3項第3号）及び業務経歴書（規則第4条第3項第3号）により行います。</p> <p>また、貸金業登録後については、基準に適合しているかどうかの確認は、法第12条の4第2項の従業者名簿により行います。（第4号施行日以降）</p> <p>なお、規則第10条の9の2（従業者名簿の記載事項等）の第1項に第7号として「第五条の四第一項第三号の貸付けの業務に一年以上従事した者（常勤の役員又は使用人であるものに限る。）に該当するか否かの別」を追加し、その旨の明確化を図ることとします。</p> |
| 47 | <p>規則第5条の4第1項第2号及び第3号については、疎明資料となる法第12条の4第2項の従業者名簿の作成・保存義務が生じてから数年を経過するまで施行時期を遅らせるべきではないか。</p> <p>役員や職員に他社との兼職や他の営業所との兼務を認めるならば、規制の実効性がないのではないか。</p> | <p>規則第5条の4第1項第2号及び第3号の「貸付けの業務」は必ずしも貸金業者が行う業務に限られないことから、ご意見のような対応は適切でないと考えます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、規則第5条の4第1項第3号の「貸付けの業務に従事した者が一名以上在籍していること。」は「貸付けの業務に従事した者が常勤の役員又は使用人として一人以上在籍していること。」に修正します。</p> <p>この常勤の役員又は使用人には、営業時間内に営業所又は事務所に常時駐在することまでは求められないものの、貸金業者の営業の実態及び社会通念に照ら</p> |

| | | |
|-----------------|--|--|
| | | し、常勤と認められる程度の勤務実態が必要と考えられます。 |
| 2. 貸金業協会 | | |
| 48 | <p>貸金業協会の自主規制規則の具体的な内容はいつ明らかになるのか。</p> <p>また、当該自主規制規則はどの程度の拘束力を有するものなのか。</p> | <p>貸金業協会の自主規制規則については、民間の任意団体である「新貸金業協会設立協議会」において検討が進められています。</p> <p>自主規制規則を含む貸金業協会の業務規程は内閣総理大臣の認可事項であり、貸金業協会の設立の認可の後、官報で公示されることとなります。(法第41条の12)</p> <p>また、自主規制規則に違反した協会員の処分については、貸金業協会の定款で定められることとされています。(法第38条)</p> <p>貸金業協会の定款及び自主規制規則の現在の案については、「新貸金業協会設立協議会」から別途パブリックコメントに付されています。</p> |
| 49 | <p>既存の契約が自主規制規則の基準を満たしていないような場合、契約の変更のため一定の猶予期間が置かれるのか。</p> <p>また、既存の契約の変更が債務者等にとって不利益変更にあたるような場合、契約の変更を不要とする余地はあるか。</p> | <p>既存の契約に対する自主規制規則の適用については、自主規制規則において定められるべきものと考えられます。</p> <p>自主規制規則については、民間の任意団体である「新貸金業協会設立協議会」において検討が進められており、同協議会のホームページに現在の案が掲載されています。</p> |
| 50 | <p>貸金業協会の最低加入率を50%（施行日から第4号施行日の前日までは30%）とした考え方を示されたい。</p> | <p>貸金業協会が、全国規模の自主規制機関として効率的かつ効果的に機能していくためには、一定程度以上の規模が必要と考えられます。また、貸金業協会が乱立し、異なる自主規制規則が存在する状態は、資金需要者等の利益の保護の観点からも好ましくないものと考えられます。これらの点を勘案し、最低加入率を最終的に100分の50とすることとしました。また、近時の貸金業者の数の推移等を踏まえ、施行日においてはこれより低い水準とし、段階的に引き上げることとしたものです。</p> <p>なお、施行日における最低加入率につ</p> |

| | | |
|-----------------|--|--|
| | | <p>いては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 客観的な信用情報に基づきビジネスとして貸金業を行っていることの1つの目安となる全国信用情報センター連合会の会員数の全貸金業者数に占める割合が15%程度であること 設立準備団体の会員募集状況等を踏まえ、貸金業協会を確実に立ち上げる観点から、100分の15に修正いたします。 |
| 51 | <p>貸金業協会の非協会員については、協会員と異なり、協会の指導・監督を受けないため、協会員と異なる処分や手続を定める必要があると考える。そうであれば、それらは全国共通である必要があることから、金融庁の見解を示されたい。</p> | <p>貸金業協会の非協会員に対しては、法第24条の6の11の規定に則り、適切に監督していく予定です。</p> <p>貸金業協会の非協会員に対する監督に関する基本的な考え方については、「貸金業者向けの総合的な監督指針」をご参照ください。</p> |
| 52 | <p>ある貸金業協会の会費納入細則においては、資本金の3分の1以上が銀行によって出資されている貸金業者の会費について差別的な規定が存在する。新しい貸金業協会の認可にあたっては適切な指導が行われるよう要望する。</p> | <p>貸金業協会の定款等については、「法令に適合し、かつ、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するために十分であること。」という基準に適合するかどうかを審査することとされています。(法第28条第1項第1号)</p> <p>こうした点も踏まえ、認可に向けて、定款等の内容を適切に審査してまいりたいと考えております。</p> |
| 3. 行為規制等 | | |
| (1) 従業者名簿 | | |
| 53 | <p>従業者名簿は電磁的記録により作成することができると考えてよいか。</p> | <p>従業者名簿については、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成17年内閣府令第21号)において所要の手当てを行い、電磁的記録により作成及び保存することを可能としています。</p> |
| 54 | <p>従業者名簿を電磁的記録で作成する場合、別紙様式第6号の2の記載事項がすべて記録されていることをもって足りると解してよいか。</p> | <p>別紙様式第6号の2に準じた形式で電子計算機の映像面への表示及び書面への出力が可能である限りにおいて、そのようなご理解で差し支えありません。</p> |
| 55 | <p>正社員と短期雇用社員の従業者名簿を分けて作成してよいか。 従業者名簿は事業年度毎に作成する取</p> | <p>法令上複数の従業者名簿が存在することは許容されませんが、別紙様式第6号の2の様式によって作成される限り、1</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | 扱いとしてよいか。 | <p>つの従業者名簿の中に適宜の区分を設けることは問題ありません。</p> <p>また、従業者名簿を事業年度ごとに作成し、当該事業年度の終了後に閉鎖する取扱いは問題ないものと考えられます。（この場合において、保存期間の起算点は、閉鎖の日ではなく、閉鎖する従業者名簿の最終の記載が行われた日になります。）</p> |
| 56 | 主にコールセンターにおいて債務者又は今後の利用を検討している者からの照会に回答する業務に従事する者は、従業者として法第12条の4第2項の従業者名簿に記載する必要があるか。 | <p>従業者が法第12条の4第2項の従業者名簿の記載の対象となるか否かは、社会通念に照らし、個別に判断されることとなりますが、一般論として、電話で契約者からの契約内容（貸付総額、追加貸付可能額、返済（予定）額、利用可能なATMの場所等）の照会に回答する業務にのみ従事する者は対象とならず、今後の利用を検討している者からの照会に回答することを通じて契約の締結を誘引すると認められる業務に従事する者は対象となるものと考えられます。</p> <p>なお、判断に際しては、その従業者が従事する業務のみが問題となり、当該業務が当該従業者の「主に」従事する業務であるか否かは問題にならないことに留意する必要があります。</p> |
| 57 | 法第12条の4第2項の従業者名簿に記載される従業者とは、貸付けの契約の締結、債権の管理、回収（取立て）業務に従事する者であり、人事部門、経理部門、情報システム部門等の従業員は対象とならないとの理解でよいか。与信審査部門も対象にならないとの理解で良いか。 | <p>従業者が法第12条の4第2項の従業者名簿の記載の対象となるか否かは、社会通念に照らし、個別に判断されることとなりますが、一般論として、勧誘や契約の締結を含む営業、審査、債権の管理・回収及びこれらに付随する事務に従事する者は該当すると考えられる一方、人事、総務、経理、システム管理等、その業務遂行の影響が、通常、資金需要者等に及ばない業務に従事する者は該当しないと考えられます。</p> |
| 58 | 派遣社員や契約社員については、従業者名簿の記載対象となる従業者に該当しないと解してよいか。 | <p>法第12条の4第2項の従業者名簿の記載の対象となるか否かについては、雇用の形態にかかわらず、現に貸金業の業務に従事しているか否かによって判断することとなります。</p> |

| | | |
|------------|--|--|
| 59 | 法第12条の4第2項の従業者名簿に記載する「証明書の番号」は、貸金業者が独自に定める固有の社員番号で足りると解してよいか。 | 同一の番号を使い回すなど従業者の特定に支障をきたす取扱いがされていない限りにおいて、番号の採番は貸金業者独自の方法によって差し支えないものと考えます。 |
| 60 | 規則第10条の9の2第1項第2号の「主たる職務内容」については、「営業事務」、「回収」など、従事する業務の内容がわかる名称を記載すれば足りると解してよいか。 また、所属する部署の名称に変更があっても、「主たる職務内容」に変更がない限り、特段の手当ては不要と解してよいか。 | いずれも貴見のとおりです。 |
| 61 | 規則第10条の9の2第1項第2号の「主たる職務内容」に変更があっても、部署内の人事異動であれば特段の手当ては不要と解してよいか。 | 「主たる職務内容」に変更がある場合、記載を変更する必要があります。 |
| 62 | 労働基準法第107条第1項の労働者名簿の記載事項については、法第12条の4第2項の従業者名簿の記載事項から省略できるようにして欲しい。 | 法第12条の4第2項の従業者名簿と労働基準法第107条第1項の労働者名簿は、根拠法も目的も異なる書類であり、ご意見のような取扱いは困難と考えます。 |
| 63 | 規則第10条の9の2第3項の従業者名簿の保存期間を短縮されたい。 また、保存期間を経過した従業者名簿は廃棄できると考えてよいか。 | 従業者名簿は従業者の貸付けの業務の経験を証明する資料の1つとなることから、10年間の保存を求めることとしたものです。 規則第10条の9の2第3項は貸金業者が保存義務を負う期間を規定したものであり、当該期間経過後の従業者名簿については、保管する必要はありません。 |
| 64 | 営業所又は事務所ごとに過去10年分の在籍社員の記録を保存しておけば、規則第10条の9の2第3項の保存期間を満たすと考えてよいか。 | 従業者名簿が閉鎖されず、記載が続く限り、保存期間の起算点は更新されていくことになるため、10年を経過した記録について一律に保存義務がないとは解されません。 また、貸金業の業務に従事する者であれば、いわゆる「社員」であるかどうかに関係なく、従業者名簿への記載が必要であることに留意する必要があります。 |
| (2) 生命保険契約 | | |
| 65 | 規則第10条の10第1号の「住宅の | 規則第10条の10第1号に掲げる契 |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約」には、借換住宅ローンも対象に含まれることを明示すべき。</p> | <p>約には、住宅ローンの借換えも含むものと解釈されます。</p> |
| 66 | <p>規則第10条の10第1号の「住宅」には、建物の一部が事業の用に供される住宅も含まれるとの理解でよいか。</p> <p>また、一般に住宅は、自己の居住の用に供する以外に、別居の親や他の親族を居住させる、または購入後すぐには自分で居住せずに他人に賃貸するなどの利用形態が考えられるが、自己の居住用以外の目的で利用している場合であっても、自己が保有している住宅については、将来、自己の居住の用に供することになる可能性があることから、規則第10条の10第1号の「住宅」には、自己の居住用以外の住宅も含まれるとの理解でよいか。</p> | <p>建物の一部が事業の用に供される住宅や自己の居住用以外の住宅についても、法第12条の7の自殺を保険事故とする生命保険契約の締結の禁止の例外に含まれます。</p> <p>ご意見を踏まえ、規定を明確化するため、規則第10条の10第1号の規定を修正いたします。</p> <p>なお、現実的に事務所として賃貸利用されたといった場合については、「居住の用に供する建物（その一部を事業の用に供するものを含む。）」に当たるか、個別事例ごとに実態に即して判断されることになるものと考えられます。</p> |
| 67 | <p>法第12条の7の自殺を保険事故とする生命保険契約の締結禁止から除外される「住宅」の定義についてどのように考えればよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗併用住宅 ・ 一棟の集合住宅で居宅部分と賃貸（事務所又は居住用）部分が併存 ・ 所有者本人が事業所として利用する部分等が併用 <p>以上を全て「住宅」と考えてよいか。その他、賃貸用住宅（賃貸用マンション等）等として購入する場合も「住宅」と考えてよいか。賃貸住宅として考えていたが、現実的に「事務所」として賃貸利用された場合は「住宅」になるか。</p> | |
| 68 | <p>法第12条の7の自殺を保険事故とする生命保険契約の締結の禁止の例外で、「住宅の建設若しくは購入に必要な資金又はその改良に必要な資金の貸付け」（規則第10条の10第1号）について、「住宅」とは、アパート（賃貸住宅）も含ま</p> | |

| | | |
|----|--|---|
| | れるか。また、店舗等併用住宅、店舗等併用アパート等の併用住宅はどうか。「住宅」の範囲について、定義条項を設けるなどして、具体的に明らかにしていただきたい。 | |
| 69 | 自殺を保険事故としない生命保険契約の締結は可能なのか。 | 自殺を保険事故としない生命保険契約の締結は禁止されていません。なお、この場合には、法第16条の3の規定により、生命保険契約の内容を説明する書面を交付する必要があります。 |
| 70 | 長期の事業資金融資も住宅資金融資と同様、法第12条の7の自殺を保険事故とする生命保険契約の締結禁止の例外とすべき。 | 貸金業者が資金需要者等の死亡を保険事故として生命保険契約を締結することが、不適切な取立てを招き、ひいては借り手等の自殺を誘発しているのではないかといった批判を踏まえ、法第12条の7において、自殺を保険事故とする生命保険契約の締結が禁止されているところです。こうした趣旨にかんがみれば、長期の事業資金を例外とすることは、必ずしも適当ではないものと考えられます。 |
| 71 | 法第12条の7および第16条の3の「保険契約を締結しようとする場合」には、債権者を保険契約者、債務者を被保険者とし、債務者の死亡により貸金業者が保険金額の支払を受けることとなる団体信用生命保険において、施行日以後に新たに債務者が被保険者として加入する場合も含まれるか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 72 | 貸金業者が保険契約者・保険金受取人となり、住宅資金貸付契約等（規則第10条の10に規定の契約）の相手方を他の貸付けの契約の相手方であるか否かに関わらず被保険者として団体信用生命保険契約を締結する場合については、被保険者が当該貸金業者の貸付けの契約の相手方である場合でも、その者が貸付けの契約の相手方であることに着目して保険契約が締結されるわけではないため、法第12条の7、第16条の3の適用はないという理解でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 73 | 貸金業者が保険契約者・保険金受取人となり、その役員・従業員を貸付けの契 | 貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|----|--|-----------------------|
| | <p>約の相手方であるか否かに関わらず被保険者として、その遺族に支払う弔慰金等の財源確保のために保険契約を締結する場合については、被保険者が当該貸金業者の貸付けの契約の相手方である場合でも、その者が貸付けの契約の相手方であることに着目して保険契約が締結されるわけではないため、法第12条の7、第16条の3の適用はないという理解でよいか。</p> | |
| 74 | <p>金融機関や貸金業者等を保険契約者、債務者を被保険者として、債務者の死亡により保険契約者が保険金額の支払を受けることとなる団体信用生命保険では、通常、保険契約者から被保険者となる債務者に、保険会社が作成した契約内容に関する重要事項が記載された書面（契約概要・注意喚起情報）を交付したうえで、被保険者となることの同意を得ている。そのため、保険会社が作成した当該書面に、法第16条の3、規則第12条の3に掲げる事項が含まれている場合には、団体信用生命保険の契約者である貸金業者は、当該書面を交付することでこれらの規定に基づく対応を行っていると言え、当該書面とは別に、法第16条の3、規則第12条の3に規定の事項のみが記載された書面をさらに交付する必要まではないという理解でよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 75 | <p>施行日以後に貸金業者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡する場合において、当該債権の譲受人が貸金業者の場合であっても、改正政令附則第6条に規定する要件を満たす場合には、法第24条において準用される法第12条の7および第16条の3の規定は適用されないという理解でよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 76 | <p>法第24条の2第2項について、保証業者が保険契約者・保険金受取人となり、保証を行う貸金業者の貸付けに係る契約の相手方を被保険者として、団体信用生命保険契約を締結する場合で、当該保険</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |

| | | |
|--------------------|--|---|
| | 契約締結の時点において、保証業者が保証に基づく求償権を取得していない場合には、保証業者が当該保険契約締結後に求償権を取得したとしても、法第12条の7、第16条の3の適用はないという理解でよいか。 | |
| (3) 貸付条件等の掲示・広告・勧誘 | | |
| 77 | 規則第11条第2項に規定される「基準とする市場金利の名称」とは、「LIBOR」、「TIBOR」と記述すればよいか。 | ご質問の記載は要件を満たすものと考えられます。 |
| 78 | 規則第11条第2項に規定される「これに加算する利率」については、加算する利率（所謂マージン、スプレッド）が資金需要者の信用力に応じて異なる場合には、想定されるもっとも高い利率を記せば問題ないとの理解でよいか。 | 加算する利率の範囲を示すことが適切であると考えられます。 |
| 79 | いわゆる固定金利貸付と規則第11条第2項が企図していると思料される変動金利貸付の両方を行っている場合は、それぞれの想定される最も高い貸付の利率を記せば問題ないとの理解で良いかご確認いただきたい。 | それぞれについて、利率の範囲を示すことが適切であると考えられます。 |
| 80 | いわゆる短期プライムレートに連動した変動金利型商品の貸付利率の表示についても、規則第11条第2項に従った表示方法でよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 81 | 貸付け条件を掲示、広告する際には、総返済額の記載を義務づけるべき。 | 貸付けの金額等が定まらないことが想定されるため、総返済額の記載を一律に義務づけることは必ずしも適当ではないものと考えられます。 |
| 82 | 規則第12条第1項第1号イにおいて「返済の方式並びに返済期間及び返済回数」の表示を義務づけているが、もっともよく利用されている返済の方式によるべきである。 | 最も利用されている返済の方式のみによって記載することは、かえって資金需要者等に誤解を与えかねず、適切な情報提供の観点から、必ずしも適当ではないものと考えられます。 |
| 83 | 請求書に、貸付条件提示のあるチラシ等を同封した場合、名宛人が勧誘拒否者であった場合には、チラシ等の同封物の送付は過剰な勧誘に該当し誇大広告の禁止等に該当するか。 | 貸付条件等を記載した書面を資金需要者等を名宛人として郵送した場合、法第16条第4項の「勧誘」に当たると考えられることから、再勧誘の禁止（法第16条第4項）の対象となり得るものと考えられます。 |

| (4) 書面交付 | | |
|---------------------|--|---|
| ① 事前書面・契約締結時に交付する書面 | | |
| 84 | <p>契約締結前の書面の交付はどのタイミングで行うべきか。契約内容が確定した時点か。申込みを受けた時点か。申込みの前のタイミングでも告知が必要か。</p> | <p>法第16条の2は、資金需要者等が契約を締結するかどうか判断できるようにするために設けられた規定であり、かかる法の趣旨に沿って、契約締結前に交付される必要があるものと考えられます。</p> <p>交付時期について、申込みとの前後関係の制約はありませんが、法令で求められる限度額、利率等の記載事項との関係で、契約内容が具体的に定まっていない段階で交付することはできないものと考えられます。</p> |
| 85 | <p>法第16条の2には、「当該契約を締結するまでに…当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。」と規定されているが、契約締結前であれば、書面交付が契約当日となっても問題ないとの理解でよいか確認したい。</p> | <p>法第16条の2の事前書面については、資金需要者等が契約を締結するかどうか判断できるように、合理的な時間的余裕をもって交付することが望ましいものと考えられます。</p> <p>契約の内容等個別具体的な事情にもよりますが、借り手本人に対しては交付が契約当日になっても基本的には差し支えないものと考えられます。一方、保証人になろうとする者に対しては（法第16条の2第3項）、新貸金業協会設立協議会がパブリックコメントに付した自主規制規則（案）において、「保証契約締結日の前日までに送付又は交付しなければならない」とされていることに留意が必要です。</p> |
| 86 | <p>契約締結前の書面として、商品の概要を記載したパンフレット等を交付した場合に、契約締結前の書面の交付をしたものと解してよいか。</p> | <p>法第16条の2の事前書面としてパンフレットが排除されるものではありませんが、記載事項等法令の要件を満たす必要があります。商品の概要が具体的にどのような形で記載されるかによりますが、法令に規定する事項が記載されていなければ、事前書面を交付したことはないものと考えられます。</p> |
| 87 | <p>申込書が付いたパンフレット様式でも可との事だが、極度額等の貸付条件は正式には契約前まで未定なことが多い。具体的な方法や書式を教えてほしい。</p> | <p>法第16条の2の事前書面としてパンフレットが排除されるものではありませんが、記載事項等法令の要件を満たす必要があり、極度額等が未定の場合には、要件を満たさないものと考えられます。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 88 | <p>契約締結前の交付書面に記載する極度額は契約時に想定される見込み極度額あるいは仮定極度額の記載でよいか。</p> | <p>事前書面には締結しようとする契約の内容の1つとして極度額の記載が求められます（法第16条の2第2項第2号）。 仮に、実際に契約を締結するに際し、事前書面に記載した極度額を変更する場合には、再度変更した極度額を記載した事前書面を交付する必要があるものと考えられます。</p> |
| 89 | <p>事業者向けノンリコースローン等の場合、事前に借入人（資金需要者）に融資条件提示書を手交することが一般的であるが、当該「融資条件提示書」が法第16条の2第1項各号及び規則第12条の2第1項第1号に規定されている事項を全て記述している場合、当該ドラフトは法第16条の2に規定する書面に該当すると考えてよいか確認したい。</p> | <p>記載事項等法令の要件を満たすものであれば、法第16条の2の事前書面としてご質問の融資条件提示書が排除されるものではないと考えられます。</p> |
| 90 | <p>法第16条の2に規定されている事前書面を借入人（資金需要者）に交付した後、貸付人・借入人両者の合意で、法第16条の2第1項に規定されている事項の一部が変更となった場合、変更内容を反映した書面を契約締結前に再度交付する必要があるか。</p> | <p>ご質問の場合には、変更内容を反映した書面を契約締結前に再度交付する必要があるものと考えられます。</p> |
| 91 | <p>郵送による融資申込みの場合、融資金支払い時を貸付けに係る契約締結時と解釈し、融資実行後、2～3日以内に法第17条にて要求される事項を記載した書面を資金需要者に対して記録郵便にて送付することをもって、法第17条に定める「遅滞なく」書面を交付する義務を果たしているものと解してよいか。</p> | <p>法第17条第1項及び第2項に規定する「遅滞なく」の要件を満たすか否かについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるものと考えられます。</p> |
| 92 | <p>ローンカードは利用明細書及び返済書面等を送付する事をよしとしないため、送付しない事を条件に契約、利用している者が多い。契約者その者の同意を得て（記録に残す）書面の交付を停止する方法も選択肢として定める事のほうが現実対応として適切である。</p> | <p>資金需要者等に十分な情報提供が行われることを確実に担保する観点から、法第17条等において書面交付義務が設けられているところです。このため、資金需要者等の同意を条件に、書面の交付を不要とする事については、必ずしも適切ではないものと考えております。</p> |
| 93 | <p>法第17条第1項の定めにより交付する書面として現金自動預払機（ATM）より発行される取引明細書を交付する場</p> | |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>合、提携している金融機関やA T Mの機種によっては、全ての項目を網羅することが出来ない場合があり、この場合においてはA T Mより発行される取引明細書の他に、所定項目を網羅した取引明細書等を改めて郵送等により交付する必要があると認識している。かかる場合、原則として改めて郵送等により取引明細書等を交付するが、顧客本人から書面等により郵送物等による通知を希望しない旨の意思表示を明確に受けている場合等、顧客保護の観点から社内で定めた基準に該当する顧客については、当該取引明細書を送付しないことも可能との認識でよいか。</p> | |
| 94 | <p>郵送による融資申込において、融資金支払い後、法第17条書面を相手方に対し記録郵便にて送付することをもって、法第17条に定める書面を交付する義務を果たしているとした場合、受取人不在等の理由により書面が配達されなかった資金需要者に対して、その後相手方と連絡をとり、書面を交付するための相応の努力を行った上で、なおも連絡不能等の理由により法第17条書面を交付できなかった場合、法第17条に定める交付責任を果たしたと解してよいか。</p> | <p>法第17条の書面交付義務が果たされたかどうか、個別事例ごとに実態に則して判断されることとなると考えられます。</p> |
| 95 | <p>総量規制により、極度額を50万から30万円に変更し貸付けを実施する場合、債務者へ極度額変更通知をしなければならないのでしょうか。</p> <p>また信用情報照会により元の極度額50万円に変更が可能となったとき、債務者へ連絡をする場合、債務者への連絡は具体的にどのような方法が認められるのでしょうか。</p> | <p>極度額を引き下げたとき、また、引き下げた後、元の額を上回らない額まで引き上げたときは、法第17条第2項の書面の再交付義務はありません（規則第13条第5項）。</p> |
| 96 | <p>契約極度額内で利用極度額（実際に利用できるA T M利用限度額）を増額する場合は、重要事項の変更とみなされるか。</p> | <p>極度額、及び貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の上限として極度額を下回る額を提示する場合には、当該下回る額、の増額については、過剰貸付けを抑制するため資金需要者等にとって重要な情報であることか</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| | | ら、書面の再交付義務がかかるよう規定を修正いたします（規則第13条第4項第1号口）。 |
| 97 | 契約締結前及び契約締結時の書面の交付の規定は、顧客保護の観点から求められているものと理解しているが、近年は貸金業者のみならず、銀行等の預金取扱金融機関においても、貸金業者と同様の貸付を行っているため、消費者に対しては同様の内容の書面交付が求められてしかるべきだと考える。 | <p>昨年の法改正においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業者に係る多重債務問題が発生している現状にかんがみ法改正を行ったものであること ・ 銀行等の金融機関については健全性の確保等の要請により厳しい監督に服していること <p>等により、規制によって、貸金業者と銀行で異なっているものがあります。</p> |
| 98 | 契約締結時の書面において、極度方式貸付けに係る契約を締結した場合の「返済期間及び返済回数」（法第17条第1項第6号）の記載は、規則第13条第16項第1号子の定めに従って記載できることでよいか。 | 平成17年12月15日最高裁判決の考え方を踏まえ、当該契約に係る「返済期間及び返済回数」を適切に記載する必要があるものと考えられます。 |
| 99 | 極度方式貸付けの書面の交付（法第17条第1項）において、リボルビング方式では将来の利用により「返済期間及び返済回数」が変化するため、これを確定的に記載することができない。このため、個々の貸付けの時点での残元利金について、最低返済額及び経過利息を約定の返済期日に返済する場合の返済期間、返済金額を、確定的な返済期間、返済金額の記載に準ずるものとして、記載すればよいと考えてよいか。 | 平成17年12月15日最高裁判決の考え方を踏まえ、当該契約に係る「返済期間及び返済回数」を適切に記載する必要があるものと考えられますが、基本的に貴見のとおりと考えられます。 |
| 100 | 債務者に貸付けの内容を知らしめる制度目的である法第17条書面において、金利レベルによって記載事項に差を設けるのは不合理である。金利レベルを問わず記載省略を可とすべきである。 | 利息制限法を超える貸付けについては、金利負担が大きいこと等にかんがみ、利息制限法の制限金利内の貸付けに比べ情報提供の要請が高いと考えられることから、リボルビング契約の個別貸付け時の書面において、基本契約と重複する事項であっても記載を求めることとしたところです。 |
| 101 | 改正府令第3条では契約締結時の書面の記載事項について「利息の額が旧利息制限法第1条第1項に定める利息の額を超えないものを締結するとき」との表現があるが、第4号施行日時点において、 | ご指摘のとおり、第4号施行日以後は、債務者について、旧利息制限法の制限金利を超える契約を締結されることは禁止されています。一方、保証人については、第4号施行日以後であっても、第4号施 |

| | | |
|-----|--|--|
| | 旧利息制限法を超える契約を締結されることは禁止されているはずであり、そうであれば、違法な契約を締結することが原則であるかのような、この表現は妥当ではない。 | 行日前に締結された旧利息制限法の制限金利を超える貸付けに係る契約について保証契約を締結することがあり得ます。 ご指摘の文言は、こうした場合に法第17条第4項及び第5項の規定により同条第1項及び第2項の内容を記載する際に必要となるものです。 |
| 102 | 規則第13条第1項ヨなどは改正法第4条規定の改正でも「旧利息制限法第1条第1項に規定する・・・」などとして削除されませんが、法第12条の8第1項で利息制限法超過利息での契約が禁止されるので矛盾をきたすのではないか。 | |
| 103 | 新貸金業法施行規則第13条第1項第1号イの「極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結するときは」というかっこ書の規定は、債務不履行時の定めとして、遅延損害金がある場合の、当該遅延利息も含むかどうかご教示いただきたい。 | 遅延利息は含まれないものと考えられます。 |
| 104 | 極度方式基本契約の契約時の交付書面についても、利息制限法を超えない場合は、記載を省略できるか。 | 法第17条第2項の極度方式基本契約の書面は、極度方式貸付けの元となる契約であることにかんがみ、利息制限法の制限金利の範囲内の貸付けであっても、記載を省略することはできません。 |
| 105 | 「契約番号その他」(規則第13条第1項第1号ロ)には、会員番号、カード番号など、債務者を特定する番号を含むと理解してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 106 | 規則第13条第1項第1号ロにおいて「極度方式貸付けに係る契約にあつては、当該契約の契約番号その他をもって代えることができる」とされているが、個人情報保護の観点から、契約番号の一部表示をすることでよいか。 | 契約番号の一部非表示であっても、当該顧客について特定が可能な場合には、「契約番号その他」に当たるものと考えられます。 |
| 107 | 提携ATM取引の際、銀行がセキュリティ確保の観点から契約者番号等をアスタリスク等で一部非開示とした場合であっても、提携先は、契約締結時に交付する書面(ATMが排出するレシート)において、「当該契約の契約番号その他をもって代えることができる」場合(規則第 | |

| | | |
|-----|---|--|
| | 13条第1項第1号ロ)として、契約相手方の商号、名称又は氏名及び住所を省略することができるとの理解でよいか。 | |
| 108 | 規則第13条第1項第1号ハにおいて「貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容」が記載事項とされているが、極度方式基本契約の締結時に受け取った書面ではなく、個々の極度方式貸付けにおいて受け取った書面について記載すればよいと解してよいか。 | 貴見を踏まえ、規定を修正いたします。 |
| 109 | 「貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容」(規則第13条第1項第1号ハ)について、具体的に示していただきたい。 | 例えば、「運転免許証の写し」等貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容の記載を求めるものです。 |
| 110 | 極度方式基本契約締結時に記載すべき「貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容」(規則第13条第3項第1号ハ)とは、「契約締結に関し…」という解釈でよいか。 | 貴見を踏まえ、規定を修正いたします。 |
| 111 | 規則第12条の2第5項第5号に規定する「貸付けの契約に関し貸金業者が受け取る書面の内容」とは、当該保証人から受け取る書面だけではなく、主債務者から受け取る書面も含まれるのか。 | 含まれるものと考えられます。 |
| 112 | 規則第13条第1項において書面の記載事項が定められているが、以下の場合には、それぞれ当該記載事項を記載しなくてもよいと解してよいか。 ① 契約に際して特段の書面を受領していない場合の「貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容」 ② 「物的担保」「保証契約」「電話担保金融」「利息制限法超過部分の支払い義務がない旨」などのように、「～場合は」や「～ときは」などその記載に条件が付されている事項について、当該条件に合致しない場合の当該記載事項 ③ 利息制限法内の契約の場合の「期限の利益喪失」条項の「利息制限法内でのみ効力がある旨」 | ① 「なし」と記載することが望ましいものと考えられます。 ② 記載する必要はないものと考えられます。 ③ 利息制限法の制限利率の範囲内の金利を明示し、その上で期限の利益の喪失の定めを置いている場合は、「利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲において効力を有する旨」の記載をしていると判断されます。 |
| 113 | 「債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項」(規則第13条第 | 「なし」と記載することが望ましいものと考えられます。 |

| | | |
|-----|--|---|
| | 1項第1号二)について、該当するものがない場合、記載の必要がないということでしょうか。 | |
| 114 | 「利息の計算の方法」(規則第13条第1項第1号へ)の記載については、以下の記載により要件を満たすと解するがそう解してよいか。 「利息の計算方法は貸付残高×貸付利率÷365×利用日数です。」 | 契約内容が適切に反映されている限りにおいて、ご質問の記載で要件を満たすものと考えられます。 |
| 115 | 「記載されているものより有利」(規則第13条第1項第1号へ)とは利率において有利であると理解してよいか。 | ご質問のように、例えば貸付けの利率を引き下げた場合が想定されます。 |
| 116 | 「各回の返済期日及び返済金額」(規則第13条第1項第1号チ)に係る記載は、1回払いや回数指定払い等においては、残存する債務と併せた債務ではなく、個別に記載することとなるのか。 | 同一の極度方式基本契約に基づく返済の条件が同種のものについてのみ、残存する債務と合わせた記載が可能となります。なお、1回払いと分割払いは「返済の条件が同種」ではないものと考えられます。 |
| 117 | 同じカード契約下での、①一括払いとリボルビング払い、②一括払いと一括払いの場合は、いずれも「同一の極度方式基本契約」となるのか。 | 「同一の極度方式基本契約」に当たるか否かは、個々の契約形態にもよりますが、1つのカード契約であって共通の極度額を定める場合には、これに当たるものと考えられます。 なお、一括払いとリボルビング払いは、「返済の条件が同種」のものではないため、例えば、「各回の返済期日及び返済金額」(規則第13条第1項第1号チ)の記載については、残存する債務と合わせた記載はできないものと考えられます。 |
| 118 | リボルビング方式の貸付けについて、新規貸付分から金利を利息制限法制限内に引き下げた場合において(既存の残高は利息制限法超過の金利)、「各回の返済期日及び返済金額」(規則第13条第1項第1号チ)の記載を「次回の返済期日及び返済金額」(規則第13条第1項第1号チ)の記載をもって代えることができるか。 | 新規の貸付けについては、「次回の返済期日及び返済金額」を記載することが可能になるものと考えられます。 |
| 119 | リボルビング払いにおいて極度方式貸付けに係る契約単位で利息の利率が異なる商品設計(例えば、利息制限法の利息の範囲内で残高を考慮した金利設定。)の | 規定を明確化するため、「返済の条件が同一」を「返済の条件が同種」と修正いたします。「返済の条件が同種」とは、リボルビング払い、分割払い、一括払いの |

| | | |
|-----|---|---|
| | <p>場合、返済条件は同一と考えて良いか。</p> <p>仮に、同一とは言えないとした場合、規則第13条第1項第1号チの「各回の返済期日及び返済金額」の記載を「次回の返済期日及び返済金額」の記載をもって代えることができるか。</p> | <p>別等を想定しているものであり、貸付けの利率が異なっていることは、「返済の条件が同種」であるか否かの判断に影響を及ぼすものではないと考えられます。</p> <p>利息制限法の制限金利の範囲内であれば、「各回の返済期日及び返済金額」の記載を、「次回の返済期日及び返済金額」の記載をもって代えることができます。</p> |
| 120 | <p>① 「各回の返済期日及び返済金額の設定の方式」(規則第12条の2第1項第1号へ、同条第2項第1号へ、第13条第3項第1号チ)は「各回の返済期日の設定の方式」及び「各回の返済金額の設定の方式」と理解してよいか。</p> <p>② その場合、「返済期日の設定の方式：毎月〇日、当社が指定する日」「返済の金額の設定方式：借入金額、借入利率により当社が規定した金額」などとして、具体的な年月日を記載しないことも許されると理解してよいか。</p> | <p>① 貴見のとおりと考えられます。</p> <p>② 具体的に記載する必要があるものと考えられます。</p> |
| 121 | <p>規則第12条の2第2項第1号へや第13条第3項第1号チに規定する「各回の返済期日及び返済金額の設定の方式」とは、具体的にどのような内容を記載すればよいか。</p> | <p>「各回の返済期日及び返済金額の設定の方式」(規則第12条の2第2項第1号へ・第13条第3項第1号チ)は、いついくら返済すればよいかの具体的なわかるように契約の内容を適切に反映して記載する必要があり、例えば、以下のような記載が考えられます。</p> |
| 122 | <p>規則第12条の2第2項第1号へや第13条第3項第1号チに規定する「返済金額の設定の方式」とは、返済方式に応じた返済予定金額の定め(内訳)等を記載すれば足りると理解して問題ないか。</p> | <p>返済期日 毎月10日</p> <p>返済金額</p> |
| 123 | <p>規則第12条の2第2項第1号へや第13条第3項第1号チに定める「各回の返済期日及び返済金額の設定の方式」は、1回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定を記載することでよいか。</p> | <p>借入残高が</p> <p>～10万以下：5千円以上</p> <p>10万超～：1万円以上</p> |
| 124 | <p>「利息の額が利息制限法第1条第1項に定める利息の制限額」を超過している場合における極度方式貸付けの書面における記載事項のうち、新貸金業法施行規</p> | <p>契約内容が適切に反映されている限りにおいて、ご質問のような記載で要件を満たすものと考えられます。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>則第13条第1項第1号りに定める「契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容」の記載については、以下の記載により要件を満たしていると解してよいか。</p> <p>「期日前に返済が可能です。この場合、返済日までの利息の支払いが必要です。」</p> | |
| 125 | <p>規則第13条第1項第1号りにおける「契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容」について、記載を省略することができる要件である「有利なもの」とは、以下のものと解してよいか。</p> <p>① 返済期日前返済を債務者が行うために債務者が事前に通知しなければならない期間が短縮する場合</p> <p>② 繰上償還時に発生する手数料がある場合において当該手数料が引き下げになる場合</p> | <p>①②ともに「有利なもの」に当たると考えられます。</p> |
| 126 | <p>規則第13条第1項第1号又における「期限の利益の喪失の定め」について、記載を省略することができる「有利なもの」とは、以下のものと解してよいか。</p> <p>① 複数定められた期限の利益の喪失条項が減少すること</p> <p>② 期限の利益喪失に該当する条件が緩和されること</p> | <p>①②ともに「有利なもの」に当たると考えられます。</p> |
| 127 | <p>「記載されているものより有利」（規則第13条第1項第1号又）とは、具体的に如何なる場合を想定されているのか明らかにされたい。</p> | <p>期限の利益喪失に該当する条件が緩和されること等債務者にとって有利になる場合を想定するものです。</p> |
| 128 | <p>規則第12条の2第5項第9号に規定する「貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容」とは、当該保証人からの物的担保だけでなく、主債務者や他の物上保証人から受け取る物的担保も含まれるのか。</p> | <p>含まれるものと考えられます。</p> |
| 129 | <p>規則第13条第1項第1号ルにおける記載事項について、「利息の額が利息制限法第1条第1項に定める利息の制限額」を超過している場合における極度方式貸</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| | <p>付けに係る契約の場合は、「物的担保を供させている旨」をもって代えることができる」とされているが、記載方法については、「物的担保：あり」と記載することで、当該要件を満たしていると解してよいか。また、物的担保を供させていない場合は、項目の記載を省略できるものと解してよいか。</p> | |
| 130 | <p>規則第13条第1項第1号ヲにおける記載事項について、「利息の額が利息制限法第1条第1項に定める利息の制限額」を超過している場合における極度方式貸付けに係る契約の場合は、「保証人を立てている旨」をもって代えることができる」とされているが、記載方法については、「保証人：あり」と記載することで、当該要件を満たしていると解してよいか。また、保証人を立てていない場合は、項目の記載を省略できるものと解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 131 | <p>「利息の額が利息制限法第1条第1項に定める利息の制限額」を超過している場合における極度方式貸付けの書面における記載事項のうち、規則第13条第1項第1号カに定める従前の貸付の契約に基づく残高の内訳の記載について、「当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、その旨を示す文字をもって代えることができる」とされているが、以下の記載により、当該要件を満たしていると解してよいか。</p> <p>「新たに借入をしたときは、従前の借入残高との合計額を借り入れたものとして取扱います。」</p> | <p>ご指摘を踏まえ、規定を「当該契約と同一の極度方式基本契約に基づいた従前の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、その旨又はその旨を示す文字をもって代えることができる」と修正いたします。</p> <p>契約内容が適切に反映されている限りにおいて、ご質問のような記載で要件を満たすものと考えられます。</p> |
| 132 | <p>「利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨」（新貸金業法施行規則第12条の2第3項第12号）等の記載を、改正法の完全施行のない時点で契約内容を示す保証人への事前書面の交付の文書に記載を命ずることは反対</p> | <p>「利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨」（新貸金業法施行規則第12条の2第3項第12号）の記載は、保証人が支払う義務がないことを知らずに利息制限法を超える金利を支払い、後に紛争が発生することを防止</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| | である。 | するために求めることとしたものであり、施行日から記載を求めることが適切であると考えられます。 |
| 133 | 「利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨」(新貸金業法施行規則第13条第1項第1号ヨ)を記載せよとなっているが、この文言を記載することは、事実上利息制限法を超える利息を受け取ることができなくなり、第4号施行日の出資法の改正を前倒しすることとなり、法の段階的施行の趣旨を没却するのではないか。 | 「利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨」(新貸金業法施行規則第13条第1項第1号ヨ)の記載は、資金需要者等が支払う義務がないことを知らずに利息制限法を超える金利を支払い、後に紛争が発生することを防止するために求めることとしたものであり、施行日から記載を求めることが適切であると考えられます。 |
| 134 | 極度方式貸付けの場合であって、新規利用分は利息制限法内の利率であるが、利用残高中に旧利息制限法を超過する貸付けがある場合、「利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨」(規則第13条第1項第1号ヨ)の記載について、その具体的な記載事項を明示していただきたい。 | 契約形態にもよるものと考えられますが、新規の貸付けが利息制限法の制限金利の範囲内であれば、当該貸付けに係る法第17条の書面においては、「超える部分について支払う義務を負わない旨」を記載する必要はないものと考えられます。 |
| 135 | 新貸金業法施行規則第12条の2第3項第12号、第13条第1項第1号ヨ、同条第2項第1号カにおいて「貸付けに係る契約の貸付けの利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨」とあるが、利息制限法第1条及び新貸金業法第43条に規定される内容を記載することで、前記の記載の代替とすることが可能と考えてよいか。 | 「支払う義務を負わない旨」を記載する必要があり、旧利息制限法第1条の規定の内容のみでは不十分であると考えられます。 なお、新貸金業法第43条の規定の内容を任意に記載することは妨げられないものと考えられます。 |
| 136 | 規則第13条第1項第1号ヨにおける「義務を負わない」は「任意」と同義と考えてよいのか。また、義務を負わない部分の特定は「年15%を超える部分の利息」など、法令名を使用せずに表記することでも充足するのか。 | 単に支払が任意であるということでは足りず、「支払う義務を負わない旨」を記載する必要があるものと考えられます。「年15%を超える部分の利息」といった記載でも、支払う義務を負わない部分が正しく特定される限りにおいて、要件を満たすものと考えられます。 |
| 137 | 「貸付けに係る契約の貸付けの利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは超える部分について支払 | 新貸金業法第43条の「任意」性を満たすかどうかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるものと考えられます。 |

| | | |
|-----|--|---|
| | う義務を負わない旨」(新貸金業法施行規則第13条第1項第1号ヨ、同条第2項第1号カ)の記載をすることとなっているが、この文言記載後に行った利息制限法を超える契約についての支払いは任意の弁済とみなせるか。 | |
| 138 | <p>書面について、表記記載には以下の要件を果たすべきである。</p> <p>① 利息制限法超過部分については、貸金契約そのものが無効である旨も記載すること。</p> <p>② 貸付け時の交付書面に、利息制限法の範囲内の弁済額も併せて記載し、この弁済をすればそれ以上の義務はないことを明示すること。</p> <p>③ 貸金業者は、返済請求時に、書面で、約定額とともに利息制限法に基づく返済額も提示し、併せて利息制限法内の弁済しか支払い義務のない旨の記載をすること。</p> <p>④ 以上の記載は、交付書面に大きく(12ポイント以上)、見やすい文字(赤字で記載し枠で囲むなど)、これに反した場合は17条、18条書面の効力を認めないこと。</p> <p>⑤ 貸金業者に、契約時及び各返済時に、債務者には利息制限法超過部分につき支払い義務がないことを説明する義務をかつこと。</p> <p>⑥ 貸金業者は、利息制限法超過部分の支払いに一切の勧誘、強制等を行ってはならないこと。</p> <p>⑦ 利用者の利息制限法超過部分の支払い拒絶に対し、貸金業者は一切の不利益を課してはならないこと。</p> | <p>①④⑤ 契約締結時に交付する書面(法第17条)に「支払う義務を負わない旨」の記載を義務づけることにより、資金需要者等の保護が図られるものと考えられます。</p> <p>②③④ 利息制限法を超える金利で借入れを行っている場合において実際にいくら支払わなければならないのかは、過去の弁済の状況等によっては、みなし弁済の成立の有無や弁済の充当関係等により必ずしも明らかではない場合も考えられます。従って、ご指摘のような記載を義務づけることは困難なところがあり、必ずしも適切ではないものと考えられます。</p> <p>⑥⑦ 今般の法改正において、禁止行為の類型の追加(法第12条の6)や取立規制の強化(法第21条)等を行ったところであり、こうした措置により、資金需要者等の保護を図っているところです。</p> |
| 139 | 規則第12条の2第2項第1号リ、第13条第3項第1号ヨに定める「貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額を1回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定」に係る記載は、設 | <p>仮定に基づく記載をすることとなりますが、資金需要者等に適切な情報を提供する観点から、適切な仮定を置く必要があるものと考えられます。</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | 定した未確定の仮定による記載で問題ないか。 | |
| 140 | 規則第12条の2第1項第1号リ及び第13条第1項第1号タに規定されている「将来支払う返済金額の合計額」とは、「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要」（別紙2-1）の6ページに記載されている「トータルの元利負担額」のことを指すのかご確認頂きたい。一般的に「返済金額」とは元本の弁済を指し、利払いは含まれない場合が多いと思料される。仮に「将来支払う返済金額の合計額」が「トータルの元利負担額」を意味しているのであれば、誤解が生じないように「将来支払う利息の額と元本返済金額の合計額」と、より明確な規定に改めていただきたい。 | 規則第12条の2第1項第1号リ及び第13条第1項第1号タに規定されている「将来支払う返済金額の合計額」とは、ご指摘のとおり「トータルの元利負担額」のことです。 現行の旧貸金業規制法施行規則第13条第1項第1号チの「返済金額」も利息を含むものであり、規則第12条の2第1項第1号リ等の規定もこれと平仄をとったものです。 |
| 141 | 規則第12条の2第1項第1号リ及び第13条第1項第1号タに規定されている「将来支払う返済金額の合計額」とは、規則第12条の2第1項第1号ロ及び第13条第1項第1号ニの「債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項」に該当する金額は除くとの理解でよいかご確認いただきたい。 | 「将来支払う返済金額の合計額」（規則第12条の2第1項第1号リ及び第13条第1項第1号タ）に「債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項」（規則第12条の2第1項第1号ロ及び第13条第1項第1号ニ）を含めて記載する必要はないものと考えられます。 |
| 142 | 資本構成や経営陣の経歴に照らし、借入れに係る経験又は知識を十分に有している、あるいは財務基盤がしっかりしている法人の資金需要者は、契約締結前の書面交付の対象から除外することを検討いただきたい。若しくは、規則第12条の2第1項第1号リについては、法人の資金需要者には適用されない等の例外条項を設けて頂きたい。 | 貸金業法においては、資金需要者等の保護の観点から、資金需要者等の属性にかかわらず、貸金業者に書面交付（法第17条等）を義務づけることとされています。 トータルの元利負担額の記載については、契約を締結するかどうか判断するための一つの材料として重要な情報であり、これについて例外を設けることは、資金需要者等の保護の観点から、必ずしも適切ではないものと考えられます。 |
| 143 | 「将来支払う返済金額の合計額」（規則第13条第1項第1号タ）については、資本構成や経営陣の経歴に照らし、借入れに係る経験又は知識を十分に有している、あるいは財務基盤がしっかりしている法人の資金需要者には適用されない等の例外条項を設けていただきたい。 | |

| | | |
|-----|---|--|
| 144 | <p>変動金利貸付の場合は、規則第12条の2第1項第1号りの括弧内の規定に従い、利息の額は一定の仮定に基づいて計算し、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定を示すとの理解でよいかご確認いただきたい。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。 なお、資金需要者等へ適切な情報提供を行う観点から、実態に即した適切な仮定を置くことが求められるものと考えられます。</p> |
| 145 | <p>変動金利貸付の場合は、規則第13条第1項第1号タの2番目の括弧内の規定に従い、利息の額は一定の仮定に基づいて計算し、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定を示すとの理解でよいかご確認いただきたい。</p> | |
| 146 | <p>規則第12条の2第2項1号り及び第13条第3項第1号ヨにおける「極度方式基本契約に定める極度額を一回貸し付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定」の記載例として、「極度額の10万円を借り入れ、最低返済額で返済した場合、返済金額の合計は133,823円、返済期間は3年、返済回数は36回」と記載することで当該要件を満たすと解してよいか。</p> | <p>契約内容が適切に反映されている限りにおいて、ご質問にある記載も要件を満たすものと考えられます。</p> |
| 147 | <p>規則第12条の2（契約締結前の書面の交付）第1項第1号り「将来支払う返済金額の合計額（将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基いた合計額及び当該仮定）」について</p> <p>① 顧客の誤認を招くことへの懸念と誤認の防止策 仮定金利に基づく「仮の返済予定表」を交付することで、顧客に確定返済額と認識されるなど、顧客の誤認を招くことになる恐れがあると考え。よって、「仮定である旨を明記し、確定した金額を通知する時期について同書面に記載する」等の誤認防止策が併せて必要になると考える。</p> <p>② 将来の仮定金利についての統一基準</p> | <p>① 将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基いた合計額及び当該仮定を記載することとしており、誤認される可能性は低いものと考えられます。</p> <p>② 資金需要者等への情報提供を適切に行う観点から、実態に即した適切な仮定を置く必要があるものと考えられますが、様々な状況が考えられる中で、ご指摘のような措置を一律に設けることは、必ずしも適当ではないものと考えられます。</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | <p>と、複数の仮定を置く必要性（将来のある時点での金利により将来の返済金額が定まる貸付けについて必要）</p> <p>将来の金利について仮定金利を置く場合に、その仮定金利の水準を各貸金業者ごとに自由に決められることとすると、市場の実態と著しくかけ離れた低い金利での試算を行い書面を交付するが発生し、結果として顧客の想定以上の返済負担が生じる恐れがある。それを防ぐために、将来の仮定金利を置く場合の前提となる基本的な金利（政府が作成する金利予測シナリオ等）を統一して用いることとし、それに基づいて想定される範囲で一番低い場合と一番高い場合を必ず含む複数の仮定金利を置くこととすべきと考える。それにより、顧客が将来の自らの返済負担を、現実的に想定される範囲で認識することが可能となり、想定以上の返済負担が生じることを防ぐことが可能となる。</p> | |
| 148 | <p>改政府令第3条で「将来支払う返済金額の合計額」が追加されているが、改政府令第1条の施行から記載事項として追加されるべき。</p> <p>その場合には、利息制限法に規定する利率により算出した「将来支払う返済金額の合計額」を併記させるべきである。</p> | <p>「将来支払う返済金額の合計額」の記載については、貸金業者のシステム整備等にかかる時間を踏まえ、第4号施行日から義務づけることとしたところです。</p> <p>利息制限法を超える金利で借入れを行っている場合において実際にいくら支払わなければならないのかは、過去の弁済の状況等によっては、みなし弁済の成立の有無や弁済の充当関係等により必ずしも明らかではない場合も考えられます。従って、ご指摘のような記載を義務づけることは困難なところがあり、必ずしも適切ではないものと考えられます。</p> |
| 149 | <p>改政府令第3条で「貸金業者が、極度方式基本契約に定める極度額を一回貸付けることその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた将来支払う返済金額の合計額、返済期間及び返済回数並びに当該仮定」（規則第13条第3項第1号ヨ）が追加されているが、改政府令第1条の施行から記載事項として追加されるべきである。</p> <p>その場合には、利息制限法に規定する利率により算出した「将来支払う返済金額の合計額、返済金額及び返済回数」を併記させるべきである。</p> | |

| | | |
|-----|---|--|
| 150 | <p>規則第13条第3項第1号タ及び同項第2号ハにおける「返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けその他の事由により変動しうるときは、その旨」とはどのようなケースを想定しているか。</p> <p>例えば、延滞等によるリスク等もそれに含まれるか。</p> | <p>例えば、リボルビング契約において、ある個別の貸付けを行った時点での当該貸付けに係る返済回数、返済期日又は返済金額がその後に行われる個別の貸付けにより変動する場合を想定しています。延滞によるリスクを想定しているものではありません。</p> |
| 151 | <p>法第17条第2項の契約締結時の書面条項に、総量規制によって極度額の減額又は新たな貸付けの停止の措置をとる旨の内容の記載は不要と解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> <p>なお、ご指摘の内容を任意に記載することは妨げられません。</p> |
| 152 | <p>規則第13条第1項第1号の括弧書きの極度方式貸付けに係る記述は、同項第2号の手形割引契約には適用されないものと理解してよいか。</p> | <p>手形割引が「極度方式貸付け」（法第2条第8項）に当たれば、適用されるものと考えられます。</p> |
| 153 | <p>「有利なもの」（規則第13条第1項第3号ロ、同項第4号）とは利率において有利なものとしてよいか。</p> | <p>「有利なもの」（規則第13条第1項第3号ロ）に該当する場合としては、例えば、買戻しの際の費用が減少する場合は、「有利なもの」（規則第13条第1項第4号）に該当する場合としては、例えば、媒介手数料率の低下により媒介手数料が減少する場合は、それぞれ想定されます。</p> |
| 154 | <p>媒介業者が交付すべき法第16条の2の書面若しくは法第17条の書面の内容において、賠償額の予定に関する定め（法第16条第1項第7号等）があるが、これは媒介契約において賠償額がある場合との理解でよいか。</p> | <p>媒介する貸付けに係る契約についての賠償額の予定に関する定めを指すものと考えられます。</p> |
| 155 | <p>極度方式基本契約のみを締結し、個別の貸付けを行っていない場合には、貸付けに係る契約に基づく債務の残高がないのであるから、規則第12条の2第3項第1号ロに定める「債務の残高の総額」については、「0円」との記載をすれば足りると解するが、そう解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 156 | <p>極度方式基本契約のみを締結し、当該契約の締結日には個別の貸付けを行っていない場合には、貸付けに係る契約に基づく貸付けの金額がないのであるから、規則第12条の2第3項第1号ホに定める「貸付けの金額」については、「0円」</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | との記載をすれば足りると解するが、そう解してよいか。 | |
| 157 | 保証契約締結時、保証人に対し、主債務者の既存債務額、債務不履行の事実の有無を明らかにするほか、返済能力を調査するために取得した書面の写しの交付を義務づけるべき。 | 保証人に対する事前書面においては、保証人の適切な保護を図る観点から、保証契約の内容や保証契約の対象となる貸付けに係る契約の内容が記載事項とされています（法第16条の2第3項・規則第12条の2第3項～第5項）。 |
| 158 | 規則第12条の2で定める法第16条の2第1項第7号の記載事項としては、貸金業者が知り得た債務者の当該業者以外に対する債務総額、消費貸借契約に関する債務不履行の事実の有無及び当該業者が当該債務者の返済能力を調査する上で知り得たその他の事項を加えるべきである。 | 保証契約の直接の対象ではない債務者に関する情報の取扱いについては、本来、債務者と保証人となろうとする者の間の問題であり、こうした情報の保証人への提供を一律に義務づけることについては、個人情報保護の観点から、必ずしも適切ではないものと考えられます。 |
| 159 | 規則第12条の2で定める法第16条の2第3項6号の記載事項として、「主債務者が貸金業法施行規則第10条の23第1項第7号及び第8号に該当する貸付けである旨」を追加すべき。保証人に対して、総量規制の適用除外に基づく貸付けである旨を周知徹底しなければ、保証人が不測の損害を被る事態が発生しかねない。日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載がなされるよう義務づけるべきである。 | 保証人に対する事前書面においては、保証人の適切な保護を図る観点から、保証契約の内容や保証契約の対象となる貸付けに係る契約の内容が記載事項とされています（法第16条の2第3項・規則第12条の2第3項～第5項）。 これらの記載事項により、保証人が保証契約を締結するかどうか判断するために必要十分な情報が提供されるものと考えられます。これらに加え、さらに、保証契約の対象となる貸付けに係る契約が総量規制の例外である旨の記載を一律に義務づけることは、必ずしも必要ではないものと考えられます。 |
| 160 | 規則第13条第1項の要求する事項について、対応するためには、システムの改修開発が必要であり一丁一旦では対応不可能である。かなりの時間が必要と思われる。施行は施行日ではなく第4号施行日としていただきたい。 | 新貸金業法施行規則第13条第1項は、基本的には、現行の旧貸金業規制法施行規則第13条第1項とほぼ同様の記載内容を求めています。 新たに加わる「利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える部分について支払う義務を負わない旨」（新貸金業法施行規則第13条第1項第1号ヨ）の記載は、資金需要者等が支払う義務がないことを知らずに利息制限法を超える金利を支払い、後に紛争が発生することを防止するために求めることとしたものであり、施行日から記載を求めることが適切 |

| | | |
|---------------|--|---|
| | | であると考えられます。 |
| 161 | 準消費貸借によるリボルビング貸付を行い、貸付けの利率は利限法を超えるが、出資法の限度内で無保証無担保で現金貸付を行っている。施行日以前に貸付けを行い、施行日をまたぐ（回収期間が存在する）場合に、法第17条、規則第13条第1項の規制を受けることとなるか。 | 施行日以後に極度方式貸付けに係る契約を締結する場合には、当該契約について、改正後の規定の適用を受けることとなります。 |
| ② 受取証書 | | |
| 162 | 法第18条第1項は貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、直ちに法第18条に定める書面を当該弁済した者に交付を行うとあるが、提携ATMでの入金において、入金確認後、法第18条に定める書面を直ちに作成し郵送する場合、資金需要者の手元に届くまでに一定の郵送日数を有することとなるが、この場合でも法第18条にて定める「直ちに」交付する義務を果たしているものと解してよいか。 | 「直ちに」（法第18条）交付したといえるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるものと考えられます。 |
| 163 | 極度方式貸付けに係る契約の場合における法第18条第1項第2号・第3号の記載は、貸付けの金額の記載について、新貸金業法施行規則第13条第8項第1号ナの定めに基づいて記載できることよいか。 | 法第18条の書面においては、弁済に対応する全ての貸付けについて、契約年月日と貸付けの金額を記載する必要があります。また、資金需要者の便宜のため、直前の貸付け後の残高の記載が望ましいと考えられます。 なお、極度方式貸付けにおいて、個別の貸付けを行う際、当該貸付額と既存の貸付残高との合計額を新たな貸付金額とすることとしている場合には、弁済の直前の貸付けの年月日及び当該貸付け後の残高（合計の貸付金額）を記載することが必要となります。また、包括契約の年月日についても記載が望ましいものと考えられます。 |
| 164 | 受取証書にも貸付けの利率及び賠償額の予定に関する定めを記載すべき。 | 貸付けの利率や賠償額の予定に関する定めについては、法第17条の書面に記載され、資金需要者等の一定の保護が図られているものと考えられることから、受取証書にそれらを記載する必要はないものと考えられます。 |
| 165 | ATM利用料を徴求した場合に、受取 | 法第18条の受取証書にATM利用料 |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| | 書面への記載はATM利用料として記載すればよいか。 | を記載する必要はないものと考えられます。 |
| ③ ポイント規制 | | |
| 166 | 書面交付については、原則8ポイント以上としても、重要な事項については、12ポイント以上とすべき。 | 他法令の規定例や実務を踏まえ、文字の大きさについては8ポイント以上としたところです。 |
| 167 | 規則第12条の2、第12条の3、第13条、第15条、第18条、第19条では、8ポイント以上の大きさの文字であるが、指定の交付書面を全て変更するには、かなりの費用負担が発生する。特に提携金融機関等のATMの対応はシステムの費用負担が大きく、対応できない業者も多いと思われる。対応が不可能な場合は、その提携金融機関等のATMは使用できないのか。 | ATMで法令上の要件を満たす書面の交付ができない場合には、別途郵送等により法令の要件を満たす書面を交付することが考えられます。 |
| 168 | 「明瞭かつ正確に記載しなければならない」（規則第12条の2第8項、第12条の3第2項、第13条第15項及び第16項、第15条第3項及び第4項、第18条第2項、第19条第4項及び第6項）とは具体的にどのような記載方法を想定されているのか明らかにされたい。法定の事項を本項に定められた大きさの文字で記載すること以外にいかなる要件が課せられているのか。 | 資金需要者等が記載内容を十分に理解できるように、明瞭かつ正確に記載することを求めるものです。 |
| ④ マンスリーステートメント | | |
| 169 | マンスリーステートメントとは何か。 | 法第17条第6項又は第18条第3項に規定する「一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるもの」であり、その詳細は規則第13条第16項又は第15条第4項で定めています。 |
| 170 | 法第17条のマンスリーステートメントと法第18条のマンスリーステートメントは別個に規定され、また、改正政令附則第4条、第5条でも既存顧客に対するオプトアウト方式によるみなし承諾も別個に規定されていることから、法第17条のマンスリーステートメントと法第18条のマンスリーステートメントは別個独立のものとして双方又はいずれか一 | 貴見のとおりと考えられます。 ただし、法第17条第6項のマンスリーステートメントを利用する場合であっても、一定期間において弁済が生じていれば受領金額等を記載したマンスリーステートメントを交付する必要があり、法第18条第3項のマンスリーステートメントを利用する場合であっても、一定期間において貸付けが生じていれば貸付け |

| | | |
|-----|--|---|
| | 方を利用することも認められていると考えてよいか。 | の金額等を記載したマンスリーステートメントを交付する必要があります（規則第13条第16項・第15条第4項）。 なお、法第17条のマンスリーステートメントと法第18条のマンスリーステートメントを1つの書面とすることも妨げられないものと考えられます。 |
| 171 | 契約締結時の書面のマンスリーステートメントは締結した極度方式貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法の制限額を超えないことが要件であるから、同一の極度方式基本契約に基づく他の債務（既存債務）の利息の利率が利息制限法超過の利率でも利用できると考えてよいか。 | マンスリーステートメントの利用の可否は、個々の極度方式貸付けごとに判断されます。新しい極度方式貸付けが利息制限法の制限金利の範囲内であれば、当該極度方式貸付けに係る契約締結時に交付する書面（法第17条）及び受取証書（法第18条）についてマンスリーステートメントの利用が可能であるものと考えられます。 |
| 172 | 資金需要者と極度契約締結後、法第17条第6項に定めるマンスリーステートメントによる書面交付方法を行わない場合、極度額の範囲内で資金需要者が追加利用を行った場合も、法第17条に定める貸付け時の書面交付が必要とされるのか。 | 極度方式貸付けに係る契約を締結した場合には、法第17条第1項の書面の交付が義務づけられています。 |
| 173 | マンスリーステートメントについて、一定期間内に貸付けに係る契約を締結しない場合及び弁済を受領しない場合に各々省略可能な項目があるが、契約や弁済の双方ともない場合においても、規則第13条第16項第1号イ、ロ、ヌを記載した書面交付が必要か。 規則第13条第17項、第15条第5項により、双方ともない場合は不要か。 | 一定期間内に貸付け及び弁済がなかった場合には、マンスリーステートメントの交付の必要はありません（規則第13条第17項、第15条第5項）。 |
| 174 | 極度方式基本契約締結に際して、マンスリーステートメントの交付の承諾を書面等で受けた場合で、その後顧客に対し貸付けが行われなかったとしても、マンスリーステートメントを交付する義務があるか明らかにされたい。 また、承諾に際して、借入、弁済がない場合には、交付をしなくとも良いとすることの同意を得れば、マンスリーステートメントの交付は不要であると理解し | 一定期間内に貸付け及び弁済がなかった場合には、マンスリーステートメントの交付の必要はありません（規則第13条第17項、第15条第5項）。 一定期間内に貸付け又は弁済のどちらか一方のみが行われた場合には、記載を省略できる項目があります（規則第13条第16項、第15条第4項）。 |

| | | |
|-----|---|--|
| | て良いか。 | |
| 175 | <p>マンスリーステートメントで記載すべき項目のうち、当該期間中に「極度額」（規則第13条第16項第1号ハ）「貸付けの利率」（同号ヘ）の変更が行われた際、マンスリー期間の最終日時点（書類発送の時点）の「極度額」「貸付けの利率」「返済期間及び返済回数」の記載でよいか。</p> | <p>極度額及び貸付けの利率については、契約締結時点のものを記載する必要があるものと考えられます。その上で、情報提供の充実の観点から、一定期間の最後の日における極度額、貸付けの利率を記載することが望ましいものと考えられます。</p> <p>返済期間及び返済回数については、契約締結時点のものも一定期間の最後の日のものも記載できることとされています（規則第13条第16項第1号チ）。</p> |
| 176 | <p>法第17条第6項第1号の「契約年月日」と規則第13条第16項第1号ロ「極度方式基本契約の契約年月日」及び同号ニ「極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの契約の契約年月日」との関係はどのようなものか。</p> <p>また、法第17条第6項第2号の「貸付けの金額」と規則第13条第16項第1号ホの「極度方式貸付けに係る契約に係るそれぞれの貸付けの金額」との関係はどのようなものか。</p> | <p>法第17条第6項第1号及び規則第13条第16項第1号ニは個々の極度方式貸付けの契約年月日であり、規則第13条第16項第1号ロは極度方式基本契約の契約年月日です。</p> <p>法第17条第6項第2号と規則第13条第16項第1号ホは、個々の極度方式貸付けの金額です。</p> |
| 177 | <p>内閣府令において「貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容」（規則第13条第16項第1号ル）が記載事項とされているが、極度方式基本契約の締結時に受け取った書面ではなく、個々の極度方式貸付けにおいて受け取った書面について記載すればよいと解してよいか。</p> | <p>貴見を踏まえ、規定を修正いたします。</p> |
| 178 | <p>「記載されているものより有利」（規則第13条第16項第1号タ）とは、具体的にどのような場合を想定されているのか明らかにされたい。</p> | <p>期日前返済の条件が緩和される場合等が想定されます。</p> |
| 179 | <p>「記載されているものより有利」（規則第13条第16項第1号レ）とは、具体的にどのような場合を想定されているのか明らかにされたい。</p> | <p>期限の利益の喪失について複数の事由が定められているときに、その事由が減る場合等が想定されます。</p> |
| 180 | <p>規則第13条第16項第1号ナに定める「一定期間に受領したそれぞれの弁済に係る貸付けの金額」とは、極度方式基本契約であって個々の貸付けは準消費貸</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | 借契約に基づき従前の残高と新たな貸付金を合わせた額を貸付けたものとしている場合、直近の貸付後の残高と解してよいか。 | |
| 181 | 規則第13条第16項第1号ラに定める「弁済に係る貸付けの金額」について、リボルビング払いで利息の利率が異なるものが混在する場合でも、弁済に係る貸付けの金額を合算で表示することができるか。 また、一括払いの貸付けが複数存在する場合、合算額を記載することはできるか。 | 同一の極度方式基本契約に基づくもので、かつ、返済の条件が同種のものについては、残存する債務を合算して記載することができます。 |
| 182 | 規則第13条第16項第1号ムにおいて「当該書面の交付を受ける者以外の者が債務の弁済をした場合には、その受領金額及びその旨」とあるが、「その旨」とは、第三者弁済であることを記述することで足りると解してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 183 | マンスリーステートメントの交付に際して、書面の作成及び郵送等にかかる期間を考慮して一定期間の最終日から1月以内に交付すればよいと考えているが、そう解してよいか。 | ご指摘を踏まえ、マンスリーステートメントを一定期間の最後の日から1月以内に送付することとするよう、規定を修正いたします（規則第13条第17項、第15条第5項）。 |
| 184 | マンスリーステートメントの交付時期が内閣府令では規定されていないが、一定の期間内における貸付け及び弁済その他の取引事実の確定、書面の作成作業等について相当の処理を要することから、その交付までの期間は、当該一定期間の末日から少なくとも3週間が必要である。 | |
| 185 | マンスリーステートメントにより簡素化する書面とは具体的に何か。 | 法第17条第6項各号又は法第18条第3項各号に掲げる事項を記載した書面です。 |
| 186 | いわゆるマンスリーステートメントの承諾を受けている場合における個々の貸付け・返済時に交付する書面の記載要件として、法第17条第6項第3号、法第18条第3項第3号においては、「前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項」と規定されているが、内閣府令で | 貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>は規定されていないため、次に掲げる事項で足りると解してよいか。</p> <p>① 貸付けの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約年月日(貸付日) ・ 貸付け金額 <p>② 返済の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受領年月日(返済日) ・ 受領金額 | |
| 187 | <p>新規契約者のマンスリーステートメント承諾の取得方法として、会員規約に承諾について記載し、かつ申込書には「規約を承諾した上で申込む」等の表現を用いて承諾をとることが可能か。</p> | <p>承諾が本人の確定した意思に基づくことを担保する観点からは、約款の一条項に紛れ込ませて承諾をとるような方法は望ましくないものと考えられます。</p> |
| 188 | <p>マンスリーステートメントの同意は施行日前の同意取得でも有効とみなしてよいか。</p> | <p>法令の要件を満たすものであれば、差し支えないものと考えられます。</p> |
| 189 | <p>施行日前に極度方式基本契約を締結した顧客に対し、マンスリーステートメントの同意を得る場合の経過措置について改正政令附則第4条に沿って実施する場合、施行日前に行ってもよいか。</p> | <p>法令の要件を満たすものであれば、差し支えないものと考えられます。</p> |
| 190 | <p>既存顧客へマンスリーステートメントを用いる旨の通知を行う方法は以下のどれでもよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カードの利用明細書(マンスリーステートメント)に文書を同封して通知 ・ Eメールを利用して通知 ・ 直接書面を送付して通知 | <p>改正政令附則第4条又は第5条の「通知」については、その趣旨に照らし、契約の相手方が確実に了知できるような適切な方法で行う必要があり、基本的には、書面の交付によることが適切であると考えられます。</p> <p>なお、記載内容等法令の要件を満たすものであれば、利用明細書に同封することも妨げられないものと考えられます。</p> |
| 191 | <p>既存顧客へマンスリーステートメントを用いる旨の通知の手段として「メール」又は「営業店へのポスター掲示」の対応でよいか。</p> | |
| 192 | <p>既存の極度方式基本契約については異議申立期間を1か月以上とするオプトアウト方式を可能とするところがあるが、これは法律で義務づけられたことによって、既存の契約者に対しては一方的に送付した上で契約者からの異議申し立てを受けるという解釈なのか。</p> | <p>既存の極度方式基本契約の相手方等に対して、1か月以上の異議申立期間を設けて、法令に規定する事項を通知し、この申立期間に債務者等から異議がなかった場合には、マンスリーステートメントを利用することができることとなります(改正政令附則第4条・第5条)。</p> |
| 193 | <p>既存の極度方式基本契約におけるマンスリーステートメントの承諾に係る通知を行った場合において、異議申立期間内</p> | <p>改正政令附則第4条は、異議申立期間が経過したときに承諾があったものとみなす旨を定めたものであり、異議申立期</p> |

| | | |
|----------------|---|---|
| | に極度方式貸付けに係る契約を締結したときに法第17条第1項書面を交付する必要があるのか。それとも、短期間なのでその期間中に明確な異議の申し出がなされていないことを条件に、異議申し立て期間経過後に法第17条第6項に基づく書面を交付することでよいか | 間中の貸付けについては、法第17条第1項の書面を交付する必要があるものと考えられます。 |
| ⑤ 電磁的方法 | | |
| 194 | 新規契約分に関し、電磁的方法による法第16条の2第4項、法第17条第7項及び法第18条第4項に定める承諾を、例えば、申込み時にまとめて得てよいか。 | それぞれの要件を満たすものであれば、承諾をまとめて取得することも妨げられないものと考えられます。 |
| 195 | 書面の電子化は、交付の際、都度、承諾が必要か。一度承諾があれば、以後は受けない申出があるまで承諾が有効と考えてよいか。 | その旨を示して、包括的に承諾を取得することも妨げられないものと考えられます。 承諾を得た場合には、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があるまでは、承諾が有効であると考えられます（令第3条の2の5等）。 |
| 196 | 貸付けに係る契約の相手方又は保証人となろうとする者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合であっても、貸金業者において当該申し出までに既に電磁的方法による提供を行っていた場合には、重ねて書面交付を行う必要はないと解するが、そう解してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 197 | 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾若しくは受けない旨の申出をする場合における「電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法」（規則第1条の2第1項第1号イ）は、貸金業者の店舗等に設置された自動契約機又はATMのタッチパネル及びインターネットの申込画面などに同意ボタンを提示の上、資金需要者が当該同意ボタンに対して所定の操作（ボタンの押下等）をした同意結果を貸金業者の使用に係る電子計算機に記録する方法も含まれると解してよいか。 また、電話回線を使用して資金需要者 | 貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|-----|--|---|
| | <p>等が、プッシュボタンを押すことで提供を受ける旨の承諾若しくは受けない旨の申出を行い、貸金業者の電子計算機に記録される方式も含まれると解してよいか。</p> | |
| 198 | <p>カード会員より携帯電話又はPCによりホームページのカード会員専用サイトにアクセスし、「提供について」の承諾、又は「非承諾」のチェックボックスのうち、承諾のボタンを押してもらう方法は、電磁的方法による承諾の取得方法に含まれると解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 199 | <p>資金需要者等の書面交付に係る電磁的方法としてメール、ホームページの閲覧方式は削除し、CD-ROMなどの改竄不能かつ長期保存可能な物理媒体による交付に限定すべきである。</p> | <p>電磁的方法として、メールやホームページの閲覧方式を排除することは、利用者利便を損なうおそれもあり、必ずしも適当ではないと考えられます。</p> |
| 200 | <p>電磁的方法として、携帯電話又はPHSを用いる方法を認めるべきではない。</p> | <p>電磁的方法として、携帯電話やPHSを排除することは、利用者利便を損なうおそれもあり、必ずしも適当ではないと考えられます。</p> <p>なお、携帯電話やPHSについては、送信した日又は閲覧に供した日から3月間、資金需要者等の請求により、書面の交付を行うことを義務づけることとしており（規則第1条の2第2項第3号）、特に資金需要者等の保護を図っているところです。</p> |
| 201 | <p>「受信者の使用に係る電子計算機」（規則第1条の2第1項第2号イ(1)及び(2)）とは、パソコンの他、携帯電話・PHSを含むものと解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 202 | <p>規則第1条の2第1項第2号イ(1)に示された「当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」とは、例えば資金需要者等の電子計算機（パソコン・携帯電話）に電子メールを送信して電磁的書面を交付する方法を指していると解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 203 | <p>規則第1条の2第2項第1号における「承諾・・・の内容を書面その他の適切な方法により通知するもの」について、</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| | 同条第1項第1号イにおいて貸金業者の電子計算機に記録を残したものは、承諾の結果を書面（自動契約機・ATMによる交付）又は電子メールで資金需要者等に通知すれば足りるものと解してよいか。 | |
| 204 | 「その他の適切な方法」（規則第1条の2第2項第1号）の具体例を明らかにされたい。音声自動装置（IVR）、ATM画面も含まれると解してよいか。 | 「その他の適切な方法」（規則第1条の2第2項第1号）の具体例としては、Eメールによる通知が挙げられます。 音声自動装置（IVR）での音声案内やATM画面上での表示のみでは不十分と考えられます。 |
| 205 | 「電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること」（規則第1条の2第2項第1号）とあるが、資金需要者等が電子情報処理組織を使用し、ホームページ等に常時閲覧できる状態にした場合に通知したことになるか。 | ホームページの閲覧方式による場合には、単に資金需要者等がホームページを閲覧できる状態にただけでは足りず、資金需要者等がホームページを閲覧し資金需要者等の電子計算機に記録されたときに通知されたことになるものと考えられます。 |
| 206 | 規則第1条の2第2項第1号に規定する貸金業者からの通知と、資金需要者等からの承諾又は申出が同時であることを想定しているように見えるが、承諾又は申出の後に、通知を行えばよいと理解してよいか。 | 貸金業者は、承諾又は申出を受けた後、速やかに通知を行う必要があると考えられます。 |
| 207 | 資金需要者の携帯電話又はPHSへメールで通知（法第16条の2、第17条、第18条の書面）した場合、規則第1条の2第1項第2号イ（1）の「当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」及び規則第1条の2第2項第2号の「受信者がファイルに出力することにより書面を作成できるものであること」の要件を具備していると考えてよいか。 | 携帯電話又はPHSに記録されたときに、「当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」（規則第1条の2第1項第2号イ（1））の要件を満たすと考えられます。 携帯電話又はPHSへメールにより送信された記録を他の電子計算機に送信することにより書面を作成できる場合には、規則第1条の2第2項第2号の要件を満たすと考えられます。 |
| 208 | 規則第1条の2第2項第2号に定められた「受信者がファイルへの記録を出力すること（当該記録を他の電子計算機に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。）により書面を作成でき | 貴見のとおりと考えられます。 |

| | | |
|-----|--|---|
| | <p>るものであること」は、貸金業者が携帯電話・PHSへのメールによる電磁的書面交付を行い、資金需要者等がそのメールを電子計算機に転送すれば印刷が可能であることをもって満たしていると解してよいか。</p> | |
| 209 | <p>法第17条、第18条の書面を電磁的方法（携帯電話）により交付した場合、受信者の要請により3か月間は電磁的方法により提供した事項に係る書面の交付を行うとあるが、当該資金需要者に対する法第17条、第18条の書面の交付は、当初電磁的方法（携帯電話）により各書面を交付した段階で完了しているものであり、仮にかかる資金需要者等の要請により電磁的方法により提供した事項に係る書面の交付（規則第1条の2第2項第3号）を行う場合であっても、当該書面の交付は、規則第1条の2第2項第3号の要件を満たすための交付であって、貸金業者の法第17条、第18条の書面の交付義務を満たすための交付ではないという位置づけになると解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 210 | <p>「携帯電話又はPHSを用いるものにあつては、送信した日又は閲覧に供した日から3か月間、受信者の請求により、提供した事項に係る書面の交付を行う」（規則第1条の2第2項第3号）とあるが、</p> <p>① 期間経過後は書面の再交付は不要と解釈してよいか</p> <p>② また3か月経過後に記録を廃棄してよいか。</p> | <p>① 貴見のとおりと考えられます。</p> <p>② 帳簿の備付けの義務があること（法第19条）に留意が必要です。</p> |
| 211 | <p>法第17条第6項・第7項、第18条第3項・第4項の承諾は、施行日前に取得できると解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 212 | <p>承諾を得る際には、資金需要者等の本人確認を徹底し、資金需要者等の使用に係る電子計算機が、その用いる電磁的方法の種類に対応する能力があることの確認を貸金業者に義務づける規定を施行令に盛り込むべきである。</p> | <p>書面の電磁的方法による提供については、電磁的方法の種類及び内容を示した上で、資金需要者等の承諾を得ることが要件とされており、これによって、資金需要者等の保護は図られるものと考えられます。</p> <p>ご指摘の措置を一律に設けることは、</p> |

| | | |
|---------------|---|---|
| | | 利用者利便を損なうおそれがあり、必ずしも適当ではないと考えられます。 |
| 213 | 電磁的方法による提供の承諾については、書面による承諾のみとし、電磁的方法による承諾は削除すべき。また、承諾を得る際には、①書面の交付を受けるといふ原則的な方法があること、②用いる電位的方法及び種類、③電磁的方法による場合のデメリット（注意喚起・警告機能が不十分となる可能性、書面より正確な理解が難しくなる可能性、機械のトラブル等による情報の喪失等）を十分説明することを盛り込むべき。 | <p>書面の電磁的方法による提供に係る承諾について、電磁的方法による承諾を排除することは、利用者利便を損なうおそれがあり、必ずしも適当ではないと考えられます。</p> <p>なお、承諾を得る際は、電磁的方法の種類及び内容を示すこととしており（令第3条の2の5～令第3条の5）、資金需要者等の保護を図っているところです。</p> |
| ⑥ その他 | | |
| 214 | 個別契約の定義が曖昧ではないか。 | 改正法では、リボルビング契約等の一定の極度額の限度内で貸付けを行うことを予め約する契約を「極度方式基本契約」（法第2条第7項）と定義し、極度方式基本契約に基づく個々の貸付けを「極度方式貸付け」（法第2条第8項）と定義しているところです。 |
| 215 | 金融商品取引法等では、プロ、アマの別により業者の説明義務にレベル分けがある。貸金業法においても、10億円を超える法人向け融資については書面交付を要しないといった制度を導入していただきたい。 | 貸金業法においては、資金需要者等の保護の徹底を図る観点から、資金需要者等の属性にかかわらず、貸金業者に書面交付を義務づける（法第17条等）ことが法定されているところです。 |
| 216 | 書面交付義務に関し、登録されている住所が実際の現在居所と異なる状況の場合（住所申告がなされていない）、特にマンション等の集合住宅においてはマンション名、号室の記載があれば、表札がない場合でも投函され、誤配による個人情報の漏洩が増加するのではないかと危惧されるが、政府としてその対応はどのようなになっているのか。 | 貸金業者は、個人である資金需要者等に関する情報の漏えい等の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じる必要があります（規則第10条の2）。 |
| (5) 帳簿 | | |
| 217 | 規則第16条第1項第7号の「貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録」とは何を指すのか。 | 「貸金業者向けの総合的な監督指針」をご参照下さい。 |
| 218 | 規則第16条第3項各号の書面の写し | ご質問の場合、法第19条の帳簿の保 |

| | | |
|-----|--|--|
| | の保存をもって法第19条の帳簿の記載に代える場合、当該書面の写しの保存期間は規則第17条第1項の規律に拘束されないと解してよいか。 | 存期間において、規則第16条第3項各号の書面の写しの保存がされなくなれば、当該帳簿は法定の記載事項を欠いた状態になります。 |
| 219 | 規則第16条第3項第5号の書面の保存は、法第24条の書面の保存をもって代替できるか。 | 法第24条の書面を保存することが、直ちに規則第16条第3項第5号の規定を満たすとは限りません。 なお、法第24条の書面が譲渡契約の書面を兼ねており、規則第16条第1項第6号に掲げる事項が記載されている限りにおいては、当該書面の保存によって規則第16条第3項第5号の規定を満たすものと考えられます。 |
| 220 | 規則第16条第3項第5号の書面は、法第19条の帳簿と異なり、債務者ごとに保存する必要はないと解してよいか。 | 基本的には貴見のとおりですが、法第19条の帳簿の保存期間において、規則第16条第3項各号の書面の写しの保存がされなくなれば、当該帳簿は法定の記載事項を欠いた状態になります。 |
| 221 | 債権譲渡、合併、事業譲渡があった場合、それらに係る契約書は、法第19条の帳簿同様、10年間の保存を義務付けるべきではないか。 貸金業者の債権譲渡については、法第19条の帳簿についても承継することを義務付けるべきではないか。 | ご意見中に示された契約書の記載事項には、通常、法第19条の帳簿に記載される事項以上に重要な事項は含まれていないことから、ご意見のような規律を設ける必要はないものと考えられます。 なお、債権譲渡の場合についても、貸金業者である限り、法令で定める期間、譲渡人は法第19条の帳簿を保存する必要があることから、ご意見のような規律を設けることは困難と考えられます。 |
| 222 | 法第19条の帳簿の備付けは電磁的記録によることが可能か。 | 法第19条の帳簿については、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」において所要の手当てが行われていることから、電磁的記録により作成及び保存することが既に可能となっています。 |
| 223 | 法第19条の帳簿の保存期間を10年とした考え方を示されたい。 帳簿の保存期間については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」における本人確認記録・取引記録の保存期間に合わせ、7年としてはどうか。 | 平成17年7月19日の最高裁判決において、法第19条の帳簿の位置付けについて、「貸金業法は罰則をもって業務帳簿の作成・備付け義務を課すことによって、貸金業の適正な運営を確保して貸金業者から貸付けを受ける権利者の利益の保護をはかるとともに、権利内容に疑義 |
| 224 | 帳簿の保存期間は10年では足りな | |

| | | |
|-----|--|--|
| | い。20～30年とするべきではないか。 | が生じた場合は、これを業務帳簿によって明らかにし、みなし弁済をめぐる紛争も含めて、貸金業者と債務者との間の貸付けに係る紛争の発生を未然に防止し、速やかに解決することを図ったものと解するのが相当」との判断が示されたこと及び債権の消滅時効が10年であることを踏まえ、資金需要者等の利益の保護の観点から、10年としたものです。 |
| 225 | 中小の貸金業者には、帳簿の保存期間を10年とすることは負担が大きい。 | |
| 226 | 個人情報に含まれる帳簿を貸金業者に長期間の保存させることは問題ではないか、また、債務者等も貸金業者に長期にわたって帳簿を保存されることを望んでいないのではないか。 | |
| 227 | 過払金を既に支払った場合や、過払金返還請求の時効が経過した場合等については、法第19条の保存期間を短縮してはどうか。 | 法第19条の帳簿の備付けを義務付ける趣旨は、貸金業者と債務者等又は債務者等であった者の紛争一般の未然防止と早期解決を図ることにあり、過払金にのみ着目して、保存期間を変えることは適当でないものと考えます。 |
| 228 | 極度方式基本契約が解除された後、10年以内に新たに極度方式基本契約が締結された場合については、解除された極度方式基本契約に基づく貸付けの契約について作成される法第19条の帳簿の保存期間の起算点も新しい極度方式基本契約のそれに合わせるべきではないか。 | 一体性がない貸付けの契約に基づく債権の消滅時効は別個に進行するところ、一体性が当然に認められるわけではない複数の貸付けの契約について、ご意見のような規律を設けることは適当でないものと考えます。 |
| 229 | 法第19条の帳簿の保存期間が3年から10年に改正されたが、施行日以前に作成されたものについても適用されることになるのか。 | 新しい規律は、施行日の前日において貸金業者に当該帳簿を保存する義務があったかどうか、また、最終の返済期日が施行日の前日以前であったかどうかに関係なく、施行日において現に存する帳簿に適用されます。 一方、貸金業者に対し、施行日の前日以前において保存義務がなくなったことに伴い廃棄した帳簿の再作成まで求めるものではありません。 |
| 230 | 債権譲渡が行われた場合であっても、債権の譲渡人が法第19条の義務を免れることがない以上、同条に基づき債権の譲受人が負う義務とは、譲受け後に発生した事象を法第19条の帳簿に記載し、保存することに留まると解してよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 231 | 規則第17条の2第4号の代理人は弁護士等の資格者に限るべきではないか。 | 法第19条の帳簿の閲覧又は謄写そのものについては、特段の専門知識を必要とするものではなく、弁護士等の資格者でない親族や友人が代理人となることを |

| | | |
|-----|---|--|
| | | 一律に排除すべきとは考えられないこと、また、代理権の確認が適切に行われる限りにおいて、代理人を広く認めることについて特段の弊害は見あたらないことから、ご意見のような規律を設ける必要はないものと考えられます。 |
| 232 | 規則第17条の2第3号の「債務者に代わって弁済をした者」とは具体的にどのような者を指すのか。 不要であり、削除すべきではないか。 | 債務者に代わって第三者が貸金業者に対する債務を弁済することは一般に行われており、当該第三者は当該弁済により貸金業者に代位することになることから、利害関係人として法第19条の帳簿の閲覧又は謄写の請求を認めることが適当と考えます。 |
| 233 | 規則第17条の2各号の者であることの確認は何をもって行えばよいか。 | 規則第17条の2各号の者であることの確認については、新たに制定される「貸金業者向けの総合的な監督指針」に則り、貸金業協会の取引履歴の開示に係る自主規制規則に定める確認方法を踏まえ、適切に行われる必要があります。 |
| 234 | 法第19条の2について、「利害関係のある部分」として閲覧又は謄写の対象となるのは、法第19条の帳簿のうち、いわゆる「取引履歴」の部分に限られ、規則第16条第1項第7号の「交渉の経過の記録」は含まれないと解してよいか。 また、「当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるとき」とはどのようなときか。 | 法第19条の2の閲覧又は謄写の対象となるのは、請求者が利害関係を有するすべての部分と解され、いわゆる「取引履歴」に限定されるわけではありません。 「交渉の経過の記録」は、特段の事情がない限り、請求者が利害関係を有する部分に該当するものと考えられます。 どのようなときが「当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるとき」に該当するかは、個別に判断されることとなりますが、請求者が法第19条の帳簿の同一の部分について同一の請求を繰り返し行ったとき等が考えられます。 |
| 235 | 法第19条の帳簿の謄写の請求に応じれば、閲覧の請求に応じる必要はないと解してよいか。 また、営業所又は事務所に請求があった場合、その場で閲覧又は謄写の請求に応じず、後日、法第19条の帳簿の内容を記載した書面を郵送するという取扱いは認められるのか。 | 法第19条の2は、権利者が法第19条の帳簿の閲覧の請求をすることも、謄写の請求をすることもどちらも可能であることを明らかにしています。従って、貸金業者が法第19条の帳簿の謄写の請求に応じた場合であっても、閲覧の請求を拒否することはできません。 法第19条により帳簿の備付け・保存義務が課せられている営業所又は事務所 |

| | | |
|-----|---|---|
| | | <p>において、正当な理由なく閲覧又は謄写の請求に応じない場合、法第19条の2に違反する行為として刑事罰の対象になります。</p> <p>なお、請求者が請求を取り下げた場合を除き、後日、法第19条の帳簿の内容を記載した書面を郵送したとしても、当該違反が治癒されることはありません。</p> |
| 236 | <p>法第19条の2の閲覧又は謄写に応じる営業所又は事務所を、例えば契約を一括して行っているローンセンターなどに限定する取扱いが可能か。</p> | <p>法第19条の2の閲覧又は謄写に応じるべき場所は、法第19条により帳簿の備付け・保存義務が課せられている営業所又は事務所になります。</p> <p>ご質問の「ローンセンター」が当該営業所又は事務所に該当するか否かは、取引の状況、債務者との合意内容等を踏まえ、個別に判断されるべきものと考えます。</p> <p>閲覧又は謄写に応じる場所を当該営業所又は事務所以外の場所に限定した場合、閲覧又は謄写の請求を拒否したとされることになります。</p> <p>なお、請求者の求めにより、当該営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において、貸金業者が任意に請求に応じることは妨げられません。</p> |
| 237 | <p>営業所又は事務所に法第19条の2の閲覧又は謄写の請求があった場合、当該請求の対象が法第19条により当該営業所又は事務所に備付けが義務付けられた帳簿であるときはこれに応じなければならないが、他の営業所又は事務所に備付けが義務付けられた帳簿であるときはこれに応じる必要はないと解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、他の営業所又は事務所に備付けが義務付けられた帳簿であっても、貸金業者の任意で閲覧又は謄写の請求に応じることは妨げられません。</p> |
| 238 | <p>法第19条により帳簿の備え付けられている営業所又は事務所においてのみ、当該帳簿の閲覧又は謄写の請求ができるとする規律は、債務者が遠方へ転居したような場合、過払金の返還請求に支障をきたすおそれがある。</p> <p>法第19条の帳簿のうち、過払金の返還請求に必要な部分については、債務者の近隣の営業所又は事務所にも備え付け</p> | <p>法第19条において、帳簿は営業所又は事務所ごとに備え付け、保存することが規定されており、ご意見のような規律を設けることは困難です。</p> <p>なお、ご指摘のような場合に限らず、代理人による法第19条の帳簿の閲覧又は謄写は可能となっています。</p> <p>また、他の営業所又は事務所に備付け・保存が義務付けられた帳簿であって</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | ること義務付けるべきである。 | も、貸金業者の任意で閲覧又は謄写の請求に応じることは妨げられません。 |
| 239 | 法第19条の帳簿が電磁的記録で作成されている場合、記録されている事項を記載した書面の提示をもって閲覧に応じたものとでき、当該書面の交付をもって謄写に応じたものとできるか。 | <p>法第19条の帳簿の閲覧については、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」において所要の手当てを行い、記録されている事項を電子計算機の映像面に表示すること又は当該事項を記載した書面を閲覧に供することをもって、これに応じたとすることを可能としています。</p> <p>謄写については、請求者が行う行為であることから、記録されている事項を電子計算機の映像面に表示すること又は当該事項を記載した書面を閲覧に供し、請求者が謄写可能な状態とすることをもって、これに応じたとすることができるものと考えられます。</p> |
| 240 | 法第19条の2の謄写の方法を手書きに限定することは認められるのか。 | 謄写の対象となる帳簿の分量が非常に多いなど、手書きに限定することによって謄写が実質的に困難になるような場合にそのような限定をすれば、謄写を拒否したとされる可能性があります。 |
| 241 | 規則第17条の3に「その営業時間内に、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写をさせなければならない。」とあるが、請求のあった日に閲覧又は謄写の請求に応じなければ違法ということになるのか。 | 特段の事情がない限り、請求日において対応することが適当と考えられますが、営業時間の終了直前に請求があった場合に翌営業日以降に再度請求するように求めることや、閲覧又は謄写が行われている途中で営業時間が終了した場合に作業を中断し残りの作業を翌営業日以降に行うよう求めることは、閲覧又は謄写の拒否には該当しないものと考えられます。 |
| 242 | 法第19条の2の閲覧又は謄写について手数料を徴収することは認められるのか。 | <p>法第19条の2の閲覧又は謄写は、請求者が行うものであり、貸金業者に手数料の請求権が発生することはありません。</p> <p>一方、請求者に、営業所又は事務所内の複写機等の使用を認めた場合にその使用に係る対価を請求すること自体は法第19条の2の規定に反するものではない</p> |

| | | |
|----------|---|---|
| | | と考えられます。 |
| 243 | 貸金業者の行う債権譲渡については、譲渡人である貸金業者が法第19条の帳簿を保存し、「取引履歴」の開示に応じる場合に限りこれを認める取扱いとするべきではないか。 | 貸金業法では貸金業者の行う債権譲渡について特段の制限を設けておらず、ご意見のような規律を設けることは困難です。 なお、債権譲渡が行われた場合についても、貸金業者である限り、法令で定める期間、譲渡人は法第19条の帳簿を保存する必要があります。 |
| (6) 公正証書 | | |
| 244 | 特定公正証書の作成に係る説明事項についてさらに平易にすべき。 | 法第20条第3項において、資金需要者等に対し特定公正証書のもたらす効果等について「書面を交付して説明しなければならない」と規定されており、資金需要者等の一定の保護が図られています。 貸金業者には、資金需要者等がその内容を十分に理解できるように、分かりやすい書面を交付し、説明をすることが求められるものと考えられます。 |
| 245 | 規則第18条の説明事項には「財産に対する強制執行」とありますが、更に理解できるよう「給料、預貯金、生命保険、その他の財産への差押（強制執行）」とすべき。 | |
| 246 | 公正証書の説明書面について、借りに交付する書面を郵送にて借りに送る、また、その詳細の説明を電話で行うことで業法上、特段問題はないのか。 | 法令で定められた事項を記載した書面を郵送し、かつ、その詳細を電話で説明することは妨げられないものと考えられます。 |
| (7) 取立規制 | | |
| 247 | 法第21条第1項各号において、正当な理由と述べているが、正当な理由の具体例を教えてください。 | 法第21条第1項各号に規定されている正当な理由の具体例については、「貸金業者向けの総合的な監督指針」をご参照下さい。 |
| 248 | 法第21条第1項第2号にて、「正当な理由」には、約定遅延も含まれるのか。 | |
| 249 | 取立行為の規制については、電話による取り立てを禁止すべき。 | 電話による取立てについては、債務者の私生活若しくは業務の平穩を害すると考えられる法第21条第1項第1号～第3号に規定されているものは禁止されていますが、全面的に禁止することについては、債権者の正当な権利を過度に制約することになりかねず、慎重に検討する必要があると考えられます。 |
| 250 | 催告書面は、規則第19条第4項に定める規制をはずすか、規制がかかる場合には個別契約の記載事項の省略を明確にしたい。 | 規則第19条第5項第2号において、「次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。」として、重複事項の調整を行っているところです。 |

| (8) その他 | | |
|---------|---|--|
| 251 | <p>貸金業者における資金需要者等の情報の安全管理措置実施義務等は内閣府令で明示されている（安全管理措置：規則第10条の2、返済能力情報の取扱い：規則第10条の3、委託における措置：規則第10条の5）ため、貸金業者における安全管理措置実施等状況の監視、監督責任は、第一義的には指定信用情報機関ではなく監督官庁にあるという理解でよいか明確にしていきたい。</p> | <p>安全管理措置等にかかわらず、貸金業者に対する監督は登録先である財務局又は都道府県が行いますが、信用情報の取扱いについては、法第41条の23に指定信用情報機関による加入貸金業者に対する監督義務が規定されており、財務局又は都道府県と指定信用情報機関の双方に監督責任があるものと考えられます。</p> |
| 252 | <p>第10条の5に規定する「委託業務の的確な遂行を確保するための措置」を必要とする貸金業の業務とはどのような範囲の業務を言うのか。例えば、ATMの保守管理業務や現金の輸送業務、貸金業法に規定する書面を単に顧客に輸送する業務は含まれるのか。</p> | <p>例示の業務については、基本的には貸金業を営むために必要な業務に該当し、当該業務を第三者に委託した場合には、その内容に応じて適切な措置を講ずる必要があるものと考えられます。</p> |
| 253 | <p>規則第10条の5第1号に規定する、「当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者」の定義（基準）は何か。サービスであることをもって、一義的に能力を有する者と見做すことは可能か。</p> <p>また、既に貸金業の業務を第三者に委託している場合、施行日に合わせ、再度「委託業務の的確な遂行を確保するための措置」をとることを要するのか。</p> | <p>一般的には、サービスは一定の能力を有すると考えられますが、最終的には個別の状況に照らして判断する必要があるものと考えられます。</p> <p>また、施行日以前にすでに委託業務の的確な遂行を確保するための措置が講じられているのであれば、施行日時点で特別に何らかの措置を講じることまでを求めものではありません。</p> |
| 254 | <p>規則第10条の5第2号の規定により、「受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置」を講じるためには、受託者の当該業務の実施状況を現認する必要があるが、その際、他委託者との秘密保持義務を理由に完全に自由な立ち入り確認ができない場合がある。その場合は、受託者への質問、受託者からの報告をもって「検証」、「監督」に代えることは可能か。</p> | <p>貸金業者が委託した業務が的確に遂行されているかの検証が可能であれば、受託者からの報告等による確認でも差し支えないと考えられます。</p> |
| 255 | <p>総量規制により、融資を受けられなくなった顧客の誘導機関の充実を希望する。</p> <p>融資を受けられなくなった顧客のカウ</p> | <p>今般の法改正において、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合には、貸金業者にカウンセリング機関を紹介する努力義務が設けられたとこ</p> |

| | | |
|--------------|--|---|
| | ンセリングは、ノンバンクでも充実すべきだが、カウンセリング機関としてどのような団体が考えられるのか。 | ろです（法第12条の9）。 法第12条の9に規定する団体としては、現在のところ、法テラス、弁護士会、司法書士会、（財）日本クレジットカウンセリング協会及び新貸金業協会といった機関が想定されますが、それ以外の団体も「借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができる」ものであれば、法第12条の9に規定する団体に当たるものと考えられます。 |
| 256 | 貸金業協会を法第12条の9に定めるカウンセリング機関として資金需要者等に対して紹介できると解釈してよいか。 | 新貸金業協会も法第12条の9に規定する団体に当たるものと考えられます。 |
| 4. 監督 | | |
| 257 | 規則第26条の25により、貸金業の業務の委託を行った場合は届出事項であるが、具体的にどのような業務の委託を行った場合に届出事項となるか具体的に例記していただきたい。 例：不動産評価調査の委託、身辺調査の委託、電話受付のみの委託 | ご意見の例にある調査等が貸金業を営むために必要な業務であって、かつ当該業務を第三者に委託した場合には届出を行う必要があるものと考えられます。 |
| 258 | 規則第26条の25第1項第5号及び同第2項により反復継続して債権譲渡をする場合、包括して届出することによいか。 | 反復継続して債権譲渡をする場合であっても、その都度、2週間以内に届出を行う必要があるものと考えられます。 ただし、直近の2週間以内に行われたものをまとめて提出することは差し支えありません。 |
| 259 | 規則第26条の25第1項第5号に定める「貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合」に関して、貸金業者が金融機関等との提携商品として証券化前提の貸付商品を取り扱っている場合、毎日、債権譲渡が行われることになるが、この場合でも、その都度、2週間以内に管轄財務局長に届出を要するか。 | ご意見を踏まえ、独立行政法人住宅金融支援機構への譲渡等、他の法令の規定により法第24条の規定を適用しないこととされる場合は、債権譲渡の届出を要しないこととするよう規定を修正いたします。修正後の第5号に該当する債権譲渡については、その都度、2週間以内に届出を行う必要があるものと考えられます。 |
| 260 | 規則第26条の25第1項第6号に定める「法令に違反する行為」における法令は、強行法規である法令を意味し、かかる法令より厳しい規定を設けた場合の社内規定は含まれないという理解でよい | 法令より厳しい内容の社内規定に違反した場合には法令違反には該当しません。 「貸金業の業務の運営に支障を来たす行為」の具体的内容については、「貸金業者 |

| | | |
|-----|--|---|
| | <p>か。</p> <p>また、「貸金業の業務の運営に支障を来たす行為」とは具体的にどのような行為をいうのか明らかにされたい。</p> | <p>向けの総合的な監督指針」をご参照下さい。</p> |
| 261 | <p>規則第26条の25第1項第7号に定める「貸付けに係る契約について業として保証業者と複数の保証契約を締結した場合」とは、具体的にどのような場合を想定されているのかあきらかにされたい。</p> | <p>ご意見を踏まえ、「特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常条件とすることとなつた場合」に修正し、規定の明確化を図ることといたします。</p> <p>第7号は、貸金業者が特定の保証会社の保証を貸付けの条件とする場合に届出を求めるものであり、通常条件とは、貸金業者の子会社、親密先、提携先など、特定の保証業者と保証契約を締結することを当該貸金業者から貸付けを受けるための条件としているものを指します。また、条件にしているかどうかについては、パンフレットや契約書等における条件記載の有無にかかわらず、実態で判断する必要がありますと考えられます。</p> |
| 262 | <p>規則第26条の25第1項第8号に定める「第三者に貸金業の業務の委託を行った場合」とは、「第三者と貸金業の業務に関する委託契約を締結した場合」と理解すればよく、「個別の貸金業の業務を委託した都度」を意味しないと理解すればよいか。</p> <p>また、「第三者に貸金業の業務の委託を行なわなくなった場合」とは、「第三者と貸金業の業務に関する委託契約が終了した場合」と理解すればよく、「個別の業務委託が終了した場合」を意味しないと理解すればよいか。</p> | <p>貸金業の業務を委託した場合とは、業務委託契約の有無にかかわらず、実質で判断することとなりますが、届出の目的は委託先を把握することであり、貴見のとおり、一度届け出た委託先に個々の業務を委託する都度届出を求めるものではありません。</p> <p>業務の委託の終了についても同様です。</p> |
| 263 | <p>規則第26条の25第2項に定める「2週間以内」の期限は同条第1項第6号の場合については延長するか除外すべき。</p> | <p>第6号の届出内容としては同号に規定する行為の概要等であり、当局としても速やかに概要等を把握する必要があることから、2週間以内に届け出を求められることとしたものです。なお、事後的に新たな事実が判明した場合等には、追加的に届出を行う対応も可能と考えられます。</p> |
| 264 | <p>法第24条の6の2の規定で届出が必</p> | <p>貸金業の開業等の届出の対象となるもの</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| | <p>要とされる「業務の開始」について、「他者」の貸付契約を譲り受けて取立を行う場合や回収委託等は含まない旨を明確化すべき。</p> | <p>には「貸付契約に基づく債権の取立てを含む」とされており、誰が貸し付けた債権かは規定されていないことから、ご意見のような事例は開始の届出が必要と考えられます。</p> |
| 265 | <p>法第24条の6の4の規定について、業務停止命令に違反した場合、</p> <p>① 全て「処分違反」を事由にして取消しを行う</p> <p>② 「同一の違反行為」を行った場合のみ、当該行為を事由にして取消しを行う</p> <p>のいずれの考え方に立つべきか。</p> <p>法第24条の6の4第1項第2号の「処分」に業務停止命令（及び業務改善命令）を含むかどうか明確にして頂きたい。</p> | <p>業務停止命令違反は法第24条の6の4第1項第2号に規定する「処分に違反したとき」に該当しますが、登録の取消しを行うかどうかについては、個別の事案の内容等を総合的に勘案して決定されるものと考えられます。</p> |
| 266 | <p>貸金業者が資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を作成していないことが判明した場合であって、行政指導を行っても改善がみられないときは、法第24条の6の4第1項に該当し、業務停止処分の対象となると解されるか。</p> | <p>当該貸金業者の社内規則が「資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分」でないと判断されるのであれば、行政処分の対象となりますが、行政処分を行うかどうかについては個別の事案の内容等を総合的に勘案して決定されるものと考えられます。</p> |
| 267 | <p>登録を受けて、自らは全く貸付けを行わず、専ら他者から譲り受けた債権の取り立てや回収委託のみを業務としている業者がいるが、このような業者は、取消しや業務改善命令の対象となるのか。</p> | <p>ご意見のような事例で法令違反等があれば行政処分の対象になる場合があるものと考えられます。</p> |
| 268 | <p>法第24条の6の10の規定について、「関係者」が削除され、調査等の対象者が限定されたと考えられる。</p> <p>しかし、実際には、業者に直接関係する債務者・顧客のほかに、NTT、銀行、税務署等への調査が必要であるため、これらについて調査できるよう権限を拡大すべきではないか。</p> | <p>法第24条の6の10の規定は、他の金融関係法令の規定の例に倣って改正したのですが、旧法第42条第2項における「関係者」とは、貸金業者の役職員等を想定するものであり、これらの者については、改正法においても質問できるものと考えられます。</p> |
| 269 | <p>立ち入り検査について、検査逃れや、書類等の一部非開示があった場合、直接的に対処できる規定がないため、検査忌避等に対する直接的な処分規定を設けて頂きたい。</p> | <p>監督上の処分に関する規定は、手続保障の観点も踏まえ、他の金融関係法令の例に倣って定めているところです。なお、検査忌避については罰則の対象とされています（法第48条第1項第8号の5）。</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| 270 | <p>規則第26条の25における第三者への委託契約及び、貸金業協会への加入に関する届出は、本体施行以前に加入しているものは含まないと解してよいか。</p> | <p>規則第26条の25第1項各号については、施行日以後、各号に掲げる内容に該当した場合に届出が必要になるものです。なお、同条第1項第9号に規定されている貸金業協会とは、改正法に基づき、施行日以後に当局から認可される貸金業協会を指します。このため、旧法に基づく貸金業協会の加入及び脱退や施行日前から行っている業務委託は届出の対象にはなりません。改正法に基づく新貸金業協会の加入及び脱退については届出が必要になるものと考えられます。</p> |
|-----|---|---|

II. 過剰貸付けの禁止

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|------------------|---|---|
| 1. 指定信用情報機関制度 | | |
| (1) 指定信用情報機関の業務等 | | |
| 271 | 規則第28条第2項において指定信用情報機関の規模の要件を定めるに当たり、リアルタイム登録や名寄せが実効性ある方法で運営されることを担保とする要件を定める必要がある。 | 法第41条の20第1項の規定により、指定信用情報機関は「信用情報の正確性の確保に関する事項」(同項第4号)を定めた業務規程の認可を受けなければならないこととされており、ご指摘の要件は十分担保されるものと考えられます。 |
| 272 | 規則第28条第2項において、信用情報機関としての指定条件が定めてあるが、その条件を満たした機関が複数存在することになるのか。 複数ある場合、総借入残高はどのように把握すればよいのか。総借入残高が容易にわかる仕組みを講じてもらいたい。 | 指定信用情報機関間の連携(信用情報の交流)を前提として、複数の指定信用情報機関が存在すること自体は、法律上妨げられておりません(法第41条の20第1項第6号等)。 指定信用情報機関が複数存在する場合において、貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとするときは、全ての指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければなりません(法第13条第2項)。 なお、貸金業者がその加入する指定信用情報機関以外の指定信用情報機関が保有する情報を得ることを可能とするため、指定信用情報機関は他の指定信用情報機関の加入貸金業者の依頼に基づき、当該他の指定信用情報機関から個人信用情報の提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該依頼に応じ、個人信用情報を提供しなければならないとされています(法第41条の24第1項)。 |
| 273 | 信用情報機関の1本化を希望する。 | 複数の指定信用情報機関が存在すること自体は、法律上妨げられていないところです(法第41条の20第1項第6号等)。 なお、複数の指定信用情報機関が存在する場合には、指定信用情報機関間の連携(信用情報の交流)を求めることとしており、適正な信用情報提供等業務が確 |

| | | |
|-----|---|---|
| | | 保されるものと考えられます（法第41条の24第1項）。 |
| 274 | 規則第30条の3について、兼職が認められるケースはどのような場合が想定されるか明確にしてもらいたい。 | <p>指定信用情報機関の役員の兼職の認可に当たっては、個別具体的な事例に応じて慎重に検討する必要がある、兼職が認められる場合をあらかじめ具体的に例示することは困難です。</p> <p>なお、例えば、当該兼職により、指定信用情報機関の本務に支障がある場合、兼職先との間で利益相反のおそれがある場合には、兼職を認めることはできないものと考えられます。</p> |
| 275 | 派遣会社からの派遣社員を採用する場合は、当該派遣会社への業務委託と解釈され、規則第30条の6に示される手続が必要となるかどうか明示してもらいたい。 | <p>労働者派遣と請負又は委託との区分の実際の判断は必ずしも容易ではないところ、派遣社員の採用が業務の委託となるか否かについては、個別具体的な事例に応じて判断する必要があるものと考えられます。</p> <p>なお、派遣社員の採用が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第1号に規定する「労働者派遣」に該当すると認められる場合であれば、規則第30条の6に規定する手続は不要と考えられます。</p> |
| 276 | 個人信用情報の名寄せのための要件を明確にしてもらいたい。 | <p>法第41条の20第2項第1号の規定により、指定信用情報機関は、「加入貸金業者から資金需要者等に係る信用情報の提供を依頼された場合には、当該資金需要者等に係るすべての信用情報を提供すること」を内容とする業務規程を定めることが求められているところです。</p> <p>正確な名寄せの実施は、総量規制等の貸金業者による過剰貸付けの抑制を図る施策を実効的なものとするために非常に重要と考えられます。したがって、業務規程の認可に当たっては、債務者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先の商号又は名称、運転免許証等本人確認書類の記号番号等が適切に登録されることにより、婚姻による改姓後や転居</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | | による住所の変更後も同一人であると認識できるような体制整備が求められるものと考えられます。 |
| 277 | 個人信用情報は、法第41条の20第2項第1号に定められるとおり、名寄せを行い提供しなければならないが、結婚や転居等があった場合はコンピュータによる名寄せのみでは名寄せができないことが考えられるため、指定信用情報機関の定常業務として人間系の手作業で名寄せを行う体制の整備についても必須であることを明確にしてもらいたい。 | 法第41条の20第2項第1号の規定により、正確な名寄せを実施するための体制についても、業務規程において定められることになるものと考えられます。 |
| 278 | 照会手数料について一定の支援事項若しくは照会手数料を定額(1件につき20円など)に定めた事項を盛り込んでもらいたい。 手数料を定額としない場合、信用情報機関の照会料の費用により経営が圧迫されるようであると本末転倒であるため、照会手数料の金額については企業規模、取扱高による格差を設けることが必要である。 | 指定信用情報機関が加入貸金業者から徴収する手数料については、法律上、指定信用情報機関が一種の社会的インフラとして公的な性格を有することにかんがみ、効率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものを業務規程に定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととされています(法第41条の20第1項第5号及び第3項)。 |
| 279 | 規則第30条の9第1項に基づき記録した照会記録について、本人開示の対象としないよう何らかの措置を講じてもらいたい。 | 指定信用情報機関が取り扱う個人信用情報については、個人情報の適切な保護を図る観点から開示対象とすることが適当と考えられます。 |
| 280 | 規則第30条の9第1項において、会員業者名について記録するよう求められているが、加入業者名ではなく、加入貸金業者を識別可能な会員コードとすることを認めてもらいたい。 | 貴見を踏まえ、指定信用情報機関が信用情報提供等業務に関する記録の作成するに当たって、加入貸金業者の商号等に代えて、当該加入貸金業者を特定するに足りる符号を用いることも可能となるよう、規定を修正いたします。 |
| 281 | 規則第30条の9第1項において、会員からの提供依頼の日時について記録するよう求められているが、提供依頼日時ではなく、会員に提供した日時の記録としてもらいたい。 | 指定信用情報機関に対し、加入貸金業者から信用情報の提供の依頼があった日時の記録・保存を求めることにより、信用情報の提供の依頼から、貸付けの契約の締結に至るまでの所要期間の実態把握等にも資するものと考えられます。 |
| 282 | 「提供した個人信用情報の内容」(規則第30条の9第1項第4号)の保存については、再考をお願いしたい。 | 指定信用情報機関が「提供した個人信用情報の内容」は、指定信用情報機関の業務の適正性を確認するために必要と |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| | | 考えられることから保存を求めることとしたものです。 |
| 283 | 信用情報提供等業務に関する記録の保存期間について、「作成後三年間これを保存するものとする」(規則第30条の9第2項)とあるが、期間が短いため、最終弁済日又は当該債権の消滅の日から10年とすべき。 | ご指摘の保存期間(3年間)は、検査周期等の実務上の事情も踏まえ、資金需要者等の利益の保護の観点から必要十分な期間として設定したものです。 |
| 284 | 規則第30条の10第1項第1号について、信用情報提供契約を締結又は終了した貸金業者に関する指定信用情報機関に対する報告義務を除外してもらいたい。 | 指定信用情報機関については、指定の要件として、一定の加入貸金業者数が求められているところ(法第41条の13第1項第5号、規則第28条第2項第1号)、ご指摘の届出義務は、指定信用情報機関の加入貸金業者数の変動を正確に把握するために必要と考えられます。 |
| 285 | 規則第30条の10第2項第6号の指定機関におけるシステム障害等に係る「信用情報提供等業務の全部又は一部を停止する事故が発生したとき」の届出について、「全部又は一部」とは、信用情報提供等業務が対象であり、付随する業務は届出の対象外ということによいか。 また、「全部又は一部」について、例えば一社または一部の業者とのネットワークの障害についても届出は必要であるという解釈によいか。 | いずれも貴見のとおりと考えられます。 |
| 286 | 規則第30条の10第2項第8号において、指定信用情報機関が、加入貸金業者が「指定信用情報機関の業務規程に反する行為を行ったことを知ったとき」は内閣総理大臣に届出をすることとされている。 業務規程違反という広い範囲ではなく、加入貸金業者の信用情報に係る安全管理措置違反に限定してもらいたい。 | 内閣総理大臣は、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、信用情報の安全管理に限らず、貸金業者の業務の運営を監督する必要があるところ(法第24条の6の3等)、加入貸金業者が指定信用情報機関の業務規程に反する行為を行うことがあれば、その事実を把握するために、当該事実について指定信用情報機関に届出を求めることが必要と考えられます。 |
| (2) 個人信用情報の提供等 | | |
| 287 | 法第2条第14項において、「個人信用情報とは、個人を相手方とする貸付けに係る契約(極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。)」とある | 法第2条第14項に規定する内閣府令で定めるものを規則第1条の2の2で規定いたします。 |

| | | |
|-----|--|--|
| | が、この「内閣府令で定めるもの」は内閣府令の第何条を参照すればよいか明確にしてもらいたい。 | |
| 288 | 信用情報登録を義務化することによる政府の補助を要望する。 | 信用情報が、貸金業者における与信管理の精緻化のために用いられることにかんがみれば、信用情報に係るコストについて国の補助を講ずることは適当でないものと考えられます。 |
| 289 | 規則第30条の12において、信用情報の提供を必要としない契約から、極度方式貸付けに係る契約を除外してもらいたい。 | 貴見を踏まえ、極度方式貸付けに係る契約について個人信用情報の提供が必要となるよう、規則第30条の12の規定を修正いたします。 |
| 290 | 規則第30条の13の個人情報に含まれる事項について、総量規制の例外に該当する貸付けの場合は、その旨を本条の個人信用情報に含まれる事項に加えた方がよいと考える。 | 貴見を踏まえ、貸金業者が締結した貸付けに係る契約が総量規制の適用除外・例外となるものである場合には、その旨を個人信用情報として指定信用情報機関に提供することとするよう、規則第30条の13第2項の規定を修正いたします。 |
| 291 | 規則第30条の13について、指定信用情報機関が複数機関あり、貸金業者が複数の指定信用情報機関の会員になるケースが想定される。 借入れ情報が重複した場合に、同一借入れを2契約と判断するために、貸金業者の名称（コードのようなもの）、最終貸付日、最終返済日も項目に加えてもらいたい。 | 個人信用情報に含まれる事項については、名寄せの正確性の確保の観点、指定信用情報機関の業務負担等を踏まえつつ、必要十分と考えられるものを規定しているところです。 貴見につきましては、貴重なご意見として承り、参考とさせていただきます。 |
| 292 | 規則第30条の13に定める個人信用情報に含まれる事項は、現行の信用情報機関が保有する情報に比べて限定されているようだが、例えば、入金日や完済日などが典型例であるが、これらは情報が保有されている当人にとっても有用な情報と考えられる。 そのため、個人信用情報に含まれる事項を検討するに当たり、資金需要者等の視点も加味して、現行の信用情報機関が保有する情報の中で有用なものがあれば、新たに付け加えるべき。 | 個人信用情報に含まれる事項については、名寄せの正確性の確保の観点、指定信用情報機関の業務負担等を踏まえつつ、必要十分と考えられるものを規定しているところです。 貴見につきましては、貴重なご意見として承り、参考とさせていただきます。 |
| 293 | 規則第30条の13について、信用情報機関に提供を義務づける個人信用情 | 個人信用情報に含まれる事項については、名寄せの正確性の確保の観点、指 |

| | | |
|-----|--|--|
| | 報機関に関して、勤務先電話番号は不要か。不要であれば、現行登録しているものは削除すべきと考える。 | 定信用情報機関の業務負担等を踏まえつつ、必要十分と考えられるものを規定しているところです。 ご指摘の勤務先電話番号については、法令上は個人情報に含まれませんが、本人の同意があれば、引き続き信用情報として登録しておくことは可能と考えられます。 |
| 294 | 規則第30条の13について、信用情報機関に提供を義務づける個人情報機関に関して、契約年月日・貸付金額などがあるが、現行登録されている入金日等は登録されなくなるのか。 | 個人情報に含まれる事項については、名寄せの正確性の確保の観点、指定信用情報機関の業務負担等を踏まえつつ、必要十分と考えられるものを規定しているところです。 ご指摘の入金日等については、法令上は個人情報に含まれませんが、本人の同意があれば、引き続き信用情報として登録しておくことは可能と考えられます。 |
| 295 | 規則第30条の13について、指定信用情報機関に提供を義務づける個人情報情報は、個人の特定のために必要最小限の情報に留めるべき。電話番号や勤務先の商号等は不要。 | 個人情報に含まれる事項については、名寄せの正確性の確保の観点、指定信用情報機関の業務負担等を踏まえつつ、必要十分と考えられるものを規定しているところです。 |
| 296 | 「氏名（ふりがなを付す。）」（規則第30条の13第1項第1号）とあるが、この「ふりがな」はカタカナでもよいことを明示してもらいたい。 また、本人が申込書又は契約書に記入したふりがなという解釈でよいことを明示してもらいたい。 | 「ふりがな」をカタカナとすることは可能と考えられます。 なお、貸金業者は、個人顧客が契約書等に記載したふりがなが真正なものであるか否かについて、本人確認書類との整合性を確認するなど、正確な「氏名」及び「ふりがな」を指定信用情報機関に提供するよう努める必要があると考えられます。 |
| 297 | 規則第30条の13第1項6号について、貸金業者は、顧客が運転免許証の交付を受けている場合には、当該運転免許証の番号を指定信用情報機関へ提供することが義務づけられているが、運転免許証の交付を受けている顧客であるにもかかわらず、当該顧客による運転免許証の不携帯又は紛失等により貸金業者が当該運転免許証の番号が確認できない場合には、当該顧客から運転免許証 | 貸金業者は、「当該個人顧客が運転免許証の交付を受けている場合」（規則第30条の13第1項第6号）には、当該運転免許証に記載されている記号番号を個人情報として指定信用情報機関に提供する義務を負うこととなります。 したがって、個人顧客が運転免許証の交付を受けているか否かを確認する必要があるものと考えられます。 |

| | | |
|-----|--|---|
| | 番号を聴取するための相応な努力を行っていただければ足りると解してよいか。 | |
| 298 | 規則第30条の13第1項第6号について、顧客識別のために提供が義務づけられる情報のうち運転免許証番号については、顧客の申告がない場合には不要であることを明確にしてもらいたい。 | |
| 299 | 規則第30条の13第1項6号及び第7号について、既存債権に対しても、運転免許証等の本人確認書類を基にした記号番号の報告や免許証徴収が必要か。 | 改政府令附則第6条の規定により、既存の貸付けに係る契約については、運転免許証等の本人確認書類の記号番号の提供は努力義務としているところです。 |
| 300 | 規則第30条の13第1項第7号について、信用情報機関に提供を義務づける個人信用情報として、本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号とあるが、記号番号のないものは、本人確認書類とみなされないと解釈するべきか。 | 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則第4条においては、本人確認書類となる健康保険証、パスポート等について、必ずしも本人を特定するに足りる記号番号の記載があることを求めているところですが（同条ハ及びホ）。 したがって、当該記号番号がない書類がない場合でも、同条に規定する要件を満たすものであれば、本人確認書類として認められるものと考えられます。 |
| 301 | 規則第30条の13第2項について、顧客の支払った手数料に関する情報は本項の事項には含まれないと解してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 302 | 規則第30条の16について、貸金業者があらかじめ顧客から同意を得ることにより、信用情報機関から得た顧客の信用情報を、信用情報機関の保管期間を超えて保管することは差し支えないと理解してよいか。 | 貸金業者が指定信用情報機関の保有する信用情報を使用して行った調査の結果に関する記録の保存期間については、規則第10条の18第2項及び第10条の27第2項において別途規定しているところです。 したがって、指定信用情報機関における信用情報の保存期間を超えて、貸金業者が当該信用情報を使用して行った調査の結果に関する記録を保存する場合もあり得るものと考えられます。 |
| 303 | 規則第30条の16において、法第41条の36の第2項（提供同意）について記録の保存が義務付けられているが、 | ご指摘を踏まえ、法第41条の36第1項及び第2項に規定する同意に関する記録に関する記録の保存期間が明確と |

| | | |
|---------|---|---|
| | 同条第1項（利用同意）についても記録の保存義務があることについて明確にしてもらいたい。 | なるよう、規定を修正いたします（規則第30条の16）。 |
| 304 | ブラックリストに載った人の情報を、カード会社や銀行等が第三者提供していると思われる。こういった会社に対し、営業取消・停止の規制をしてもらいたい。 | <p>ご指摘のような行為を規制する観点から、貸金業者又はその役員若しくは職員が、指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を第三者に提供した場合には、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科の対象となる（法第47条の3第6号及び第7号）、貸金業者が実際に罰金に処せられた場合には、登録が取り消されることとなります（法第24条の6の5第1項第1号）。</p> <p>また、銀行については、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いの確保するための措置を講じることが求められていること（銀行法第12条の2第2項）を踏まえ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-3-3等において、「顧客情報の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。」としているところです。</p> |
| 305 | 指定信用情報機関による個人情報の不正流出には、割賦販売法改正にならって罰則を設けるべき。 | 指定信用情報機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、法第41条の16に規定する秘密保持義務に違反した場合、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科の対象となることとされています（法第47条の3第1項第5号）。 |
| (3) その他 | | |
| 306 | 「信用情報に関する機関」（規則第10条の3）とは、第3号施行日前までは旧貸金業法第30条第1項の「信用情報機関」を指し、第3号施行日以後は法第2条第16項の「指定信用情報機関」を指すものと考えてよいか。 | 「信用情報に関する機関」とは、法第2条第16項に規定する「指定信用情報機関」及びその他の信用情報を取り扱う機関を指すものです。 |
| 307 | 規則第10条の3において、信用情報 | 「個人信用情報」とは、個人を相手方 |

| | | |
|----------------------|---|---|
| | <p>機関から「提供を受けた情報であつて、個人である資金需用者等の借入金返済能力に関するもの」について目的外利用を禁止するための体制の構築を求めているが、法第2条第14項の「個人情報」には該当しないのか。</p> <p>法第41条の35第1項の登録を行う情報より、幅広い情報提供項目があり得るといふことか。</p> | <p>とする貸付けに係る契約に係る法第41条の35第1項各号に掲げる事項をいい（法第2条第14項）、必ずしも「個人である資金需要者等の借入金返済能力に関するもの」（規則第10条の3）と一致するものではありません。</p> |
| 308 | <p>勧誘する顧客を選別するために、個人情報に関する機関から提供を受けた情報を利用することは資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のため利用したことになるのか。</p> | <p>ご指摘のような場合、目的外使用となるおそれがあるものと考えられます。</p> |
| 309 | <p>法律上の指定信用情報機関になっていない信用情報機関であっても、貸金業に関する個人の取引履歴等の情報を取り扱うことは、特に問題がないと考えられるが、そのような理解でよいか。</p> | <p>個人情報保護法等の関係法令を遵守する限りにおいて、貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 2. 返済能力調査義務 | | |
| (1) 内容 | | |
| ① 総論 | | |
| 310 | <p>過剰融資を規制する場合に、新たに貸付けをしないのであれば、信用情報の取得は不要ではないか（過剰融資防止には役に立たず、貸金業者に負担を課すだけ。信用情報機関は儲かるが。）。</p> | <p>法第13条第2項においては、貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとする場合に、指定信用情報機関が保有する信用情報の使用を当該貸金業者に義務づけられているところです。</p> <p>したがって、信用情報を使用するまでもなく、貸金業者に貸付けの契約を締結する意思がないのであれば、信用情報の使用は不要と考えられます。</p> |
| ② 資力を明らかにする事項を記載した書面 | | |
| 311 | <p>規則第10条の23第1項に規定する契約であっても、当該貸金業者合算額が50万円超又は個人顧客合算額が100万円超の場合には、規則第10条の17第1項の書面の提出を受ける必要があるか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 312 | <p>融資額が100万円以上の時は、資力を明らかにする事項を記載した書面の提出又は提供を受けなければならない</p> | <p>貸金業者による過剰貸付けの抑制をより実効的なものとするためには、たとえ福利厚生を目的とするグループ社員</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | <p>が、福利厚生目的の融資については、書面の提出条件を拡大してもらいたい。</p> <p>当社は、グループ社員向け貸付けであるが、融資上限額は勤務先会社の人事給与支給テーブルに基づく。</p> | <p>向けの融資によるものであっても、貸金業者からの借入残高が100万円以上となるのであれば、個人顧客の資力を厳格に確認すべきことに変わりはないものと考えられます。</p> |
| 313 | <p>「勤務先に変更があつた場合」（規則第10条の17第1項）を「勤務先に変更があつたと認められる場合」としてもらいたい。</p> | <p>顧客の勤務先の変更があつた場合には、顧客の返済能力に変更が生ずる可能性が高いと考えられることから、貸金業者は、可能な限り速やかにその事実を把握できるよう努めるべきと考えられます。</p> <p>貴見のように「変更があつたと認められる場合」と規定した場合には、顧客から遠距離での住所の変更の届出があつた場合等、当該顧客の勤務先に変更があつたことが予想されるような事情があつた場合にも、貸金業者は当該顧客から申出があるまで勤務先の変更の有無について調査する必要がないと解されるおそれがあり、適当でないものと考えられます。</p> |
| 314 | <p>「勤務先に変更があつた場合その他当該書面等が明らかにする当該個人顧客の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る」（規則第10条の17第1項）とあるが、実際転職等が明らかになった場合、その時点でどのような書面があるのか。転職した直後であれば、通常、給与の支払明細書等もないと思われる。</p> <p>また、勤務して1か月の者への貸付けは不可なのか。</p> | <p>貴見を踏まえ、勤務先に変更があつた個人顧客について、</p> <p>① 新たな勤務先が確認されていること。</p> <p>② 新たな勤務先で2か月分以上の給与の支払を受けていないこと。</p> <p>の要件がいずれも満たされている場合には、当該変更前の資力を明らかにする書面の提出を受ければ足りることとするよう、規定を修正いたします。</p> <p>なお、初めて勤務した者に対しては、少なくともその者が2か月分以上の給与の支払を受けるまでの間は、原則として貸付けを行うことはできないものと考えられます。</p> |
| 315 | <p>規則第10条の17第1項について、給与明細等の書式について詳細の定めはないのか。例えば、簡易な手書きの明細書（印なし）でもよいか。</p> | <p>ご指摘のとおり、給与の支払明細書の書式については特段の制約はありませんが、支払明細書が真正なものであるか否かの判断は、各貸金業者において、慎重になされるべきものと考えられます。</p> |
| 316 | <p>本人が主婦で、夫婦での借入枠を管理</p> | <p>ご指摘のような場合においては、貸金</p> |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| | <p>しなければならない場合において、夫の借入れが増加したために源泉徴収票が必要となる場合が想定される。そのような際、主婦である本人に提出を求め、本人からなぜ請求するのかと問われた場合、夫の借入れ増加により必要となったことを伝えると情報漏洩とならないか。</p> <p>また、夫の借入れが増加したことを伝えなくても、法規制を理解していれば想像できる範囲と思われるが、問題はないか。</p> | <p>業者には、主婦に対して、夫婦で合算して年収の3分の1以下の貸付けとなっているかを調査する必要があること等、制度の内容を説明するなど、丁寧な対応が求められるものと考えられます。</p> |
| ③ 返済能力調査に関する記録の作成等 | | |
| 317 | <p>個人以外の資金需要者に対する貸付契約の場合には、「顧客等から前条第一項に規定する書面等の提出又は提供を受けた年月日」（規則第10条の18第1項第2号）は、返済能力調査記録の作成対象外であるとの理解でよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 318 | <p>第4号施行日の前の段階において、既に顧客から収入又は収益その他の資力を明らかにする書面等を受け取っている場合は、当該書面等は、「第一項の規定による調査に関する記録」（法第13条第4項）には該当しないものであるから、当該書面等について「提出又は提供を受けた年月日」（規則第10条の18第1項第2号）を記録する必要はないと解してよいか。</p> | <p>法第13条第3項ただし書の規定により、第4号施行日前に個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする書面の提出を受けていることをもって、新たに規則第10条の17第1項各号に掲げる書面の提出を受けない場合も想定されることです。</p> <p>このような場合には、過去に提出を受けた書面が、「第一項の規定による調査に関する記録」（法第13条第4項）の対象となり、規則第10条の18第1項第2号の規定により、当該書面の提出を受けた年月日の記録を作成する必要があるものと考えられます。</p> |
| 319 | <p>親会社が外国法人である等の事情から、返済能力の調査に関する記録を英文で作成している場合であっても、その調査記録が規則第10条の18第1項各号の内容を満たしている限り、問題ないとの理解でよいか。</p> | <p>規則第10条の18第1項各号に掲げる事項の記録を作成する際は、基本的には、日本語を用いるべきと考えられますが、合理的な事情がある場合であっても、和訳を付すなど、行政庁による検査・監督に支障を来さないと認められるときであれば、英語を用いることも妨げられないものと考えられます。</p> |
| 320 | <p>「顧客等の資力に関する調査の結果」（規則第10条の18第1項第3号）、</p> | <p>「顧客等の資力に関する調査の結果」については、返済能力の調査の結果明ら</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| | <p>「顧客等の借入れの状況に関する調査結果」（同項第4号）とあるが、具体的に想定されている調査結果として記載すべき内容を明らかにされたい。</p> <p>単に収入額や、借入額を記載すればよいと理解してよいか。</p> | <p>かとなった「顧客等の収入又は収益その他の資力」（法第13条第1項）の記録を作成する必要があるものと考えられます。</p> <p>「顧客等の借入れの状況に関する調査結果」については、借入額のほか、借入件数、各貸付けに係る契約の内容（総量規制の適用除外・例外となる契約であれば、その旨）等、調査の結果判明した「借入れの状況に関する」あらゆる事項の記録を作成する必要があるものと考えられます。</p> |
| 321 | <p>「指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して行った調査の結果」（規則第10条の18第1項第4号）とは、指定信用情報機関より得た信用情報（既存借入件数、同金額、異動情報等）のすべてを含むのか。</p> | <p>ご指摘のような借入件数、借入額、延滞等の異動情報のほか、各貸付けに係る契約の内容（総量規制の適用除外・例外となる契約であれば、その旨）等、調査の結果判明した「借入れの状況に関する」（規則第10条の18第1項第4号）あらゆる事項の記録を作成する必要があると考えられます。</p> |
| 322 | <p>「その他法第十三条第一項の規定による調査に使用した書面又はその写し」（規則第10条の18第1項第5号）とあるが、これは何を意味するか。</p> | <p>例えば、顧客等が法人である場合における当該法人の収益を明らかにする書面が考えられます。</p> |
| 323 | <p>規則第10条の18に関し、顧客等の返済能力の調査の結果については、内閣府令で定める方法により所定の期間保存する義務があるが、審査の結果、契約締結に至らなかった顧客等についての調査結果は、保存義務はないと考えてよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 324 | <p>規則第10条の18について、当該記録は、電磁的記録に代えることは予定されているか明らかにされたい。</p> <p>また、調査により入手した証明書類の現物に代えて、電磁的記録による保存が認められるか。</p> | <p>規則第10条の18第1項各号に掲げる事項の記録について、電磁的記録として作成・保存することは差し支えないものと考えられます。</p> <p>ただし、規則第10条の17第1項各号に掲げる書面の提出を現物で受けた場合に、貸金業者がそれを電磁的記録化して保存する取扱いは、当該書面の改ざん等がなされる可能性を排除できないことから、適当でないものと考えられます。</p> |

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 325 | 債権を他人に譲渡した場合には、「当該債権の消滅」（規則第10条の18第2項第1号）と同様に解釈してよいか。 | 債権の譲渡は、「当該債権の消滅」には含まれないものと考えられます。 |
| 326 | 規則第10条の18第2項第1号について、保存期間を最終の返済期日までとしているが、少なくとも取引終了後3年程度とすべき。 | ご指摘の保存期間（最終の弁済期日まで）は、債務の弁済が終了していることも踏まえ、資金需要者等の利益の保護の観点から必要十分な期間として設定したものです。 |
| ④ 極度方式基本契約の極度額を増額する場合 | | |
| 327 | 極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合として、一時的に極度額を減額していた場合に、「相手方と連絡することができたことにより、極度額を当該減額の前額まで増額する場合」（規則第10条の19）とあるが、「連絡」とは、電話による連絡に限定されるものではなく、現金自動支払機その他の機械による画面による表示による方法も含まれると解釈してよいか。 | 規則第10条の19に規定する「連絡」とは、電話による連絡に限定されるものではありませんが、極度額を増額するに足る事情が推認されるものである必要があると考えられます。 |
| 328 | 規則第10条の20について、当該記録は、電磁的記録に代えることは予定されているか明らかにされたい。 | 規則第10条の20第1項各号に掲げる事項の記録について、電磁的記録として作成・保存することは差し支えないものと考えられます。 ただし、規則第10条の17第1項各号に掲げる書面の提出を現物で受けた場合に、貸金業者がそれを電磁的記録化して保存する取扱いは、当該書面の改ざん等がなされる可能性を排除できないことから、適当でないものと考えられます。 |
| (2) 適用除外 | | |
| ① 極度方式貸付けに係る契約 | | |
| 329 | 一時的に全額返済した場合（残高0円となった場合）に、極度方式基本契約を継続して利用する（貸付けを受ける）際は、「極度方式貸付けに係る契約」（規則第10条の16第1号）に該当すると解釈してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| ② 手形の割引を内容とする契約 | | |
| 330 | 「融通手形」（規則第10条の16第2号）とはどのようなものをいうのか。 | 「融通手形」とは、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融 |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>また、どうやって見分けるのか。</p> <p>一般に、「融通手形」であるかどうかは事後的に判明する。もし「融通手形」と判明していれば、不渡りの可能性が大きく、自ら損失を招くようなことはしない。いかなる事前調査義務があるのかを明確化するよう提案する。</p> | <p>支援のために振り出された手形を指すものと考えられます。</p> <p>また、各貸金業者において手形の割引を行う場合には、与信管理の観点から、各貸金業者の判断で、当該手形が「融通手形」であるか否かの確認が行われるものと考えられます。</p> <p>なお、ご指摘の規定は、仮に各貸金業者において「融通手形」と判断された手形の割引を行うとすれば、返済能力調査義務が課されることを明確化する趣旨で定めたものであり、あえて「融通手形」の定義等を規定する必要はないものと考えられます。</p> |
| <p>③ 金融商品取引業者が保護預りをしている有価証券を担保として行う金銭の貸付けに係る契約</p> | | |
| <p>331</p> | <p>規則第10条の16第2号(規則第1条の2の2第3号及び第4号)について、貸付けの債権者が金融商品取引業者であることを条文上明確化するべきではないか。</p> | <p>貴見を踏まえ、規則第1条の2の2第3号及び第4号の規定が、金融商品取引業者が行う貸付けについての規定であることが明らかとなるよう、規定を修正いたします。</p> |
| <p>332</p> | <p>規則第10条の16第2号(規則第1条の2の2第3号)について、「当該顧客が当該有価証券を引き続き保有するために必要なもの」との規定を削除してもらいたい。</p> | <p>金融商品取引業者は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保護預りをしている有価証券を担保とすること ② 顧客が当該有価証券を引き続き保有するために必要であること ③ 500万円を超えないこと <p>の要件を満たす金銭の貸付けについては、貸金業法の規制の対象外の業務として行えることとされています(金融商品取引法第35条第1項、金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第1号)。</p> <p>これらの要件のうち、③の要件のみを満たさない高額な貸付けを金融商品取引業者が行う場合には、そのような貸付けは総量規制になじまず、当該金融商品取引業者にあえて貸金業法上の信用情報の使用義務を課す必要はないものと考えられること等から、このような場合に返済能力調査義務及び総量規制を課さないことを明確にする趣旨でご指摘のような規定振りとしているところで</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| | | す。 |
| 333 | 規則第10条の16第2号(規則第1条の2の2第3号)について、「貸付けの時における当該有価証券の時価の範囲内」とあるが、業者側における貸付けの決定の時点に修正してもらいたい。 | 仮に、ご指摘のように修正した場合、業者側が貸付けの決定時点を正確に証明することは一般的に困難であり、恣意的に決定時期が変更されるおそれもあることから、適当でないものと考えられます。 |
| 334 | 規則第10条の16第2号(規則第1条の2の2第3号)及び規則第10条の21第1項第5号(規則第1条の2の2第3号)について、返済能力調査・総量規制の例外として、広く、時価評価の可能な資産(権利を含む。)を担保とした貸付けを規定してもらいたい。 | 貸金業者による過剰貸付けの抑制を実効的なものとするためには、貸付けの契約については、原則として、返済能力調査義務及び総量規制を課すべきと考えられます。 担保がある貸付けの契約であったとしても、担保価値が減少することも想定され、個人顧客の年収を返済資源とせざるを得なくなる可能性も否定できないことから、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して、個人顧客の資力を確認しておくことが適当と考えられます。 |
| 335 | 規則第10条の16第2号及び規則第30条の12(規則第1条の2の2第3号)の規定において、金融商品取引業者が行う有価証券を担保とした貸付けは、それぞれ「指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務の例外」、「信用情報の提供を必要としない契約」と規定されている。 これは有価証券担保貸付けが総量規制の適用除外とされているのと同様、借入金の返済が滞った場合には、金銭消費貸借契約において、担保有価証券の処分による借入金の返済が行われるため、借入者の担保有価証券以外の返済能力に依存しないと考えられているためと考えられる。 金融商品取引業者と親会社が同一の貸金業者(いわゆるグループ会社)が、当該金融商品取引業者を媒介者として、保護預り有価証券を担保として有価証券の時価の範囲内で行う金銭の貸付けについても、同様の手当てをしてもらい | 貸金業者による過剰貸付けの抑制を実効的なものとするためには、金融商品取引業者との資本関係を理由に貸金業者の返済能力調査義務等を免除することは、適当でないものと考えられます。 |

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| | たい。 | |
| ④ 貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約 | | |
| 336 | 「貸金業者を債権者とする金銭の貸借の媒介に係る契約」(規則第10条の16第2号(規則第1条の2の2第5号))とあるが、「貸金業者」のみに限定するのではなく、銀行その他預金取扱金融機関が債権者となる場合まで含めてもらいたい(預金取扱金融機関等のための貸付けの媒介・代理行為は銀行代理業等については、銀行代理業等に該当し、その規制に従うべきものであるが、一方で、借入人のための媒介という概念が存在(銀行代理業関連政令・規則発表時のパブコメに記載)し、借入人の調査は預金取扱金融機関において実施されており、二重の調査は不要と考える。) | 貸金業者による過剰貸付けの抑制を実効的なものとするためには、債権者が貸金業者以外の者である場合であって、貸金業者が媒介者となるときは、当該媒介者たる貸金業者に返済能力調査義務を課すことが必要と考えられます。 |
| ⑤ その他 | | |
| 337 | 規則第10条の16に、非営利・公益・低利融資法人による融資を含めるべきである。 | 貸金業者による過剰貸付けの抑制を実効的なものとするためには、債権者の属性や貸付けの契約の内容にかかわらず、原則として、返済能力調査義務を課すことが必要と考えられます。 |
| (3) 極度方式基本契約を締結している場合における途上与信 | | |
| ① 総論 | | |
| 338 | 貸金業者は、1か月に5万円以上の貸付けがあった場合、また貸付けが行なわれていなくても3か月ごとに指定信用情報機関を利用して顧客の信用情報を調査することが義務づけられているが、この法令はいつごろ施行されるのか。 | 第4号施行日に施行されます。 |
| 339 | 積極的に貸金業者、信用情報機関が本来のリアルタイムでの照会調査を実施し易い環境を提供していくべきである。 リアルタイムでの照会調査を実施した場合は、法第13条の3第1項、第2項の義務づけの適用除外措置又は期間、金額の緩和措置をし、業界が積極的にリアルタイムでの照会、報告を取り込みやすいよう誘導していくべきである。 この考え方を内閣府令に取り込むべきである。 | システム面での体制整備や時間・コスト面の制約から、ご指摘のような仕組みを早期に実現することは困難が伴うものと考えられます。 このような制約がある中での最善の策として、極度方式基本契約についても過剰貸付けの抑制を図るため、個人顧客に対し、貸付けの状況を勧告し、また、定期的に、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して総量規制に抵触していないかを調査することを貸金業者 |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| | | に求めることとしているところです。 |
| ② 基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件等 | | |
| 340 | 「一月以内ごとに区分した各期間」(規則第10条の24第1項第1号)とあることから、各期間については、業者が任意に設定できると解してよいか。 | 基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件について、各期間の設定方法(契約締結日から1か月以内の一定の期日の設定方法は任意、その後は当該一定の期日から1か月ごとの期間に区分)が明確となるよう、規則第10条の24第1項第1号の規定を修正いたします。 |
| 341 | 基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件について、1か月以内に合計5万円以上の貸付けが発生した月毎とされているが、調査のタイミングは累計で1か月5万円以上となった時点で調査し、その後の調査は最終調査日を起点に1か月という解釈になるのか。もしくは、単純に毎月の月初から月末までを1か月としてとらえるのか。 | |
| 342 | 規則第10条の24及び10条の25の調査要件が重複する場合は、1回の調査により双方の調査を行ったとみなされるものと理解してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 343 | 基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件について、残高要件の極度方式貸付けの金額の合計額5万円を10万円に、極度方式貸付けの残高の合計が10万円を20万円に変更することを要望する。 | ご指摘の調査の要件については、極度方式基本契約による過剰貸付けの抑制を図る観点から実務的な検討を行い、その実効性を確保するために必要と考えられる水準を規定しているところです。 |
| 344 | 基準額超過極度方式基本契約に係る調査を行うまでの期間は、期間の末日から少なくとも3週間から1か月は必要である。 | 貴見を踏まえ、実務を考慮し、規則第10条の24第2項に規定する基準額超過極度方式基本契約に係る調査期間を「二週間」から「三週間」に修正いたします。 |
| 345 | 基準額超過極度方式基本契約に係る調査について、規則第10条の24第2項で調査期間が定められているが、この期間は信用情報機関への照会までの期間であり、調査の完了までではないと考えてよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 なお、規則第10条の24第2項に規定する調査期間は、基準額超過極度方式基本契約に該当するか否かの調査を完了するまでの期間ではなく、当該極度方式基本契約に係る個人信用情報の提供を指定信用情報機関に依頼するまでの期間であることが明らかとなるよう、規定を修正するとともに、実務を考慮し、「二週間」を「三週間」に修正いたします。 |
| 346 | 規則第10条の24第2項について、 | 規則第10条の24第2項に規定す |

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| | <p>信用情報の照会は2週間を経過する日までに行うと解することができるが、システム障害や休日(年末年始や連休)など、やむを得ない理由により2週間を超えた場合の例外はありうると解してよいか。</p> | <p>る調査期間は、基準額超過極度方式基本契約に該当するか否かの調査を完了するまでの期間ではなく、当該極度方式基本契約に係る個人信用情報の提供を指定信用情報機関に依頼するまでの期間であることが明らかとなるよう、規定を修正するとともに、実務を考慮し、「二週間」を「三週間」に修正いたします。</p> <p>なお、休日(年末年始や連休)等を理由に期限を越えることは認められないものと考えられます。</p> |
| 347 | <p>基準額超過極度方式基本契約に係る調査の要件について、1か月以内に合計5万円以上の貸付けが発生した月毎となっているが、1か月の利用実績集計後、調査のタイミングについてはどの程度の猶予期間が設けられるのか。(猶予期間が設定される場合、調査基準日をできるだけ遅く設定した業者が有利と感ずるが。)</p> | <p>規則第10条の24第1項第1号の規定により区分した「それぞれの期間」の末日から3週間を経過する日までに指定信用情報機関に信用情報の提供を依頼する必要があります。</p> |
| <p>③ 極度方式基本契約に係る定期的な調査</p> | | |
| 348 | <p>リボ契約における途上与信時は、追加利用が無くても3か月に1回照会が必要となっているが、証書貸付けの場合は不要か。また包括契約の継続における残高0債権は未利用であっても3か月に1回信用情報の照会が必要か。</p> | <p>貸金業者が、個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、法第13条の3第2項の規定による定期的な調査が必要であり、極度方式基本契約を締結していない場合には、不要です。</p> <p>なお、極度方式基本契約が継続している場合であっても、極度方式貸付けによる借入残高が10万円未満であれば、当該定期的な調査は必要ありません(規則第10条の25第3項第1号)。</p> |
| 349 | <p>規則第10条の25第1項について、3か月というのは、具体的にいつの時点から3か月以内が明らかにされたい。基本契約締結時から3か月か、それともカレンダーで1月から3月までの3か月などと考えるのか。</p> | <p>極度方式基本契約締結時から3か月以内で貸金業者が任意に設定する期間ごとと考えられます。</p> |
| 350 | <p>「三月以内」(規則第10条の25第1項)を「一年以内」に変更することを要望する。</p> | <p>ご指摘の定期的な調査の頻度については、極度方式基本契約による過剰貸付けの抑制を図る観点から実務的な検討を行い、その実効性を確保するために必要と考えられる期間を規定していると</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | ころです。 |
| ④ 極度方式基本契約に係る定期的な調査等における資力を明らかにする事項を記載した書面 | | |
| 351 | 資力を明らかにする事項を記載した書面による極度額の調整に関し、施行日に極度額超過となっていると予測される顧客に対しての事前告知について法が施行される前に該当する全会員に告知しなければならないのか。告知が必要ならば、その方法について規定があるのか。 | ご指摘のような事前告知について、法令上の義務はありません。 施行後、極度方式個人顧客合算額が100万円を超えている場合には、順次、当該個人顧客から規則第10条の17第1項に規定する書面の提出を受けることになるものと考えられます。 なお、任意にご指摘のような事前告知を行うことは妨げられないものと考えられます。 |
| 352 | 資力を明らかにする事項を記載した書面による極度額の調整に関し、毎月収入があるが金額が一定ではないアルバイト就業者等の返済能力の調査及び極度額調整を実施する場合は、どうするのか。 | 規則第10条の17第1項に規定するとおり、直近の源泉徴収票等（給与の支払明細書の場合には、直近の2か月分以上）により資力を明らかにすることとなります。 |
| 353 | 規則第10条の26第1項の規定について、「資力を明らかにする事項を記載した書面」（規則第10条の17）の提供を受けなければならないとあるが、当該顧客が所得証明書類の提出を拒否している場合は、極度額の抑止等の対応をとることにより、過剰貸付けの抑止を図ることができるのであるから、当該要件を満たしたと解してよいか。 | ご指摘のような場合には、新たな極度方式貸付けを停止する措置（規則第10条の29第2号に掲げる措置）を講ずることが必要と考えられます。 |
| 354 | 規則第10条の26第2項に規定する「資力に変更があつたと認められる場合」とは、その時点で貸金業者が把握している情報により、資力に変更があつたと認められる場合に限定されるべき。 | 貸金業者は、過剰貸付けを抑制するため、可能な限り、個人顧客の正確な資力を把握できるよう努める必要があるものと考えられます。 したがって、ご指摘のように、その時点で貸金業者が把握している情報のみで資力の変更の有無を判断すれば足りるとすることは、適当でないものと考えられます。 |
| 355 | 規則第10条の26第2項に関して、「極度方式基本契約に係る調査（法第13条の3第3項）においては、一定の要件の下、過去3年以内に発行されたものの提供を受けている場合」との説明があ | 「当該期間内に個人顧客の勤務先に変更があつた場合その他当該書面が明らかにする当該顧客の資力に変更があつたと認められる場合」（規則第10条の26第2項）を除くとの趣旨です。 |

| | | |
|---------------------------------------|---|--|
| | る（別紙２－１（３）③）が、「一定の要件の下」とは、どのような要件か。 | |
| 356 | <p>規則第１０条の２６第２項について、過去３年以内に発行されたもの提供を受けている場合は、新たな提供は不要とするとあるが、一度、基準額超過により資力を証明する事項を記載した書面を取得した場合、再取得は不要としてよいのではないか。</p> <p>したがって、再取得が不要であることを追加してもらいたい。</p> | <p>貸金業者による過剰貸付けの抑制を実効的なものとするためには、原則として個人顧客の現在の資力に基づき、途上与信を行うことが適当であり、個人顧客の資力を明らかにする書面の再取得を不要とすることは適当でないものと考えられます。</p> <p>なお、ご指摘の規定は、貸金業者が、極度方式基本契約が基準額超過極度方式基本契約に該当するか否かを確認するために、個人顧客の資力を明らかにする書面の提出を受けることが必要となった場合に、既に過去３年以内に発行された当該書面を取得しているときには、改めて提出を受ける必要はないこととする趣旨のものです。</p> |
| 357 | <p>基準額超過極度方式基本契約に係る調査において、提供を受けなければならないとされているいわゆる収入証明書について、過去５年以内に発行されたものとしてもらいたい。</p> | <p>極度方式基本契約に係る調査等に用いる資力を明らかにする書面の有効期間については、個人顧客の資力の変更の可能性等を踏まえ、原則として３年とすることが適当と考えられます。</p> <p>ただし、貴見を踏まえ、発行日から３年目に個人顧客の勤務先に変更がないことが確認されることを条件として、貸金業者が既に過去５年以内に発行された規則第１０条の１７第１項各号に掲げる書面の提出を受けている場合には、改めて当該書面の提出を受ける必要がないことになるよう、規定を修正いたします。</p> |
| ⑤ 極度方式基本契約に係る定期的な調査等に関する記録の作成等 | | |
| 358 | <p>規則第１０条の２７第１項第２号に掲げる事項の記録について、極度方式基本契約に係る定期的な調査における返済能力の調査に関する記録の作成において、過去に提出又は提供を受けている等の理由により、顧客から「資力を明らかにする事項を記載した書面」（規則第１０条の１７）の提出又は提供を新たに受けていない場合は、過去に提出又は提</p> | <p>ご指摘の規則第１０条の２７第１項第２号に掲げる事項は、あくまで規則第１０条の１７第１項に規定する書面の「提出又は提供を受けた年月日」であるため、当該年月日を記載する必要があるものと考えられます。</p> |

| | | |
|----------------|--|---|
| | 供を受けた書類の発行年月日が分かる記載を残すものと解してよいか。 | |
| 359 | 規則第10条の27第1項第2号及び第3号に関し、資力調査の結果の記録は不要であるとする。 必要である場合は、過去に行った資力調査の結果を繰り返し記載するものと解してよいか。 | 法第13条の3第3項ただし書の規定により、新たに規則第10条の17第1項に規定する書面の提出を受けない場合には、同内容の資力の調査の結果を記載するものと考えられます。 |
| 360 | 規則第10条の27第1項第4号について、返済能力調査の記録とは信用情報以外には、どのような調査を実施し保管すべきか。 | 返済能力の調査の過程において、信用情報として指定信用情報機関に登録される情報以外にも、当該個人顧客の返済能力を左右し得る情報（例えば、銀行からの借入額が多額であるとの情報等）が判明していれば、規則第10条の27第1項第4号に掲げる事項の記録として作成・保存するべきと考えられます。 |
| 361 | 「調査に使用した書面又はその写し」（規則第10条の27第1項第5号）とは、調査に使用したものが電磁的記録である場合には、電磁的記録として保存しておけば足りると理解してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 362 | 極度方式基本契約を締結している顧客の信用情報調査の記録を、作成後3年間保存しなければならないとあるが、保管方法としてはデータベース・紙ベースどちらでもよいのか、指定があるのであればどのような保存方法が望ましいか。 | 規則第10条の27第1項各号に掲げる事項についての記録を書面で作成した場合には当該書面を、電磁的記録により作成した場合には当該電磁的記録を保存すればよいものと考えられます。 ただし、規則第10条の17第1項各号に掲げる書面の提出を現物で受けた場合に、貸金業者がそれを電磁的記録化して保存する取扱いは、当該書面の改ざん等がなされる可能性を排除できないことから、適当でないものと考えられます。 |
| 363 | 規則第10条の27第2項について、記録の保存期間を3年としているが、期間が短いため、10年とするなど、長期化を図るべき。 | ご指摘の保存期間（3年間）は、検査周期等の実務上の事情を踏まえ、資金需要者等の利益の保護の観点から必要十分な期間として設定したものです。 |
| 3. 総量規制 | | |
| (1) 内容 | | |
| ① 総論 | | |
| 364 | 目的自由というでたらめな貸付けも禁止すべき。本来、貸金業者の融資はす | 貸金業は、消費者及び事業者の多様な資金需要に対応して、預金という原資の |

| | | |
|-----|---|---|
| | <p>べて目的を審査した上で行うべきで、医療費もこのひとつになり得る。</p> <p>融資方法を元利均等払いの目的ローンにすれば過剰融資は確実に防げる。</p> | <p>性格上リスクの高い融資には慎重に対処せざるを得ない預金取扱金融機関の融資を補完する機能を有するものです。</p> <p>このような中で、仮に貸金業者による資金提供を目的ローンのみに限定することは、消費者及び事業者にとっても、貸金業者から資金を借り入れる途が狭められることとなり、必ずしも適当でないものと考えられます。</p> <p>なお、今回の法改正において、過剰貸付けを抑制するための措置としては、年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止する総量規制を導入したところです（法第13条の2）。</p> |
| 365 | <p>総量規制について、個人がいくらまで借金をできるのかを国が決めるのはおかしい。自分のことは自分で決め、自分で責任を取ることが、大人として普通ではないか。</p> <p>生活する上で限度を超える借入れがどうしても必要な場合はどうすればよいのか。現在借入れの無い方は急な借入れを受けることができるが、現在借入れの範囲を超えている人はどうすればよいのか。</p> <p>ごく少数の人のために、多くの人が利便性を失うことは不合理だと思う。</p> | <p>多重債務の大きな要因の一つとして、顧客の返済能力を超える過剰貸付けが行われていることが挙げられていることを踏まえ、今回の法改正により、年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止する総量規制導入したところです（法第13条の2）。</p> <p>ただし、すべての貸付けについて総量規制を課すことはせず、住宅資金貸付契約等は適用除外とし、個人顧客に定型的に返済能力がある健全な資金ニーズと認められる貸付けに係る契約については総量規制の例外として取り扱うなど、利用者利便を損なうことがないよう、配慮しているところです。</p> |
| 366 | <p>学生への貸付けに対して規定や制限があるのか、親権者の同意は不要か。</p> | <p>借り手が学生であっても、年収等があれば、貸金業者は、原則としてその年収等の3分の1を超えない範囲で金銭の貸付け行うことは可能です。</p> <p>なお、学生が未成年である場合は、民法の規定に従うこととなります。</p> |
| 367 | <p>保証人については、総量規制（年収3分の1）という規制はなく、保証履行能力の確認のみでよいか。</p> | <p>ご指摘のとおり、保証人については、総量規制は課されておりません。ただし、保証人となろうとする者の借入残高が既に年収等の3分の1を超えている場合に、主債務者になってその借入れを返済することとなれば、事実上、総量規制の趣旨が没却されてしまうことに</p> |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| | | <p>なることから、原則としてそのような者と保証契約を締結すべきではないと考えられます。</p> <p>なお、このような場合に原則として保証契約の締結が禁止されることは、新貸金業協会の自主規制規則に盛り込まれる予定と承知しています。</p> |
| 368 | <p>保証人の年収との関係で総量規制を超える貸付けを禁止するガイドラインを策定すべきである。</p> | <p>「貸金業者向けの総合的な監督指針」において、総量規制の円滑な導入を図る観点から、保証人となろうとする者について、収入、保有資産、他からの借入状況及び既往借入額の返済状況等の調査を行っているかなどを監督上の着眼点として盛り込むことを予定しています。</p> <p>また、新貸金業協会の自主規制規則においても、同様の内容が盛り込まれる予定と承知しています。</p> |
| ② 年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額等 | | |
| 369 | <p>年間の給与に類する定期的な収入の確認として、零細企業法人の代表者個人顧客の場合は、損益決算書の確認でよいか。</p> <p>また、定期的な雑収入及び配当金は収入とみなしてよいか。</p> | <p>年間の給与に類する定期的な収入については、規則第10条の22第1項各号に掲げるものに限定されており、法人としての利益を代表者個人の年収とすることはできないものと考えられます。</p> <p>また、ご指摘の定期的な収入及び配当金については、具体的にどのようなものを想定されているのか、必ずしも明らかではありませんが、同項各号に掲げるものに該当しない限り、収入とみなすことはできないものと考えられます。</p> |
| 370 | <p>規則第10条の22第2項各号の方法のいずれかにより算出されるものである限り、「その年間の給与」（法第13条の2第2項）には、兼業農家等で給与の他に事業所得等がある場合における当該事業所得も合算することが可能と解してよいか。</p> | <p>年間の給与に類する定期的な収入については、規則第10条の22第1項各号に掲げるものに限定されており、兼業農家における事業所得を合算することはできないものと考えられます。</p> <p>なお、兼業農家である個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約については、事業を営む個人に対する貸付けに係る契約として、事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められること等の要件を満たす場合には、総量規制の例外として取り扱うことが可能です。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| 371 | <p>収入が年金のみである個人の場合において「年間の年金の金額」（規則第10条の22第1項第1号）を給与に類する定期的な金額とすることは反対。</p> | <p>年金を収入として取り扱わないことにすれば、収入が年金のみである者は、原則として貸金業者から資金を借り入れることができなくなることから、適当でないものと考えられます。</p> |
| 372 | <p>「年間の定期的に受領する不動産の賃貸収入（事業として行う場合を除く。）の金額」（規則第10条の22第1項第3号）における「事業として行う場合」とは、何室以上又は何棟以上の場合をいうのか（所得税法上の事業規模は概ね10室以上又は概ね5棟以上と思われるが、同様か。）。</p> | <p>「事業として行う場合」の該当性判断については、ご指摘のとおり、税法における区分（事業所得とされるか否か）を踏襲することになるものと考えられます。</p> |
| 373 | <p>規則第10条の22第2項に規定する「給与」、「賞与」の額とは、総支給額で年収と判断してよいのか。それとも社会保険料等を控除した可処分額なのか。</p> | <p>総支給額で差し支えありません。</p> |
| 374 | <p>規則第10条の22第2項について、給与の算定根拠は、直近の2月分以上の給与の1月当たりの平均額に12を乗じた額としているが、2月と1月に大差はないため、収入を証明するものとしては1月分としてもらいたい。</p> | <p>給与の支払明細書を基に年収額を算出する場合には、可能な限り正確な年収額を算出する観点から、複数月の明細書を基に1か月当たりの平均額を基準とすることが適当と考えられます。</p> |
| 375 | <p>「年間の給与を算出する場合には、直近の二月分以上の給与」（規則第10条の22第2項第2号）とあるが、転職直後には、新たな勤務先の給与明細書2月分の提出を受けることは不可能であるため、以前の勤務先の給与明細書と新たな勤務先の給与明細書2月分をもって「直近の二月分以上の給与」と解してよいか。</p> <p>あるいは、初めて就職した直後には、給与明細書2月分の提出を受けることは不可能であるため、採用内定通知書等の今後の給与所得を推測できる書類を給与明細書の代用として認めてもらいたい。</p> | <p>貴見を踏まえ、勤務先に変更があった個人顧客について、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たな勤務先が確認されていること。 ② 新たな勤務先で2か月分以上の給与の支払を受けていないこと。 <p>の要件がいずれも満たされている場合には、当該変更前の資力を明らかにする書面の提出を受ければ足りることとするよう、規定を修正いたします。</p> <p>なお、勤務先に変更があった場合には、原則として変更後の資力をもって返済能力を捉える必要があり、変更前の給与の1か月分及び変更後の給与の1か月分をもって、2か月分の給与とすることはできません。</p> |
| 376 | <p>規則第10条の22第2項第3号について、地方税から合理的に算出する方法とは、扶養人数、社会保険料等、客観</p> | <p>詳細な算出方法については、個別具体的に判断する必要がありますが、基本的には、貴見のとおりと考えられます。</p> |

| | | |
|-------------------|---|--|
| | 的な情報を確認した上で、地方税から逆算した課税所得金額に所得控除額と給与所得控除額を加えて年収額を算出する方法と解してよいか。 | |
| 377 | 「地方税額を基に合理的に算出する方法」(規則第10条の22第2項第3号)は、合理的範囲内で貸金業者が独自に定める方法と理解してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 なお、詳細な算出方法に合理性があるか否かについては、個別具体的に判断する必要があるものと考えられます。 |
| (2) 適用除外 | | |
| ① 住宅ローン | | |
| 378 | 規制対象となる貸金業者(具体的には、住宅ローンを取り扱うノンバンクないしはモーゲージバンクを想定)が、既に他金融機関等から住宅ローンの貸付けを受けている顧客に対し、自社ローン商品による借換融資を行う場合、総量規制の対象となり、借換所要額の貸付けができないという問題が発生する。 このような借換えについては、法第13条の2に規定する過剰貸付け等の禁止の対象とはならないような措置をなすべき。 | 法第13条の2を受けた規則第10条の21第1項第1号に掲げる「不動産の建設若しくは購入に必要な資金(借地権の取得に必要な資金を含む。)又は不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約」には、ご質問のような借換えも含むものと解されます。 |
| 379 | 「不動産の建設若しくは購入に必要な資金」(規則第10条の21第1項第1号)について、頭金・諸費用・外溝工事等に係る契約も個人過剰貸付契約から除外される契約に該当することでよいか。 | 規則第10条の21第1項第1号に掲げる契約に該当するか否かについては、個別具体的に判断することが必要と考えられますが、ご指摘の頭金、外溝工事のために必要な資金の貸付けに係る契約については、基本的にはこれに該当するものと考えられます。 |
| 380 | 「不動産(借地権を含む。)の売買契約書又は建設工事の請負契約書その他の締結した契約」(規則第10条の21第2項第1号)とあるが、「その他の締結した契約書」とは、具体的に何を指すのか。 | 例えば、借地権を設定する場合における土地賃貸借契約が考えられます。 |
| ② 自動車購入時の自動車担保ローン | | |
| 381 | 自動車ローンは、「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」(法第13条の2第2項)とされているが、住宅ローンと平仄をとって規則第10条の21第1項に規定するべきではないか。 | 貴見を踏まえ、自動車購入時の自動車ローンについては、規則第10条の21第1項に規定することといたします。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 382 | <p>自動車購入に必要な資金の貸付けに係る契約は、所有権留保ないし譲渡担保が付される場合に限定されているが、かかる担保等が付されたところで、個人顧客の他の資産に対し執行すること等が禁じられるものではない。したがって、所有権留保ないし譲渡担保が付される場合に限定することは不要ではないかと思われる。</p> <p>契約締結時に自動車を融資金の担保とする旨を記載した念書を資金需用者から徴収したり、貸付けに係る契約書の約款において（名義の如何にかかわらず）所有権留保条項を設定したりしていれば、所有権については留保しない場合も総量規制の例外となる自動車担保ローンと同等の取扱いを受けると解してよいか。</p> | <p>自動車購入時の自動車ローンについては、住宅ローンと平仄をあわせ、規則第10条の21第1項に規定することといたします。</p> <p>住宅ローンが総量規制の適用除外とされているのは、通常は、適切な返済計画に基づいて当該住宅を担保に貸付けが行われ、定型的に低利で返済期間が長期にわたるものであり、また債務額が多額であることから、総量規制になじまないと考えられることによるものです。</p> <p>このため、自動車ローンについても、自動車購入に必要な資金の貸付けに係る契約を総量規制の適用除外とする以上は、所有権が留保されていること又は譲渡担保とされていることを条件とすることが適当と考えられます。</p> <p>ご指摘のように、自動車を担保とする旨を記載した念書を徴収することや、所有者の名義を貸金業者とせず、契約約款において所有権留保条項を設けることでは、貸金業者は所有権を有することとならない（所有権留保又は譲渡担保の要件を満たさない）ため、総量規制の適用除外とすることはできないものと考えられます。</p> |
| 383 | <p>自動車購入時の自動車担保ローンについて、所有権を留保せず、総量規制の例外とならない場合、一部の銀行等で所有権を留保しないマイカーローンが取り扱われている一方で、同内容のローンを貸金業者が行うと総量規制の対象となることについて貸金業者側が説明する責任がある。</p> <p>その際の回答として、規制を受ける法律の違いについて説明すれば、資金需要者への説明責任を果たしているものと解してよいか。</p> | <p>ご指摘の説明責任については、個人顧客に正確な理解を促すものであれば、貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 384 | <p>他の借入れの担保となっていない自動車を、新たに担保設定して借入れを行うケースが考えられるが、これは総量規制の対象外となり得るのか。</p> | <p>自動車を購入後に、当該自動車を担保とすることも考えられますが、総量規制の適用除外となるのは、住宅ローンの場合と同様、自動車購入時に当該自動車を</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | <p>あるいは、法第12条の8第5項及び規則第10条の11に該当するとみなされ、担保として融資することは法令違反となるのか。</p> | <p>担保とする貸付けに係る契約のみとなります。</p> |
| 385 | <p>自動車を保険とした場合でも、中古車の場合には一物一価であり、過剰貸付けのリスクが残る（例えば、実際には50万円の価値しかない車に対して200万円の貸付けを行うようなケース。貸金業者側の意図的な貸付け、逆に顧客側が虚偽の申告を行う両方の可能性がある。一方、新車の場合にはメーカー標準価格がある。）。</p> <p>こういった事態を避けるために、融資後に事故が発生して担保価値が減価したケース（警察の事故証明が取得できるなどの確証が必要）を除き、返済不能になった場合には、担保車両を貸金業者に返却した場合には、その時点での例えば元本の80%は最低返済されたとみなすような歯止めが必要。</p> <p>貸付けを行う側（貸金業者・割賦購入あっせん業者）が、過剰融資を控える仕組み（経済的ペナルティ）を導入すべきとは考えないか。</p> | <p>貸金業者は、顧客等の返済能力を超える貸付けに係る契約を締結してはならないことから、各貸金業者において、与信管理の観点から、担保価値の減価の可能性も踏まえつつ、個別具体的に貸付けが可能な金額について判断されることになるものと考えられます。</p> <p>なお、ご指摘のように、担保価値の減価の程度にかかわらず、担保の目的物を債権者に返却した場合に一定割合の債務額を減額することは、債権者に著しい負担（リスク）を強いることになるおそれがあり、適当でないものと考えられます。</p> |
| 386 | <p>総量規制の例外となる「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」（法第13条の2第2項）の中で、例えば、自動車購入時の自動車ローンの括弧書きにある返済能力があると認められるとは、どういった判断に基づき認めるのか。</p> <p>また、その場合、証跡を残すことまで要求されるのか。</p> | <p>返済能力調査に当たっては、各貸金業者において、与信管理の観点から、個人顧客の年収、他からの借入状況等を勘案して、個別具体的に貸付けが可能な金額について判断されることになるものと考えられます。</p> <p>なお、規則第10条の20第1項第3号及び第4号の規定により、貸金業者には、当該返済能力調査の結果得られた当該個人顧客の資力等について記録を作成・保存する義務が課されているところです。</p> |
| 387 | <p>自動車購入時の自動車担保ローンを総量規制の例外とすることには反対。</p> | <p>自動車購入時の自動車担保ローンについては、住宅ローンと同様に、定型的に債務額が多額であるなど、総量規制になじまないと認められることにかんがみ、当該自動車に担保権が設定されてい</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | | ること等の一定の要件を満たす場合には、総量規制を適用しないことが適当と考えられます。 |
| ③ 金融商品取引業者が保護預りをしている有価証券を担保として行う金銭の貸付けに係る契約 | | |
| 388 | <p>規則第10条の21第1項第5号の規定において、総量規制の適用除外となる契約（「個人過剰貸付契約から除かれる契約」として、金融商品取引業者の行う有価証券を担保とした貸付けに係る契約が規定されている。</p> <p>金融商品取引業者と親会社が同一の貸金業者（いわゆるグループ会社）が、当該金融商品取引業者を媒介者として、保護預り有価証券を担保として有価証券の時価の範囲内で行う金銭の貸付けについても、実質的には当該金融商品取引業者が有価証券を担保とする貸付けを行う場合と異ならないと考えられる。</p> <p>そのため、金融商品取引業者が媒介するグループ会社の有価証券担保貸付けについても、同様の手当てをしてもらいたい。</p> | 貸金業者による過剰貸付けを抑制することが法の趣旨である以上、金融商品取引業者との資本関係を理由に、総量規制の適用除外とすることは必ずしも適当でないものと考えられます。 |
| (3) 例外 | | |
| ① 有価証券を担保とする貸付けに係る契約 | | |
| 389 | <p>規則第10条の23第1項第1号において、総量規制の例外となる契約（「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」（法第13条の2第2項））として、有価証券を担保とする貸付けに係る契約が規定されている。</p> <p>金融商品取引業者と親会社が同一の貸金業者（いわゆるグループ会社）が、当該金融取引業者が顧客から保護預りを受けている有価証券を担保として行う金銭の貸付けも、同条に規定する有価証券を担保とする貸付けに係る契約の範疇に含まれるものと解するが、そのように解してよいか。</p> | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 390 | 規則第10条の23第1項第1号について、金融商品取引業者における富裕層の個人顧客は、必ずしも定期的な収入 | 定期的な収入は少なく、保有する資産が豊富な富裕層については、例えば、その資産が有価証券であれば、それを担保 |

| | | |
|-----|--|---|
| | <p>が多いわけではなく、資産が豊富ゆえ富裕層であるケースが多数ある。</p> <p>1/3規制は、これらの個人顧客が貸金業者から資金を調達することを制限する。一定の資産を保有する顧客については、この規制からは除外されるべきと考える。</p> | <p>として年収の3分の1を超える貸付けに係る契約を締結することも可能としており（規則第10条の23第1項第1号）、必ずしも総量規制により貸金業者からの資金の調達が制限されることになるとはいえないものと考えられます。</p> |
| 391 | <p>規則第10条の23第1項第1号について、海外市場に上場する株券を担保とした借入れを望む顧客も想定されるため、国内上場もしくは店頭登録の株式のみならず、金融商品取引法第2条第1項第17号にある外国の同種の有価証券も支障がない担保に含めてもらいたい。</p> <p>また、同項第20号についても同様に支障がない担保に含めてもらいたい。</p> | <p>どのような内容の貸付けに係る契約を総量規制の例外（「個人顧客の保護に支障を生ずることがない契約」（法第13条の2第2項））とするかについては、貸金業者による過剰貸付けを抑制する趣旨を没却することがないように、個人顧客に定型的に返済能力があり、健全な資金ニーズと認められるか否かの観点から、慎重に検討する必要があるところです。</p> <p>この点、流動性、時価評価の可能性等を踏まえ、有価証券を返済資源とすることが容易であると認められる場合には、これ担保とする貸付けに係る契約を総量規制の例外として取り扱うことが可能と考えられます。</p> <p>以上の観点及び貴見を踏まえ、金融商品取引所に上場されている外国企業の株式等についても、総量規制の例外となる有価証券担保貸付けの担保の範囲に含めるよう、規定を修正いたします。</p> |
| 392 | <p>規則第10条の23第1項第1号について、金融商品取引法第2条第1項第8号の「資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券」についても、担保として適切でないとはいえず、これらも支障がない担保に含めてもらいたい。</p> <p>例えば、優先出資証券については上場しているものもある。</p> | <p>どのような内容の貸付けに係る契約を総量規制の例外（「個人顧客の保護に支障を生ずることがない契約」（法第13条の2第2項））とするかについては、貸金業者による過剰貸付けを抑制する趣旨を没却することがないように、個人顧客に定型的に返済能力があり、健全な資金ニーズと認められるか否かの観点から、慎重に検討する必要があるところです。</p> <p>この点、流動性、時価評価の可能性等を踏まえ、有価証券を返済資源とすることが容易であると認められる場合には、これ担保とする貸付けに係る契約を総</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| | | <p>量規制の例外として取り扱うことが可能と考えられます。</p> <p>以上の観点及び貴見を踏まえ、金融商品取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券についても、総量規制の例外となる有価証券担保貸付けの担保の範囲に含めるよう、規定を修正いたします。</p> |
| 393 | <p>規則第10条の23第1項第1号について、金融商品取引法第2条第1項第5号の「社債券」を担保として貸し付けても、担保として適切でないとは思えず、これらも支障がない担保に含めてもらいたい。</p> <p>例えば、転換社債については時には上場株式類似の値動きをする状況もあり、高格付けの社債については国債と同等の信用力がある。</p> | <p>どのような内容の貸付けに係る契約を総量規制の例外（「個人顧客の保護に支障を生ずることがない契約」（法第13条の2第2項））とするかについては、貸金業者による過剰貸付けを抑制する趣旨を没却することがないように、個人顧客に定型的に返済能力があり、健全な資金ニーズと認められるか否かの観点から、慎重に検討する必要があるところです。</p> <p>この点、流動性、時価評価の可能性等を踏まえ、有価証券を返済資源とすることが容易であると認められる場合には、これ担保とする貸付けに係る契約を総量規制の例外として取り扱うことが可能と考えられます。</p> <p>以上の観点及び貴見を踏まえ、金融商品取引所に上場されている社債についても、総量規制の例外となる有価証券担保貸付けの担保の範囲に含めるよう、規定を修正いたします。</p> |
| 394 | <p>規則第10条の23第1項第1号について、担保について上場株式等に限定することは、例えば（上場直前の）未上場事業会社のオーナーが自社の株式を担保に貸金業者より資金を借り入れ得る量を制限することになる。</p> <p>これらの株式等も支障がない担保に含めてもらいたい。</p> | <p>どのような内容の貸付けに係る契約を総量規制の例外（「個人顧客の保護に支障を生ずることがない契約」（法第13条の2第2項））とするかについては、貸金業者による過剰貸付けを抑制する趣旨を没却することがないように、個人顧客に定型的に返済能力があり、健全な資金ニーズと認められるか否かの観点から、慎重に検討する必要があるところです。</p> <p>この点、流動性が高く、時価評価が可能な有価証券を担保とする貸付けに係</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| | | <p>る契約については、年収等以外に当該有価証券を返済資源とすることが容易であることから、総量規制の例外として取り扱うことが可能と考えられます。</p> <p>ご指摘の未上場の株式については、これらの点について十分な適格性があるとは認められず、これを担保とする貸付けに係る契約を総量規制の例外とすることは適当でないものと考えられます。</p> <p>なお、総量規制は、個人顧客に対する貸付けに係る契約について適用されるものであり、ご指摘のような事業会社に対する貸付けに係る契約について適用されるものではありません。</p> |
| 395 | <p>事業用不動産等が、個人顧客における支障がない担保となっていることの平仄を取るべく、(不動産を信託財産とする信託受益権もあることから)金融商品取引法第2条第2項第1号の信託受益権も全般的に支障がない担保とされるべきと考える。</p> <p>また、同項第2号の外国の信託受益権も含まれるべきと考える。</p> <p>さらに、同項第3号から第7号に掲げられている権利についても特段除外される理由がなく、支障がない担保とされるべきと考える。</p> | <p>どのような内容の貸付けに係る契約を総量規制の例外(「個人顧客の保護に支障を生ずることがない契約」(法第13条の2第2項))とするかについては、貸金業者による過剰貸付けを抑制する趣旨を没却することがないように、個人顧客に定型的に返済能力があり、健全な資金ニーズと認められるか否かの観点から、慎重に検討する必要があるところです。</p> <p>この点、流動性が高く、時価評価が可能な有価証券を担保とする貸付けに係る契約については、年収等以外に当該有価証券を返済原資とすることが容易であることから、総量規制の例外として取り扱うことが可能と考えられます。</p> <p>ご指摘の信託受益権等については、現状ではこれらの点について十分な適格性があるとは認められず、これを担保とする貸付けに係る契約を総量規制の例外とすることは適当でないものと考えられます。</p> |
| 396 | <p>規則第10条の23第1項第1号で規定される有価証券の範囲は、金融商品取引法第2条第1項第1号から第3号まで又は第9号から第11号までに掲げる有価証券に限定されているが、社債など、規則第10条の23第1項第1号</p> | <p>どのような内容の貸付けに係る契約を総量規制の例外(「個人顧客の保護に支障を生ずることがない契約」(法第13条の2第2項))とするかについては、貸金業者による過剰貸付けを抑制する趣旨を没却することがないように、個人</p> |

| | | |
|----------------------------|--|--|
| | <p>で規定される有価証券の範囲以外にも顧客のニーズがみられるため、同号で規定される有価証券の範囲を、金融商品取引法第2条第1項で定義される有価証券すべてを適格担保の対象となるように、手当をしてもらいたい。</p> | <p>顧客に定型的に返済能力があり、健全な資金ニーズと認められるか否かの観点から、慎重に検討する必要があるところです。</p> <p>この点、流動性が高く、時価評価が可能な有価証券を担保とする貸付けに係る契約については、年収等以外に当該有価証券を返済原資とすることが容易であることから、総量規制の例外として取り扱うことが可能と考えられます。</p> <p>このような考え方にに基づき、担保とする有価証券の種類については一定のものに限定しているところであり、ご指摘のようにすべての有価証券を担保とする貸付けに係る契約を総量規制の例外とすることは適当でないものと考えられます。</p> |
| 397 | <p>有価証券を担保にする場合でも、時価を基準とすると価格の下落の場合は返済に困難を来す。</p> <p>有価証券担保貸付けは、有価証券の時価の8割程度となされるべき</p> | <p>貸金業者は、顧客等の返済能力を超える貸付けに係る契約を締結してはならないことから、各貸金業者において、与信管理の観点から、時価の変動の可能性も踏まえつつ、個別具体的に貸付けが可能な金額について判断されることになるものと考えられます。</p> |
| ② 不動産を担保とする貸付けに係る契約 | | |
| 398 | <p>債務者自己保有の不動産を担保とする貸付契約は、個人顧客の居宅や生計を維持するために不可欠な不動産であっても、すべて総量規制の適用除外ないし例外となる貸付けに係る契約とすべき。</p> <p>少なくとも、居宅や生計を維持するために不可欠な不動産を担保とすることについて借り主本人が希望する場合は「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」（法第13条の2第2項）とすべき。</p> | <p>居宅等については、これを担保とし、実際に担保権が実行された場合には、当該担保提供者の生活に著しい支障を来すおそれがあると考えられることから、このような不動産を担保とする貸付けに係る契約を総量規制の例外とすることは、適当でないものと考えられます。</p> |
| 399 | <p>総量規制の例外とする法第13条の2第2項について、他の借入金を一本化して1か月の支払額が著しく軽減する場合や緊急の医療費のための貸付けに準ずるもの、例えば家族の交通事故賠償金の支払等などの目的で、現在手持ち資</p> | <p>居宅等については、これを担保とし、実際に担保権が実行された場合には、当該担保提供者の生活に著しい支障を来すおそれがあると考えられることから、このような不動産を担保とする貸付けに係る契約を総量規制の例外とするこ</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>金が無く、融資を受けなければ自宅を売却せざるを得ない状況を回避するための手段としての、居宅を担保とする低金利融資は認められるべきと考える。</p> | <p>とは、適当でないものと考えられます。</p> |
| 400 | <p>規則第10条の23第1項第2号について、下記のように、借入れ後の個人顧客の返済が十分見込まれる場合、生活に特段の支障をきたすことなく返済可能である場合、又は担保に供した居宅等を失う可能性がない場合には、個人顧客の資金ニーズに応じて居宅等を担保とすることを認めることはできないか。</p> <p>A) 自営業者が病気や怪我で一時的に事業継続が困難になり、収入が減少したが、医師からは、半年程度の療養で完治すると言われており、その間は事実上休業し療養に専念したいと考えている。そこで、資金需要者としては、居宅を担保に、医療費用及び当面の生活費を借り入れたい。なお、半年の治療により完治した後は事業を再開し十分な売り上げが回復できる場合</p> <p>B) 長期（5～15年又はそれ以上）の弁済計画を組む場合</p> <p>C) いわゆる個人向けリバースモーゲージ（居宅等を担保として、定期的に生活費を貸し付け、借入人の死亡後にその担保となっている居宅等を処分して貸付金の返済を受ける仕組みの商品）の場合</p> | <p>居宅等については、これを担保とし、実際に担保権が実行された場合には、当該担保提供者の生活に著しい支障を来すおそれがあると考えられることから、このような不動産を担保とする貸付けに係る契約を総量規制の例外とすることは、適当でないものと考えられます。</p> <p>なお、緊急の医療費を支払うために必要な貸付けに係る契約については、同様の契約を締結していない場合に限り、総量規制の例外としているところです。</p> |
| 401 | <p>不動産を担保に供する貸付けにおいて、以下の事例であれば、個人顧客の居宅を担保としても、個人顧客に不利益はないと考えるので、例外的に個人顧客の居宅を担保とすることは可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人顧客は、現在居住する居宅を担保とするが、他にも移住できる不動産を所有している。 ・ 居宅不動産の価格が1億円あり、年収1千万の資金需要者より1千万の貸付け申込みを受けた場合、将来、万一収入による返済ができなくなった | <p>居宅等については、これを担保とし、実際に担保権が実行された場合には、当該担保提供者の生活に著しい支障を来すおそれがあると考えられることから、このような不動産を担保とする貸付けに係る契約を総量規制の例外とすることは、適当でないものと考えられます。</p> <p>なお、ご指摘の例における、居宅の他に所有する移住できる不動産又は居宅不動産の余剰敷地（土地）部分自体を担保とする貸付けに係る契約であれば、総量規制の例外となるものと考えられま</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| | <p>としても、居宅不動産を売却しても移住、住み替えする資金的な余裕は十分に見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記同様の条件において、居宅不動産の敷地（土地）部分が広大であり、かつ、建築基準法等関連法令から勘案しても、その敷地の一部を分筆し売却しても十分に現状の居宅を維持できる。 | す。 |
| 402 | <p>「生計を維持するために不可欠なもの」(規則第10条の23第1項第2号)の定義とはどのようなものか。</p> <p>例えば、定期的な給与収入のみで生計は維持されている資金需要者が、副収入として不動産賃貸収入を得ているマンションを担保に供することは可能か。</p> | <p>「生計を維持するために不可欠なもの」であるか否かについては、各貸金業者において、個別具体的な事例に応じて慎重な判断が求められることになるものと考えられます。</p> <p>なお、ご指摘のように、定期的な給与収入のみで生計を維持できる個人顧客が副収入を得るために保有しているマンションについては、これに該当しないものと考えられます。</p> |
| 403 | <p>居宅以外の不動産担保の融資は、生計を立てている不動産（田畑や事業主個人名義の工場地等）も対象外と考えてよいか。</p> | <p>ご指摘のような、生計を立てている田畑や事業主個人名義の工場地等は、「生計を維持するために不可欠なもの」(規則第10条の23第1項第2号)であると認められることから、これを担保とする貸付けに係る契約は、同号の規定により総量規制の例外として取り扱うことはできません。</p> <p>ただし、事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約及び個人顧客が新たな事業を行うために必要な資金の貸付けに係る契約については、一定の要件の下、総量規制の例外として取り扱われることとなります（同項第7号及び第8号）。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| 404 | <p>規則第10条の23第1項第2号について、「当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの」とはどのようなものか、具体的に例示願いたい。</p> <p>他の条文に記載されている「個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの」についても同じ判断基準と考えてよいのか否か。</p> | <p>規則第10条の23第1項各号に規定する「個人顧客の返済能力を超えない」貸付けに係る契約であるか否かの判断については、各貸金業者において、個別具体的な事例に応じて慎重な判断が求められることになるものと考えられます。</p> <p>なお、例えば、個人顧客の年収、他からの借入状況等を勘案して、毎回の返済額が当該個人顧客の生活に支障を来すような貸付けに係る契約であれば、返済能力を超えると判断されるものと考えられます。</p> |
| 405 | <p>規則第10条の23第1項第2号に関し、第4号施行日前に行われている不動産を担保とする貸付けで、当該不動産が生計を維持するに不可欠なものである貸付けに関しての経過措置（一定範囲を総量規制枠外とするなど）は予定されているか、明らかにされたい。</p> <p>また、経過措置がない場合、貸金業者にはいかなる義務が生じるのかも、明らかにされたい。</p> | <p>ご指摘のような経過措置を設けることは予定しておりません。</p> <p>したがって、個人顧客の生計の維持に不可欠な不動産を担保としている貸付けに係る契約を締結している場合であって、当該個人顧客の借入残高が年収等の3分の1を超えているときは、各貸金業者は、当該個人顧客に対し、原則として新たな貸付けに係る契約を締結することはできないこととなります。</p> |
| 406 | <p>規則第10条の23第1項第2号によると、個人顧客の居宅を担保にできないが、第三者（保証人を含む。）の所有する不動産（第三者の居宅）を担保とする場合の取扱いはどのようなようになるのか。</p> | <p>居宅等については、これを担保とし、実際に担保権が実行された場合には、当該担保提供者の生活に著しい支障を来すおそれがあると考えられることから、このような不動産を担保とする貸付けに係る契約についても総量規制の例外とすることは、適当でないものと考えられます。</p> <p>したがって、個人顧客以外の担保提供者の居宅等を担保とする貸付けに係る契約についても、総量規制の例外とならないこととするため、規定を修正いたします。</p> |
| 407 | <p>規則第10条の23第1項第2号について、保証人の居住用不動産を担保とする融資については、収入の3分の1規制の例外より除外すべきである。</p> | <p>貴見を踏まえ、個人顧客以外の担保提供者の生計を維持するために不可欠な不動産を担保とする貸付けに係る契約についても、総量規制の例外とならないこととするため、規定を修正いたしま</p> |

| | | |
|---------------------------------------|---|--|
| | | す。 |
| 408 | 「不動産の価格」（規則第10条の23第1項第2号）を算出するに当たっては、先順位に担保権が設定されている場合には当該担保権の被担保債権額を考慮しなければならないとすべき。 | 規則第10条の23第1項第2号においては、不動産を担保とする貸付けに係る契約が総量規制の例外となるための要件の一つとして、「個人顧客の返済能力を超えないと認められる」ことを課しているところです。 この要件により、各貸金業者において、与信管理の観点から、担保となる不動産に先順位の担保権が設定されている場合には、その事実も踏まえつつ、個別具体的に貸付けが可能な金額について判断されることになるものと考えられます。 |
| 409 | 不動産を担保にする場合でも、時価を基準とすると価格の下落の場合は返済に困難をきたす。 貸付けの金額は、不動産価格の7割から8割の範囲内を上限とすべき。 | 貸金業者は、顧客等の返済能力を超える貸付けに係る契約を締結してはならないことから、各貸金業者において、与信管理の観点から、不動産価格の変動の可能性等も踏まえつつ、個別具体的に貸付けが可能な金額について判断されることになるものと考えられます。 |
| ③ 売却予定不動産の売却代金により弁済される貸付けに係る契約 | | |
| 410 | 貸付時における売却予定不動産の価格の範囲内で、年収等の3分の1を超える貸付けを行ったが、その後の売却において、実際の売却価格が売却予定価格を下回り、年収等の3分の1を超える債務が残った場合、その債務について追加の担保を徴収することは可能か。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 411 | 規則第10条の23第1項第3号及び第2項第3号口について、売買契約や売買の媒介契約等が必要となるが、以下のように、今すぐ売却する意思はなく、その段階に至るまでに顧客に資金需要が高い場合がある。 ・ いずれ売却することを予定しているが、現時点の教育資金を借り入れたい ・ 同居している高齢の親族を看取るまでは売却を留保したい ・ 娘を嫁がせるまでは売却を留保したい ・ 定年退職後に売却したい | どのような内容の貸付けに係る契約を総量規制の例外（「個人顧客の保護に支障を生ずることがない契約」（法第13条の2第2項））とするかについては、貸金業者による過剰貸付けを抑制する趣旨を没却することがないように、個人顧客に定型的に返済能力があり、健全な資金ニーズと認められるか否かの観点から、慎重に検討する必要があるところです。 この点、個人顧客の不動産の売買契約又は売買の媒介契約が既に締結されている場合には、 |

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>・ 将来、収入が減少するようなことがあれば売却したい</p> <p>したがって、数年後に自宅不動産を売却して返済する計画が明らかな場合には、融資を受けることが可能となるように、今回の総量規制の対象外とすべき。</p> | <p>① 個人顧客が当該不動産を売却する意思が明白であること</p> <p>② 年収等以外に売却代金を返済原資とすることができること</p> <p>から、当該不動産を売却した後に個人顧客の生活に支障を来さないこと等の一定の要件を満たすことを前提に、当該不動産の売却代金により弁済される貸付けに係る契約を総量規制の例外とすることが適当と考えられます。</p> <p>しかしながら、ご提示の例の場合、個人顧客の不動産を売却する意思が明白であるとは必ずしも認められないことから、総量規制の例外として取り扱うことは適当でないと考えられます。</p> |
| 412 | <p>「売却を予定している個人顧客の不動産（借地権を含む。）の売却代金により弁済がされる」（規則第10条の23第1項第3号）を「既に売却手続に入っている個人顧客の不動産（借地権を含む。）の売却代金により弁済がされる」と修正すべきである。</p> | <p>規則第10条の23第2項第3号口において、「売却予定」であることを証する書面として、売買契約書又は売買の媒介契約書の保存を求めていることにより、貴見の趣旨は満たされるものと考えられます。</p> |
| 413 | <p>居宅で売却予定不動産の場合の、返済能力は不動産の売却代金で支払可能な金額という意味か。</p> | <p>必ずしも貴見のように解されないと考えられます。</p> <p>例えば、個人顧客に他の貸付けに係る契約に基づく借入額がある場合には、各貸金業者において、当該借入額も勘案しつつ、「個人顧客の返済能力を超えない」貸付額を決定することになるものと考えられます。</p> |
| 414 | <p>規則第10条の23第1項第3号について、貸付けの金額は、不動産の価格の7割の範囲内を上限とすべきである。</p> | <p>貸金業者は、顧客等の返済能力を超える貸付けに係る契約を締結してはならないことから、各貸金業者において、与信管理の観点から、時価の変動の可能性等も踏まえつつ、個別具体的に貸付けが可能な金額について判断されることになるものと考えられます。</p> |
| 415 | <p>規則第10条の23第1項第3号について、売却予定不動産が居住用不動産その他生活維持に不可欠な不動産である場合には、同条第2項第3号において徴求する書面に、不動産の売却後の具体</p> | <p>売却予定不動産の売却代金により返済される貸付けに係る契約であっても、当該不動産の売却後の個人顧客の生活に支障を来すと認められる場合には、総量規制の例外とならないよう、規則第1</p> |

| | | |
|----------------------------|--|--|
| | 的な生活方法を記載した書面を加えるべきである。 | 0条の23第1項第3号の規定を修正いたします。 |
| 416 | 売却予定不動産の売却代金により弁済される貸付けに係る契約を総量規制の例外とすることには反対。 | <p>今回の法改正では、貸金業者による過剰貸付けを抑制する観点から、年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止する総量規制を導入することとしたところです。</p> <p>しかしながら、総量規制の導入により利用者利便が損なわれることがないように、個人顧客に定型的に返済能力がある健全な資金ニーズと認められる貸付けに係る契約については、総量規制の例外として取り扱うことが適当と考えられます。</p> <p>この点、売却予定不動産の売却代金により弁済される貸付けに係る契約については、年収等以外に売却代金を返済原資とすることができるものであることから、当該不動産を売却した後に個人顧客の生活に支障を来さないこと等の一定の要件を満たすことを前提に、総量規制の例外とすることが適当と考えられます。</p> |
| ④ 顧客に一方的に有利となる借換え契約 | | |
| 417 | 借り手に一方的に有利となる借換えの場合は総量規制の例外とされるが、借換えのための融資額は信用情報機関に登録する必要があるのか。仮に、借換えの額も登録するなら、他社が照会した時、どのようにして総量規制外と判断するのか。 | 貴見を踏まえ、貸金業者が締結した貸付けに係る契約が総量規制の適用除外・例外となるものである場合には、その旨を個人信用情報として指定信用情報機関に提供することとするよう、規則第30条の13第2項の規定を修正いたします。 |
| 418 | <p>総量規制の例外の一つとして、借り手に一方的に有利となる借換えが含まれているが、この解釈では、現在自社で契約されている方に対し、現在の契約内容よりも有利な契約内容を提供できるのであれば別契約への借換えとして融資することが可能になるということか。</p> <p>また年収の3分の1を越えていたが、例外により融資することができた場合、その方の契約は極度方式基本契約ではなく、返済のみの個別契約を結ばなけれ</p> | いずれも貴見のとおりと考えられません。 |

| | | |
|-----|--|---|
| | ばならないのか。 | |
| 419 | 規則第10条の23第1項第4号について、「現に締結している貸付けに係る契約に基づく債務」には、貸金業者に対する債務に限定する旨の文言はないが、例えば、親戚からの借入れに基づく債務又は友人からの借入れに基づく債務も含むと解釈してよいか。 | 借換えの対象となる債務については、金銭債務一般が含まれるよう、規則第10条の23第1項第4号の規定を修正いたします。 |
| 420 | 規則第10条の23第1項第4号について、借換えにおいては、他社債務も含めた一本化でもよいのか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 421 | 総量規制の例外の一つに、借り手に一方的になる借換えが認められている。 この例外の解釈として、例えば、4件ご利用の方が申込みをされた時に、全社分を借り換えるだけの融資はできないとしても、その中の1件分のみ借り換える金額であれば、既存の業者の契約内容よりも有利な内容で貸付けができる場合に、その方のご利用状況がその時点で年収の3分の1を超えているとしても、例外として認められるという解釈でよいか。 それとも、ご利用されている全社分を借り換えるだけの金額を既存の借入先よりもその方に有利な内容で貸し付け、借換え（いわゆる「おまとめ」）する場合に例外として認められるということなのか。 | 一部の融資の借換契約であっても、一月の返済金額及び将来支払う返済金額の総額が減少すること等の借り手に一方的に有利となる借入れとなるための要件をいずれも満たしていれば、総量規制の例外として差し支えないものと考えられます。 |
| 422 | 「債務を弁済するため」（規則第10条の23第1項第4号）とは、貸付金の全額が債務の全額に充てられる場合のみをいうのか、貸付金の一部がこれに充てられる場合も含むのかを明らかにされたい。 | 貸付金の一部の借換契約であっても、一月の返済金額及び将来支払う返済金額の総額が減少すること等の借り手に一方的に有利となる借換えであれば、総量規制の例外として差し支えないものと考えられます。 |
| 423 | 借り手に一方的に有利となる契約について、以下のような事例はどのように解されるか。 ・ 主債務者が死亡、逃亡、破綻等により債務不履行になった結果、保証人と交渉したところ、一括弁済又は約定弁済はできないが、残金を弁済可能な条 | 借換えの対象となる債務については、金銭債務一般が含まれるよう、規則第10条の23第1項第4号の規定を修正いたします。 |

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>件で借換えをしてもらえるなら弁済できる旨を伝えられた場合（当該保証人は、総量規制の例外となるのか。）</p> | |
| 424 | <p>規則第10条の23第1項第4号について、当初契約していた貸付契約（以下「当初の契約」という。）に基づく債務について借換契約を締結する際に、その当初の契約に係る将来の弁済合計額の分と併せてそれ以外の用途の資金（教育資金等）をも貸付ける場合、それ以外の用途の貸付金額が当該顧客の年収等の3分の1を超えない範囲内であり、かつ、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるものは、合計金額での貸付契約を締結できると理解してよいか。</p> | <p>借換契約と同時に、当初の貸付けに係る契約に基づく債務の弁済以外の用途の資金について貸付けに係る契約を別途締結するのであれば、貴見のとおりと考えられます。</p> <p>なお、借換契約の中で、当初の貸付けに係る契約に基づく債務の弁済以外の用途の資金を貸し付けるのであれば、総量規制の例外とすることはできません。</p> |
| 425 | <p>規則第10条の23第1項第4号口の「返済金額」については、従前の貸付けが利息制限法を超過する貸付けである場合には、利息制限法に基づき引き直し計算をした真の返済金額であることを明確化する必要がある。</p> | <p>利息制限法による引き直し計算を行うかどうかは、一義的には、借り手の判断であるため、借換え前の貸付けに係る契約の返済金額について、常に引き直し計算後の返済金額を用いることとするは、必ずしも適当でないものと考えられます。</p> <p>ただし、その際、貸金業者には、当該個人顧客対して引き直し計算の可能性について十分な説明を行うなど、丁寧な対応が求められると考えられます。</p> |
| 426 | <p>規則第10条の23第1項第4号について、リスケ前の契約が利息制限法の法定利率を超過した契約である場合、利息制限法利率において引き直し計算してリスケの元本を確定することとなるが、リスケに当たり、リスケの元本に対して利息制限法利率内の利息を付加しても問題ないか。</p> | <p>利息制限法による引き直し計算を行うかどうかは、一義的には、借り手の判断であるため、借換え前の貸付けに係る契約の返済金額について、常に引き直し計算後の返済金額を用いることとするは、必ずしも適当でないものと考えられます。</p> <p>ただし、その際、貸金業者には、当該個人顧客対して引き直し計算の可能性について十分な説明を行うなど、丁寧な対応が求められると考えられます。</p> <p>なお、一月の返済金額及び将来支払う返済金額の総額が減少するとの要件を満たすのであれば、当該借換契約において、利息制限法の上限金利以下の利息を付加することは差し支えないものと考</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| | | えられます。 |
| 427 | 「現に締結している貸付けに係る契約に基づく債務を弁済するため」（規則第10条の23第1項第4号）について、貸付けを行った貸金業者は、顧客が現債務を確実に弁済することについてまでは、義務を負わないと理解してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 428 | 規則第10条の23第1項第4号について、口によると、借換契約に基づき支払う金額が、当初締結していた貸付契約（以下「当初の契約」という。）の将来支払う返済金額の合計額を上回る場合には、借換契約を締結することができないが、下記のように、個人顧客が借換えをしても当初の契約に比して特段過重な負担を負うことがない場合には、当初の契約の将来支払う返済合計役を超える借換契約を認めることはできないのか。 ・ 当初の契約の償還期間が短期であり一月の返済額が個人顧客の返済能力を超えている場合に、借換契約の償還期間を、生活に特段の支障なく返済を行うことができるような長期に設定する場合 | 総返済額が増加する借換契約を総量規制の例外とすることは、貸金業者による過剰貸付けを抑制するとともに、原則として個人顧客の生活に特段の支障を来さない範囲の年収を返済原資とする総量規制の趣旨が没却されるおそれがあることから、必ずしも適当でないものと考えられます。 なお、総量規制の範囲内でご指摘のような借換契約を締結することは差し支えありません。 |
| 429 | 規則第10条の23第1項第4号について、口からへの要件を満たしていたが、資金需要者等の要望で返済期間を短縮した場合で、毎月の返済額が増加した場合も対象としてもらいたい。 | 一月の返済金額が増加する借換契約を総量規制の例外として認めることは、貸金業者による過剰貸付けを抑制するとともに、原則として個人顧客の生活に特段の支障を来さない範囲の年収を返済原資とする総量規制の趣旨が没却されるおそれがあることから、必ずしも適当でないものと考えられます。 なお、総量規制の範囲内でご指摘のような借換契約を締結することは差し支えありません。 |
| 430 | 規則第10条の23第1項第4号について、債務者やその代理人等からの自発的な要請により、1月の負担、総返済額が増加した場合において、新たな貸付契約ではない債務整理の場合は除外と | 一月の返済金額や将来支払う返済金額の総額が増加する借換契約は、総量規制の例外として取り扱われません。 |

| | | |
|-----|---|---|
| | なることでよいか。 | |
| 431 | <p>総量規制について、年利18%で50万3口の計150万の債務がある顧客をまとめて150万で15%の年利となったものは顧客に有利となり、総量規制の例外となるのか（返済能力はあるものとする。）。</p> | <p>ご指摘のように金利を引き下げとしても、必ずしも顧客に一方的に有利となる借換契約に該当するものとは限りません。</p> <p>総量規制の例外として認められるためには、一月の返済金額及び将来支払う返済金額の総額が減少すること等の要件を満たす必要があります。</p> |
| 432 | <p>規則第10条の23第1項第4号について、借り手に一方的に有利となる借換えの要件として、追加担保、保証がないことが要件とある。</p> <p>いわゆる無担保契約から不動産担保や保証人を付けることが条件となる有担保・保証商品に切り替えることは認めないという意味と思われるが、元々不動産担保や保証人付きの商品を利用していた場合に、同条件の担保、保証による契約内容が緩和される内容の契約であれば総量規制の例外に該当すると解釈してよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 433 | <p>規則第10条の23第1項第4号について、二によると、借換契約を締結する際、当初契約していた貸付契約（以下「当初の契約」という。）に基づいて供されていた担保に追加して担保を徴収することはできないが、当初の契約に基づく債権には無担保、有担保の複数の債権が存在する場合があります、資金需要者はこれらをまとめた借換契約を締結することを希望することがある。このような場合であっても、借換契約を締結する際に担保として徴収することができるのは、当初の契約に基づく有担保の債権についてのみなのか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 434 | <p>規則第10条の23第1項第4号について、借換えを目的とした融資の際に、数件の借入れがあり1件が不動産担保の融資であった場合に当該不動産を担保にする事は可能か。不動産担保の融資であった債務には、追加担保したこと</p> | <p>いずれの例も、物的担保の条件が担保を供する者に不利になると考えられるため、総量規制の例外としては認められないものと考えられます。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>にならないと考えるが、残りの数件の債務に対しては追加担保したことにならないか。下記の例の様な場合について答えてもらいたい。</p> <p>例①債務者A 借入3件500万円 債務a：不動産担保 借入残高300万円 債務b：無担保無保証 借入残高100万円 債務c：無担保無保証 借入残高100万円</p> <p>債務者Aの借入金500万円を一社でまとめて融資する際に、債務aで提供している担保物件を担保に、500万円を融資してもよいのか。ただし、金利負担、分割金負担は従前の借入れよりも軽減するものとする。</p> <p>例②債務者B 借入2件700万円 債務d：不動産担保 借入残高500万円（根抵当設定金額 700万円） 債務e：無担保無保証借入残高200万円</p> <p>債務者Bの借入金700万円を一社でまとめて融資する際に、債務dで提供している担保物件を担保に、700万円を融資してもよいのか。根柢から考えれば、追加担保したことにはならないと思うが。ただし、金利負担、分割金負担は従前の借入れよりも軽減するものとする。</p> | |
| 435 | <p>顧客に一方的に有利となる借換えについて、追加の担保、保証を求めない場合とされているが、担保及び保証については削除すべき（担保、保証人を求めてもよいとする。）。</p> | <p>追加担保・保証を求める借換え契約を総量規制の例外として認めることは、貸金業者による過剰貸付けを抑制するとともに、原則として個人顧客の生活に特段の支障を来さない範囲の年収を返済原資とする総量規制の趣旨が没却されるおそれがあることから、必ずしも適当でないものと考えられます。</p> |
| 436 | <p>規則第10条の23第1項第4号ホ</p> | <p>保証人が保証業者であれば、個人顧客</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | <p>について、「保証人」の後に、法第24条第2項に規定する保証業者を除く旨の文言を追加すべきである。</p> | <p>に一方的に有利といえるか否かは、必ずしも明らかではないところです。</p> <p>したがって、規則第10条の23第1項第4号ホに規定する「保証人」から保証業者を除くことは必ずしも適当ではないと考えられます。</p> |
| 437 | <p>規則第10条の23第2項第4号について、1か月の負担、総返済額が減少し、追加担保がないことの要件を満たすために要求される書類はどの程度まで必要となるのか。</p> | <p>一月の返済金額及び将来支払う返済金額の総額が増加していないこと等の所要の要件を満たしていることが確認できる事項が記載された書面であれば、その書式等は任意であるものと考えられます。</p> |
| 438 | <p>「当該個人顧客が既に負担している債務の残高、各回の返済金額及び将来支払う返済金額の合計額」（規則第10条の23第2項第4号ロ）を記載した書面の提供を受ける場合は、現に締結している貸付けに係る契約に基づく利用明細書の提供で足りると解してよいか。</p> | <p>「当該個人顧客が既に負担している債務の残高、各回の返済金額及び将来支払う返済金額の合計額」が記載された書面であれば、差し支えないものと考えられます。</p> |
| 439 | <p>規則第10条の23第1項第4号ニ及びヘについて、借換えやリスクの対象となり消滅することとなる貸付けの契約の保証人や担保権の設定が、消滅する契約の場合より担保提供者等に「不利にならないこと」というのは、金利が元の契約より同じか低いことや、期限の利益の喪失や担保権の行使事由に変更がなければよいか。</p> | <p>ご指摘の点も含め、あらゆる点において借換えにより不利にならないことが必要と考えられます。</p> |
| 440 | <p>規則第10条の23第1項第4号について、個人過剰貸付契約のうち顧客の利益保護に支障がない契約として除外された、いわゆる借換え契約の条件のうち、ニ及びヘに規定される条件について、以下の事例が不利になるものか否か示してもらいたい。</p> <p>(1) 期限の利益喪失が、請求喪失から、当然喪失に変更された場合</p> <p>(2) 期限の利益喪失事由が、原契約より追加された場合</p> <p>(3) 返済が遅延するなどの一定の要件を満たした場合に、債務額が原契約の債務額となる条項がある場合</p> | <p>(3)の場合を除き、いずれの場合も、不利になる場合に該当するものと考えられます。</p> <p>(3)については、債務額が、いつ借換え前の債務額に変更されたとしても、一月の返済金額及び将来支払う返済金額の総額が借換え前のものを上回らないのであれば、顧客に一方的に有利となる借換え契約として、総量規制の例外として取り扱うことが可能と考えられます。</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | (4) 公正証書の作成が条件となった場合 | |
| 441 | <p>規則第10条の23第1項第4号について、</p> <p>(1) 総量規制の範囲を超える借入れがある既存顧客から、1月の負担と総返済額が減少する有利な条件での借換えの申し入れがあり、自社の審査基準に則り貸出可能と判断した場合はこれを実行してよいか(自社の貸付分の条件変更による貸付けも問題ないと考えてよいか。)</p> <p>(2) 上記の実行に際し、元の貸付時に連帯保証人を徴求している場合、引き続き同じ保証人を徴求の上、貸付けを行ってもよいか。(保証人の継続)</p> <p>(3) 上記の実行に際し、既存の連帯保証人では保証能力が認められないため、他の連帯保証人を徴求し貸付けを実行してよいか。(保証人の変更)</p> <p>(4) 上記の実行に際し、既存の連帯保証人では保証能力が認められないため、連帯保証人を増やした場合の貸付けは実行してよいか。(保証人の追加)</p> | <p>(1) 差し支えないものと考えられます。</p> <p>(2) 個人顧客に不利になる保証契約の内容の変更がない場合には、差し支えないものと考えられます。</p> <p>(3) 借換契約の締結に際し、既存契約の保証人以外の者を保証人とする場合は、当該借換契約は、総量規制の例外として認められません。</p> <p>(4) 借換契約の締結に際し、既存契約の保証人以外の者を保証人とする場合は、当該借換契約は、総量規制の例外として認められません。</p> |
| 442 | 顧客に一方的に有利となる借換契約を総量規制の例外とすることには反対。 | <p>今回の法改正では、貸金業者による過剰貸付けを抑制する観点から、年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止する総量規制を導入することとしたところ です。</p> <p>しかしながら、総量規制の導入により利用者利便が損なわれることがないよう、個人顧客に定型的に返済能力がある健全な資金ニーズと認められる貸付けに係る契約については、総量規制の例外として取り扱うことが適当と考えられます。</p> <p>この点、一月の返済金額及び将来支払う返済金額の総額が増加していないこと等の一定の要件を満たし、顧客に一方的に有利となると認められる借換契約については、たとえ貸付額が個人顧客の年収の3分の1を超えていたとしても、</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | 当該個人顧客の返済に係る負担の軽減につながる健全な資金ニーズであると認められ、総量規制の例外とすることが適当と考えられます。 |
| ⑤ 緊急に必要と認められる医療費を支払うための貸付けに係る契約 | | |
| 443 | 高額療養費は後に支給を請求することが可能であることから、それを支払うための借入れについては、総量規制の対象とする必要はないのではないか(規則第10条の23第1項ではなく、規則第10条の21第1項に規定するべきではないか。) | 貴見を踏まえ、高額療養費を支払うための貸付けに係る契約については、規則第10条の21第1項に規定する(総量規制の適用除外とする)ことといたします。 |
| 444 | 高額療養費の場合、その証明書類が必要か。また、高額療養費の場合は、同様の貸付けがあっても総量規制の例外とするのか。 | 貸金業者は、個人顧客から、当該個人顧客が高額療養費を支払うことが必要であることの証明書類として、「医療機関からの療養費の請求書又は見積書」を保存しておく必要があります(規則第10条の21第2項第3号)。 また、当該貸付けに係る契約については、同様の契約を複数締結したとしても、いずれも総量規制は適用されないものと考えられます。 |
| 445 | 高額医療費の算定はケースにより異なるため、資金需要者がどのケースに該当するか、医療機関の請求書等だけではわからないと思われる。 高額療養費に該当する場合でも、所定の手続きをとれば、自己負担額が軽減される場合もあるため、貸金業者が資金需要者等に対し高額療養費の支払の免除を受けることができるかどうかを確認するよう助言することを求める必要があるのではないか。 | 高額療養費の算定方法は法令に定めがあり、「医療機関からの請求書又は見積書」(規則第10条の21第2項第3号)により算定可能であるものと考えられます。 なお、各貸金業者において、ご指摘のような取組みにより、高額療養費の支給を受けることができるか否かを入念に確認することは妨げられないものと考えられます。 |
| 446 | 緊急の療養費とは具体的に何を指すのか。 | 所得控除の対象となる医療費が対象となることが明確となるよう、規則第10条の23第1項第5号の規定を修正いたします。 |
| 447 | 「療養費」(規則第10条の23第1項第5号)について、分娩費を初めとして入院準備のための費用が含まれるか等の疑問が生じる。何が「療養費」なのか明確な基準を示す必要があるもの | 貴見を踏まえ、所得控除の対象となる医療費が対象となることが明確となるよう、規則第10条の23第1項第5号の規定を修正いたします。 また、貸金業者が締結した貸付けに係 |

| | | |
|-----|---|---|
| | <p>考える。</p> <p>また、「療養費」の支払のための貸付けを総量規制の例外とする場合には、その借入れの有無等を指定信用情報機関において登録する制度を設ける必要がある。</p> | <p>る契約が、総量規制の適用除外・例外となるものである場合には、その旨を個人信用情報として指定信用情報機関に提供することとするよう、規則第30条の13第2項の規定を修正いたします。</p> |
| 448 | <p>「当該個人顧客が現に当該貸付けに係る契約を締結していない場合に限る」（規則第10条の23第1項第5号）とあるが、治療が二つ重なった場合はどのように扱うのか。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科治療と骨折治療など <p>また、治療が長期間となった場合はどのように扱うのか。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 療養費等で再治療が必要となった時の追加貸付けの場合 ・ 治療中に一度完済し、再貸付けの申込がある場合 | <p>緊急に必要と認められる医療費を支払うための貸付けに係る契約は、現に同様の契約を締結していない場合に限り、総量規制の例外とすることとしている趣旨にかんがみれば、ご指摘のように治療が重複した場合には、そのうちいずれかの医療費を支払うための貸付けに係る契約のみが総量規制の例外となるものと考えられます。</p> <p>また、追加貸付けが総量規制の例外となるか否かは、治療の長短ではなく、その時点における同様の契約の締結の有無で判断されることとなります。</p> <p>したがって、ご指摘の例では、治療中に一度完済し、再貸付けをする場合には、当該再貸付けに係る契約は、総量規制の例外となり得るものと考えられます。</p> |
| 449 | <p>総量規制の例外の中に、緊急医療費のための貸付けがあり、返済能力があると認められることが要件とある。例外において貸付けを行なう方の借入金総額は総じて年収の3分の1超になると思われるが、この場合何を以て返済能力があると認められると判断すべきか。</p> | <p>総量規制の基準となる年収等以外に、例えば、当該個人顧客が保有している資産の価値等も勘案事項とすることが考えられます。</p> |
| 450 | <p>規則は緊急医療費のための貸付けを過剰貸付けの例外としている。緊急の医療費を貸金業者からの借金でまかなうよう誘導することは、その後の生活の安定につながらない。緊急医療費は生命に関わる問題であり、公的貸付けである生活福祉資金貸付事業などで対応すべき。削除してもらいたい。</p> | <p>医療費を支払うための貸付けに係る契約を総量規制の適用除外又は例外とするのは、当該医療費を貸金業者からの借入れで賄うことを誘導する趣旨ではなく、あくまで、貸金業者からの借入れにより賄うことを可能とするという、個人顧客の選択肢を広げる趣旨によるものです。</p> <p>仮に、医療費を支払うための貸付けに係る契約について総量規制を原則どおり適用すれば、既に他の貸付けに係る契</p> |

| | | |
|-------------------------------------|--|---|
| | | 約より総量規制の限度まで借入れをしている顧客は、医療費を支払うため資金を貸金業者から借り入れることができなくなり、適当でないものと考えられます。 |
| ⑥ 配偶者と合算して年収の3分の1以下の貸付けに係る契約 | | |
| 451 | 主婦の借入れを年収3分の1の総量規制の例外（利益の保護に支障を生ずることがない契約）としてもらいたい。 | 配偶者の年収・借入残高と併せて考えた場合に総量規制に抵触しない貸付けに係る契約については、当該配偶者の同意を前提に、総量規制の例外としているところです。 |
| 452 | 規則第10条の23第1項第6号について、共働きの夫婦の場合に両者の年収を合算する旨の規定がないのではないかと。 また、過剰貸付けの抑制の観点から、例えば、専業主婦が借入れをした場合、夫の借入残高を増額する必要があるのではないかと。 | 貴見を踏まえ、ご指摘のような取扱いとなることを明確化するため、規定を修正いたします。 |
| 453 | 総量規制の例外の一つとして、同意が取れている場合、配偶者と合算した年収の3分の1までは貸し付けてもよいことになっているが、その場合の配偶者の信用情報は調査しなくてもよいか。 また、配偶者ではなく同居人（事情により内縁関係など）の場合は、例外から外れるのか。 | 貴見を踏まえ、配偶者と合算して年収の3分の1以下の貸付けに係る契約を締結しようとする場合には、配偶者の同意を前提に、当該配偶者の信用情報を調査することになることを明確化する規定を追加いたします（規則第30条の15）。 なお、「配偶者」には、「事実上婚姻関係にあると同様の事情にある者」も含まれることを明確化するため、規定を修正いたします（規則第10条の17第1項第1号）。 |
| 454 | 有収入配偶者をA、無収入配偶者をBとする。 Bとの間で、配偶者と合算して年収の3分の1以下の貸付けに係る契約を締結する場合、Aについて信用情報機関を利用した調査が必要となる。 したがって、Aから法第41条の36第1項及び第2項の同意を得てAについての信用情報の照会を行ない得ると解してよいか。 | 貴見を踏まえ、配偶者と合算して年収の3分の1以下の貸付けに係る契約を締結しようとする場合には、配偶者の同意を前提に、当該配偶者の信用情報を調査することを明確化する規定を追加いたします（規則第30条の15）。 |
| 455 | 有収入配偶者をA、無収入配偶者をB | 貴見を踏まえ、配偶者と合算して年収 |

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>とし、Bは、法第13条第3項に規定する収入証明書を何ら保有していないことを前提とする。</p> <p>Bが収入証明書を何ら保有していないという上記前提に立った場合、貸金業者は、Bからの収入証明書取得義務（法第13条第3項）を履行できない。その結果、当該Bの資金需要は、有収入配偶者Aの収入の多寡にかかわらず、満たされないということになりかねないのではないか。</p> | <p>の3分の1以下の貸付けに係る契約を締結しようとする場合には、配偶者の同意を前提に、当該配偶者の資力を明らかにする事項を記載した書面の提出を受けることになるよう、規定を修正いたします。</p> |
| 456 | <p>専業主婦の貸付けに配偶者の同意が必要なら、その配偶者単独の貸付けの場合も配偶者（妻）の同意を必要とするべきではないか。</p> <p>つまり、既婚者は夫婦一体の貸付けとして把握すべきでないか。</p> | <p>あくまで貸付けに係る契約の主体は個人であることから、常に配偶者の同意を必要とすることは、必ずしも適当ではないものと考えられます。</p> |
| 457 | <p>配偶者の同意の書面が必要とあるが具体的な記載の要件はないのか。</p> | <p>個人顧客が、配偶者と合算して年収の3分の1以下の貸付けに係る契約を締結することについての配偶者の同意を確認できるものとして、適切なものである必要があるものと考えられます。</p> |
| 458 | <p>配偶者と合算して貸付けの場合における収入のある配偶者の同意を確認する時期及び手段について、本人面談が必要なのか、電話確認で可とするのか、同意書等の書面で可とするのか。</p> <p>同意を得ているとの虚偽の申告をしていたことが判明した場合、結果的に同意を得ず個人情報を取得し照会したことになるが、当該配偶者により個人情報を勝手に利用したとクレームにならないか。</p> <p>現実的に配偶者の同意を確認することは同意書以外難しいのではないか。</p> | <p>配偶者の同意については、同意書面又はその写し（電磁的記録を含む。）によりの提出を受け、それを保存することを求めているところです。</p> <p>なお、当該同意が真正なものであるか否かについては、各貸金業者において、慎重な判断が求められることになると考えられます。</p> |
| 459 | <p>配偶者の同意取得方法について、書面とあるが、電子化可能なのか。</p> <p>具体的取得方法を明記しないのは取得困難であることを想定しているからなのか。</p> | <p>配偶者の同意書面については、電磁的記録による提供も可能と考えられます。</p> <p>なお、当該電磁的記録による同意が真正なものであるか否かについては、各貸金業者において、慎重な判断が求められることになると考えられます。</p> |
| 460 | <p>無収入の主婦の借入れに関し、第4号</p> | <p>あくまで貸付けに係る契約の主体は</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| | <p>施行日以後における既存分については、新たにご主人の同意を求めることなく、同意があるケースに準じてみなすようにしてもらいたい。</p> | <p>個人であることから、総量規制の適用については、配偶者の同意がない限り、個人の年収及び借入残高を基準とすることが適当と考えられます。</p> <p>ご指摘のように、第4号施行日前に締結された貸付けに係る契約について、配偶者の年収を合算して総量規制を適用することについて当該配偶者の同意があったとみなすことは、適当でないものと考えられます。</p> <p>したがって、第4号施行日以後は、主婦を相手方とする既存の貸付けに係る契約による借入残高がその年収の3分の1を超えている場合には、新規の貸付けの停止等、所要の措置を講じる必要があるものと考えられます。</p> |
| 461 | <p>個人顧客の配偶者に係る貸付けについて、その額が少額である場合には、同意書面の取得を不要とするよう要望する。</p> | <p>たとえ個人顧客に対する少額の貸付けであったとしても、当該個人顧客の配偶者の年収を総量規制の基準に用いて貸付けを行う以上、当該配偶者の同意の取得を要件とすることが適当と考えられます。</p> |
| 462 | <p>収入のない人あるいは主婦に対して、みなし収入を100万円内外と規定するなど、少額の個別の貸付けを可能にするよう提案する。</p> | <p>貸金業者による顧客の返済能力を超える貸付けを抑制し、多重債務の発生を抑制することが法の趣旨であることにかんがみれば、返済能力の裏付けのない貸付けを認めることは、適当でないものと考えられます。</p> |
| 463 | <p>いわゆる「専業主婦貸付け」の規定は、「資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資する」という法の目的に反して消費者のニーズや利便性を著しく阻害する。</p> <p>過剰融資被害をなくすために、配偶者の同意がある場合を収入の3分の1の規制の例外とすることには反対。</p> | <p>今回の法改正では、貸金業者による過剰貸付けを抑制する観点から、年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止する総量規制を導入することとしたところです。</p> <p>しかしながら、総量規制の導入により利用者利便が損なわれないよう、個人顧客に定型的に返済能力がある健全な資金ニーズと認められる貸付けに係る契約については、総量規制の例外として取り扱うことが適当と考えられます。</p> <p>この点、配偶者の年収を合算して年収の3分の1以下の貸付けに係る契約に</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | | <p>については、例えば、年収のない専業主婦の資金ニーズも対応でき、かつ、配偶者と合算した年収を基準とする以上、基本的に返済能力もあるものと認められることから、総量規制の例外とすることが適当と考えられます。</p> |
| <p>⑦ 事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約及び個人顧客が新たな事業を行うために必要な資金の貸付けに係る契約</p> | | |
| 464 | <p>事業を営む個人顧客に対する契約(事業性資金融資契約)として、リボルビング契約は可能と解釈してよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> <p>なお、法第13条の3第5項に規定する「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約」として、事業を営む個人顧客に対する極度方式基本契約で一定の要件を満たすものを規定いたします(規則第10条の28)。</p> |
| 465 | <p>法人化している企業の代表者個人に貸し付けた場合(契約した場合)であっても各要件を満たせば、利益の保護に支障を生ずることがない契約とみなしてよいか(事業性融資とみなしてよいか。)</p> | <p>規則第10条の23第1項第7号に規定する「事業を営む個人顧客」とは個人事業主を想定しており、ご指摘のような法人の代表者個人に対する貸付けに係る契約を「事業を営む個人顧客に対する貸付けに係る契約」と解することはできないものと考えられます。</p> |
| 466 | <p>規則第10条の23第1項第7号について、下記のように、法人の代表者が個人名義で借入れをしても、その借入れの目的が事業資金であると認められるような場合には、総量規制の例外事由として同項に追加すべきであると考えられないか。</p> <p>A) 法人の代表者が個人名義で借り入れた資金をもって、当該法人へ事業資金又は、運転資金として貸付けをする場合</p> <p>B) 生保ローン(法人代表者が個人名義で貸金業者から借り入れた資金をもって、法人に貸付け、当該法人はその借入金をもって、法人を保険契約者、法人代表者を被保険者とする生命保険契約に係る保険料を支払う仕組みのローン。なお、これは、法人から代表者への貸付金がある場合に、そのの</p> | <p>どのような内容の貸付けに係る契約を総量規制の例外(「個人顧客の保護に支障を生ずることがない契約」(法第13条の2第2項))とするかについては、貸金業者による過剰貸付けを抑制する趣旨を没却することがないように、個人顧客に定型的に返済能力があり、健全な資金ニーズと認められるか否かの観点から、慎重に検討する必要があるところです。</p> <p>この点、ご指摘の場合には、個人顧客(法人の代表者)に定型的に返済能力があるとは認められるとはいえ、総量規制の例外とすることは必ずしも適当でないものと考えられます。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | 相殺をもって処理するためのものでもある。) の場合 | |
| 467 | <p>個人事業主に対する要件を満たした貸付けは総量規制の対象外とあるが、要件を満たした上で、居宅等を不動産担保として貸し付けることも総量規制の対象外なのか。</p> <p>また、事業を営む個人顧客が、過去に事業資金として借り入れている無担保債務を、金利軽減を目的として、当該個人顧客の居宅不動産を担保に供して借入れ（借換え）したいとの申込みをした（ただし、第10条の23第1項第4号の全要件を満たすことはできない。）場合には、総量規制の例外と解してよいか。</p> <p>対象となるならば、長期的な資金調達手段として個人事業主に不利益が生じることが懸念される。</p> | <p>個人事業主に対する貸付けに係る契約として総量規制の例外となるか否かは、不動産担保の有無ではなく、あくまで「当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない」と認められるか否かで判断されるものと考えられます。</p> <p>したがって、居宅等の生計の維持に不可欠な不動産を担保とする場合であっても、それが当該要件を満たすものであれば、総量規制の例外となるものと考えられます。</p> |
| 468 | <p>個人事業主の場合の総量規制外について、事業資金で複数債権を担保等でまとめる場合は、総量規制外という判断でよいか。</p> | <p>個人事業主に対する貸付けに係る契約として総量規制の例外となるか否かは、不動産担保の有無ではなく、あくまで「当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない」と認められるか否かで判断されるものと考えられます。</p> <p>したがって、複数の貸付けに係る契約を事業資金としてまとめる場合であっても、それが当該要件を満たすものであれば、総量規制の例外となるものと考えられます。</p> |
| 469 | <p>規則第10条の23第1項第7号口について、返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められる事例として、以下の場合は認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損益決算書等で返済に十分な期間利益が確保されている場合 ・ 赤字事業主であっても、事業計画及び資金計画で返済可能と判断した場合 | <p>「当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らして、当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること」との要件については、各貸金業者において、与信管理の観点から、個別具体的に貸付けが可能な金額について判断されることになるものと考えられます。</p> <p>したがって、ご指摘のような場合においても、事業の利益・損益の程度、貸付額等を勘案して、個別具体的な判断が必</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| | | 要と考えられます。 |
| 470 | <p>規則第10条の23第1項第7号について、事業の実態があるか否かを確認する方法として、実地調査、確定申告書、その他と例示があるが、すべてを網羅的に行う必要があるのか。</p> <p>実態確認として、その他は何を想定している条項であるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業許可証の徴収は実態確認方法として有効か。 ・ 銀行口座の明細3か月分の徴収は実態確認方法として有効か。 ・ 取引先の請求書、領収書の徴収は、実態確認方法として有効か。 | <p>個人顧客が営む事業の実態があるか否かを確認するに当たっては、各貸金業者における慎重な判断が求められるものと考えられます。</p> <p>当該判断に当たっての勘案事項として、実地調査、確定申告書のほか、ご指摘の営業許可証、銀行口座の明細、取引先の請求書等を用いることも可能と考えられます。</p> <p>なお、これらの勘案事項すべてについて網羅的に調査するか、一部の確認で可とするかについては、各貸金業者において慎重に判断されるものと考えられます。</p> |
| 471 | <p>「その他当該顧客の返済能力を超えない貸付けであると認められる理由を記載した書面」（規則第10条の23第2項第7号及び第8号）とは何を想定しているか。</p> <p>個人が作成した書式でよいのか。</p> | <p>貸金業者が、個人事業者と貸付けに係る契約を締結するに当たって、当該個人顧客の返済能力を超えないと判断した根拠が示されている書面全般を指すものと考えられます。</p> <p>例えば、兼業農家の場合における農業以外による収入を明らかにする書面等が考えられます。</p> <p>なお、返済能力を超えない理由が示されているものであれば、当該書面の書式は任意であるものと考えられます。</p> |
| 472 | <p>「口に規定する調査を行ったことを証明する書面」には、具体的にどのような記載項目を設ければよいか。</p> | <p>個人顧客が営む事業の実態を確認したことを証明する書面を指すことが明確となるよう、規則第10条の23第2項第7号の規定を修正いたします。</p> |
| 473 | <p>個人事業者に対しても、かつて商工ローン問題が起こったことを踏まえ、厳格な要件を付す必要がある。</p> | <p>個人事業者に対する貸付けを総量規制の例外とするに当たっては、事業の実態を確認するほか、「当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らして、当該個人顧客の返済能力を超えない貸付けに係る契約であると認められること」を要件として課しているところで</p> <p>この要件により、各貸金業者において、与信管理の観点から、個別具体的に貸付けが可能な金額について判断されることになるものと考えられます。</p> |

| | | |
|-------|--|--|
| 474 | <p>規則第10条の23第1項第7号及び第8号については、削除すべき。</p> <p>そうでなければ、連帯保証人をつけない場合（根保証の場合は、保証範囲から除外するものとする）及び低利の場合（例えば年7.5%未満）に限ると規定すべき。</p> | <p>今回の法改正では、貸金業者による過剰貸付けを抑制する観点から、年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止する総量規制を導入することとしたところです。</p> <p>しかしながら、総量規制の導入により利用者利便が損なわれることがないように、個人顧客に定型的に返済能力がある健全な資金ニーズと認められる貸付けに係る契約については、総量規制の例外として取り扱うことが適当と考えられます。</p> <p>この点、個人事業者に対する貸付けに係る契約について総量規制を原則どおり適用したり、例外扱いとするにしても無保証かつ低利の場合に限定したりすれば、多くの場合、総量規制に抵触することとなり、個人事業者の健全な資金ニーズに十分に対応できないおそれがあると考えられます。</p> <p>したがって、「当該個人顧客の事業計画、収支計画及び資金計画に照らし、当該個人顧客の返済能力を超えない」との要件を満たすことを前提に、総量規制の例外としてすることが適当と考えられます。</p> |
| ⑧ その他 | | |
| 475 | <p>規則第10条の21及び規則第10条の23について、総量規制の適用除外・例外となる貸付けがいくつかあるが、信用情報機関がそれに対応した情報を提供してくれるのか。</p> <p>現在、信用情報機関が提供してくれる情報では、貸金業者は総量規制の対象か否かの判断ができない。</p> <p>かなり詳細な情報を信用情報機関が提供しなければ判断に支障があると思われるがどのような措置を講ずる必要があるのか。</p> | <p>貴見を踏まえ、貸金業者が締結した貸付けに係る契約が総量規制の適用除外・例外となるものである場合には、その旨を個人信用情報として指定信用情報機関に提供することとするよう、規則第30条の13第2項の規定を修正いたします。</p> |
| 476 | <p>「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」（法第13条の2第2項）とは、規則第10条の23第1</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |

| | | |
|-----|--|---|
| | <p>項各号のいずれかに該当する契約であると理解してよいか。</p> <p>すなわち、同項第4号の契約であっても、同項第2号の要件を満たさない契約が想定されるが、その場合であっても、「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」であると理解してよいか。</p> | |
| 477 | <p>科学的分析（クレジットスコアリング）の審査結果は、単に年収3分の1を基準にした審査よりかなりリスク分析のレベルが高く、多重債務に陥る可能性が低いと思われるため、年収3分の1の総量規制の例外とするべき。</p> | <p>どのような内容の貸付けに係る契約を総量規制の例外（「個人顧客の保護に支障を生ずることがない契約」（法第13条の2第2項））とするかについては、貸金業者による過剰貸付けを抑制する趣旨を没却することがないように、個人顧客に定型的に返済能力があり、健全な資金ニーズと認められるか否かの観点から、慎重に検討する必要があるものと考えられます。</p> <p>ご指摘のクレジットスコアリングについては、その定義、リスク分析のレベル等が必ずしも明らかではありませんが、総量規制の例外となる貸付けに係る契約については、上記のような観点から慎重に検討するべきと考えられます。一定水準のリスク分析を行ったすべての貸付けに係る契約を総量規制の例外とすることは、貸金業者による過剰貸付けの抑制を図る法の趣旨を没却するおそれがあり、適当でないものと考えられます。</p> |
| 478 | <p>規則第10条の23第1項について、「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」として、資金需要にかんがみ、道路運送車両法第5章の検査（車検）のための費用、学校教育法上の学校又は児童福祉法上の児童福祉施設に支払う入学金等（教育ローン）、冠婚葬祭のための支出に充てる費用（2親等以内）、個人顧客を雇用する企業ないしそのグループ企業により福利厚生施策の一環として実施されている無担保型の職域ローン等も含めるべき。</p> | <p>どのような内容の貸付けに係る契約を総量規制の例外（「個人顧客の保護に支障を生ずることがない契約」（法第13条の2第2項））とするかについては、貸金業者による過剰貸付けを抑制する趣旨を没却することがないように、個人顧客に定型的に返済能力があり、健全な資金ニーズと認められるか否かの観点から、慎重に検討する必要があるものと考えられます。</p> <p>ご指摘の例は、いずれも個人顧客に定型的に返済能力があると認められると</p> |

| | | |
|-------------------------|--|---|
| | | はいえず、これらを総量規制の例外とすることは、適当でないものと考えられます。 |
| 479 | 過剰貸付けの例外は極めて限定的に認められるべきである。広範に例外を認めることは脱法を安易にする。 | 多重債務の大きな要因の一つとして、顧客の返済能力を超える過剰貸付けが行われていることが挙げられていることを踏まえ、今回の法改正により、年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止する総量規制導入したところです（法第13条の2）。 ただし、すべての貸付けについて総量規制を課すことはせず、住宅資金貸付契約等は適用除外とし、個人顧客に定型的に返済能力がある健全な資金ニーズと認められる貸付けに係る契約については総量規制の例外として取り扱うなど、利用者利便を損なうことがないよう、配慮することが適当と考えられます。 |
| 480 | 一切の例外を設けるべきではない。 | |
| (4) 基準額超過極度方式基本契約 | | |
| ① 定義 | | |
| 481 | 指定信用情報機関に照会した結果、債務整理や破産等の法的手続きにより過去の債務が免除されている場合、当該免除された金額は債務に含めないと考えてよいか。 また、指定信用情報機関に照会し過去の債務残高が存在するが、その債務について長期間支払をしていない場合、これは総借入残高に含まなくてもよいか。 | 過去の債務が免除された場合、当該免除について法的手続きが完了し、債務が消滅したときは、借入残高として計上する必要はないものと考えられます。 また、支払期間の長短にかかわらず、指定信用情報機関の保有する信用情報で債務とされている借入れについては、借入残高に計上する必要があるものと考えられます。 |
| 482 | 有価証券を担保とする極度方式基本契約を法第13条の3第5項において定義される「基準額超過極度方式基本契約」から除外される「当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約」として手当てしてもらいたい。 | 貴見を踏まえ、法第13条の3第5項に規定する内閣府令で定めるものとして、一定の有価証券を担保とするなどの要件を満たす極度方式基本契約その他の個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約と認められるものを規定いたします（規則第10条の28）。 |
| ② 基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置 | | |
| 483 | 規則第10条の24第2項について、信用情報の調査期間は規定されているが、その後に極度方式貸付けを抑制するまでの期間は規定されていない。 | 法第13条の4において「当該極度方式基本契約が同条第五項に規定する基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められるときは」と規定されている |

| | | |
|-----|--|---|
| | 信用情報調査後にどの程度の期間内に極度方式貸付けを抑制する必要があるのかを規定してもらいたい。 | ことから、調査の結果、基準額超過極度方式基本契約であると認められ次第、速やかに、極度方式貸付けを抑制するための措置を講ずる必要があるものと考えられます。 |
| 484 | 既存貸金あるいは貸金枠の圧縮については、相当な期間の経過措置を設けるべきである。 | 貸金業者による過剰貸付けの抑制を実効的なものとするためには、第4号施行日前に締結された極度方式基本契約であっても、基準額超過極度方式基本契約と認められる場合には、順次、極度額の減額又は新たな極度方式貸付けの停止の措置を講じていく必要があるものと考えられます。 |
| 485 | 総量規制を超過する分の減額又は減枠について、どのようにしてそれを実現するのかの具体的指針（例えば、その貸金業者がどのように減少させるのか）が不明。 | 極度額の減額により、基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにすることが可能な場合には、当該減額措置を講ずる、又は借入残高の減少により基準額超過基本契約に該当しなくなるまでの間、新たな極度方式貸付けを停止する措置を講ずること必要となります。 また、既に極度額まで借入れを行っているなど、極度額の減額によっては、基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにすることが不可能な場合には、借入残高の減少により基準額超過基本契約に該当しなくなるまでの間、新たな極度方式貸付けを停止する措置を講ずることが必要となります。 |
| 486 | 「基準額超過極度方式基本契約に該当しないようにするため必要な当該極度方式基本契約の極度額の減額」（規則第10条の29第1号）とあるが、減少させた極度額の範囲内であれば、新たな極度方式貸付けは可能か。それとも一度でも超過した場合は、以降の新たな極度方式貸付けは認められないのか。 | 極度額を減額する措置により、基準額超過極度方式基本契約に該当しなくなった場合には、新たな極度方式貸付けを行うことは差し支えないものと考えられます。 |
| 487 | 規則第10条の29各号に掲げる措置は、一面では顧客にとって不利益となると考えるが、これらの措置を貸金業者が採ったことにつき、顧客に対し、書面の交付等の通知その他は不要であると理解してよいか。 | 法令上、規則第10条の29各号に掲げる措置を講じた旨を貸金業者が個人顧客に通知すべき法令上の義務はありません。 なお、書面の交付等により任意に当該通知をすることは妨げられないものと |

| | | |
|-----|---|---|
| | | 考えられます。 |
| 488 | <p>規則第10条の29の規定について、A社残高50万円・B社残高20万円・当社極度額50万円、合計すると120万円となり、当社は貸付けを実施するため極度額を30万円に変更し貸付けを実施する場合債務者へ極度額変更通知をしなければならないのか。</p> <p>また、信用情報照会により元の極度額50万円に変更が可能となったとき、債務者へ連絡をする場合、債務者への連絡は具体的にどのような方法が認められるのか。</p> | <p>ご照会の内容は、年収が300万円の個人顧客を想定されているものと思料します。</p> <p>この場合において、法令上、極度額を減額する措置を講じた旨を貸金業者が個人顧客に通知する義務はありません。</p> <p>なお、書面の交付等により任意に当該通知をすることは妨げられないものと考えられます。</p> |
| 489 | <p>資力を明らかにする事項を記載した書面による極度額の調整に関し、調査の結果、年収の3分の1を超過していた場合、他社を含めてどこが減額するのか規定はあるのか。</p> <p>一顧客に対し、複数の貸金業者が貸付けをしている場合、超過額を是正する過程で極度額を下げる業者と下げない業者が発生し、統一が図れないのではないのか。</p> | <p>複数の貸金業者が、同一の個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合においては、規則第10条の29各号に掲げる措置は、貸金業者ごとに講ずる必要があるものと考えられます。</p> <p>この場合において、調査の実施時期の違い等によって、各貸金業者で対応に相違が生ずる可能性もありますが、各貸金業者において過剰貸付けの抑制のための措置が適正に講じられていれば、その対応に相違があること自体は問題ないものと考えられます。</p> |
| 490 | <p>資力を明らかにする事項を記載した書面による極度額の調整に関し、源泉徴収票の提出によって極度額の調整を実施中、当該者の収入が上がったことにより極度額の増額希望を受けた場合は、それを証明する書面を提出してもらうことになるが、収入証明の額により収入の3分の1の判断が各社で異なり、A社は極度額を上げ、B社は下げるという矛盾が発生するのではないのか。</p> | <p>複数の貸金業者が、同一の個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合においては、規則第10条の29各号に掲げる措置は、貸金業者ごとに講ずる必要があるものと考えられます。</p> <p>この場合において、調査の実施時期の違い等によって、各貸金業者で対応に相違が生ずる可能性もありますが、各貸金業者において過剰貸付けを抑制するための措置が適正に講じられていれば、その対応に相違があること自体は問題ないものと考えられます。</p> |
| 491 | <p>規則第10条の29の規定について、複数の貸金業者が貸付けをしていた資金需要者が総量規制（年収第3分の1）に該当した場合に、極度額をいくらまで減額すればよいのかを具体的に例記し</p> | <p>複数の貸金業者が、同一の個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合においては、規則第10条の29各号に掲げる措置は、貸金業者ごとに講ずる必要があるものと考えられます。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>てもらいたい。</p> <p>(例：年収300万の個人顧客に、A社は極度額100万円以内の30万円取引していたところ、B社で極度額80万円以内である60万円の融資が発生し、同日に個人顧客がA社の残りの利用枠も使用したため、総借入残高が160万円となった場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A社、B社とも順次に極度額を0万円に減額するのか ・ または、A社の場合であれば、極度額を40万円に減額すればよいのか。 | <p>ご提示の例では、A社が締結している極度方式基本契約については、B社において60万円の貸付けが行われた段階で、基準額超過極度方式基本契約となるため、少なくとも極度額を40万円に減額する、又は基準額超過極度方式基本契約に該当しなくなるまで新たな極度方式貸付けを停止する措置が必要となります。</p> <p>また、B社が締結している極度方式基本契約については、A社において20万円以上の貸付けが行われると、基準額超過極度方式基本契約となります。ご提示の例のように、A社においてその極度額まで貸付けが行われたとすれば、B社において極度額を60万円まで減額したとしても、基準額超過極度方式基本契約に該当し続けるため、それに該当しなくなるまで新たな極度方式貸付けを停止する措置が必要となります。</p> |
| 492 | <p>極度方式個人顧客合算額が100万円を超えると認められた場合、規則第10条の29各号に掲げる極度方式貸付けを抑制するための措置を講ずるべき時期は、以下の考え方でよいか。</p> <p>(1) すでに年収証明書を取得し、基準額超過極度方式基本契約に該当していることが判明している場合は、直ちに必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 年収証明書の提出を依頼したが、当該顧客より提出を拒否された場合は、拒否されたときに、直ちに必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 年収証明書の提出を依頼したが、規則第10条の26に定める1月以内に提出がない場合は、当該期間が経過したときに、直ちに必要な措置を講ずる。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 493 | <p>年収が300万円の個人顧客について、他社残高を含め100万円超過となり、超過部分の極度額を減額したのち、借入残高が100万円を大幅に下回っ</p> | <p>ご指摘の場合において、極度額を減額する措置を講じたことにより、基準額超過極度方式基本契約に該当しないこととなったときは、当該措置を講じた期間</p> |

| | |
|--------------------------------------|---|
| <p>た場合でも、2週間が経過するまで極度額を元に戻せないのか。</p> | <p>の長短にかかわらず、基準額超過極度方式基本契約に該当しない範囲で極度額を増額することは可能と考えられます。</p> <p>なお、「二週間」（規則第10条の24第2項及び規則第10条の25第2項）は、貸金業者が、基準額超過極度方式基本契約に該当するか否かの調査を完了するまでの期限ではなく、当該極度方式基本契約の相手方に係る信用情報の提供を指定信用情報機関に依頼するまでの期限であることが明らかとなるよう、規定を修正するとともに、実務を考慮し、当該期限を「三週間」に修正いたします。</p> |
|--------------------------------------|---|

Ⅲ. 金利体系の適正化

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|--|---|--|
| 1. みなし利息 | | |
| (1) カードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの | | |
| 494 | みなし利息から除外される、法令の規定に基づき債務者に交付された書面の再発行手数料について、毎月の返済における領収書の発送を希望しない顧客から単発的に領収書の発行を求められた際は、再発行と解釈してよいか。 | ご指摘の「法令の規定に基づき債務者に交付された書面」の再発行手数料については、一度発行された書面を再度発行する際に要する手数料のため、ご指摘のケースについては、再発行とは言えないと考えられます。 |
| 495 | 通常の振替費用が除かれ、再度の振替費用のみに限定されているが、債務者の依頼により発生する費用であるため、通常の振替費用も含めていただきたい。 | 政令で定める利息とみなされない費用については、法の潜脱を防止し、資金需要者を保護するとの観点から限定的に定めており、例えば「書面」の再発行の手数料についても、「法の規定により」交付されたもの、との要件を付しております。このような観点から、ご指摘の「通常の振替費用」については利息とみなされない費用として政令で定めることとしておりません。 |
| 496 | 「債務者が弁済の方法として口座振替を指定した場合における再度の口座振替」に係る債務者からの要請は、あらかじめ再度の口座振替に関する承諾を得ていることを以って足りると解釈してよいか。 | ご指摘の「債務者が弁済の方法として口座振替を指定した場合における再度の口座振替」の費用については、「債務者の要請により債権者が行う事務の費用」であることが前提となります。この法令の要件を満たすか否かは個別の契約形態によりますが、ご指摘のように予め債務者から要請がある場合を排除するものではないと考えられます。 |
| 497 | 引き落とし（口座振替の1ヶ月における2回目以降の再振替）を指していると思われるが、再振替の回数制限はないのか。 | 「再度の口座振替に要する費用」は、予め指定された振替日において、残高不足等により振替ができなかった場合において、再度口座振替を行うことに要する費用です。回数制限はないものと考えられます。 |
| 498 | みなし利息とされない費用として政令で定められた各費用については、貸金業者の事務手続きに要する費用を徴収できると考えてよいか。 例えば、「再発行に要する費用」として | 令第3条の2の2の各号に掲げる手数料等に該当するものにつき、債権者の行う事務の費用は利息とみなされません。 |

| | | |
|-----|---|---|
| | <p>郵送費及び相当な人件費等は含まれると解してよいか。</p> <p>また、これらの各費用については上限額についての定めはないのか。</p> | |
| 499 | <p>「法令の規定により金銭の貸付けに関して交付することが義務付けられた書面の再発行に要する費用」とは、社会通念上、書面の再発行のために合理的に必要と認められる範囲を逸脱しない限度にとどまり、書面を再発行するために貸金業者が負担する諸経費の範囲内であると解してよいか。</p> | <p>令第3条の2の2の各号に掲げる手数料等に該当するものにつき、債権者の行う事務の費用は利息とみなされません。</p> |
| 500 | <p>「債務者が弁済の方法として口座振替を指定した場合における再度の口座振替に要する費用」とは、社会通念上、再度の口座振替のために合理的に必要と認められる範囲を逸脱しない限度にとどまり、再度の口座振替のために貸金業者が負担する諸経費の範囲内であると解してよいか。</p> | <p>令第3条の2の2の各号に掲げる手数料等に該当するものにつき、債権者の行う事務の費用は利息とみなされません。</p> |
| 501 | <p>法第12条の8第2項柱書に記載のある「金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料」と令第3条の2の2で定める「金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行に要する費用」は同義であり、「手数料」と「費用」との文言の相違に特段の意味はないと解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 502 | <p>「法令の規定により、金銭の貸付けに関して交付することが義務付けられた書面」には、法第16条の2（契約締結前の書面）、法第16条の3（生命保険契約に係る同意前の書面）、法第17条（契約締結時の書面）、法第18条（受取証書）、法第24条（債権譲渡の通知）に定義される当該書面が含まれると解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりと考えられます。</p> |
| 503 | <p>利息から除外される手数料を徴収した場合には、書面の交付と同様の要件を満たす必要があるか。</p> | <p>利息以外の手数料を受け取る場合には、規則第13条第3項第1号二の「債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項」に規定する項目を書面に記載する必要があるものと考えられま</p> |

| | | |
|--------------|---|--|
| | | す。 |
| (2) A T M利用料 | | |
| 504 | 法第 12 条の 8 第 2 項第 3 号に「債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）」とあるが、「現金自動支払機その他の機械」とは自社 A T M 及び提携 C D ・ A T M を含めた利用料と解釈してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 505 | 金銭の弁済に係る機械の利用料について、自社の現金自動支払機とその他の機械の利用料について特段の区別なく同様の扱いであると解してよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 506 | 借入人が提携 A T M を利用する場合の機械の利用料は、出金取引に要する利用料（提携 A T M 利用料・時間外手数料）との理解でよいか。 | ご指摘の「提携 A T M を利用する場合の機械の利用料」は、出金及び入金の際に利用する機械の利用料となります。 |
| 507 | A T M 利用料は、融資時、返済時ともに徴収可能と解釈してよいか。 | お尋ねの趣旨が、融資時・返済時ともにみなし利息から除外され得るとかいう趣旨であれば、貴見のとおりと考えられます。 |
| 508 | 「政令で定める機械の利用料は 3 万円以上 6 3 0 円、3 万円未満 4 2 0 円」となっているが、貸金業者が現金自動支払機その他の機械を運営する会社に支払う金額はこれを超える場合があり、またこれを下回る場合がある。提携先利用時における利用料の制限は、上限金額の規定ではなく、実費以内としていただきたい。 | 利用者の負担を軽減するなどの観点から、入出金額 1 万円以下は 105 円、1 万円超は 210 円と決めました。なお、これとは別途、3 万円以上の入金の場合の印紙税相当額については「公租公課の支払いに充てられるべきもの」（貸金業法第 12 条の 8 第 2 項第 1 号）に当たり、みなし利息から除外されます。 |
| 509 | A T M 利用料について実費に限るとしても、これを検証する手立てがなければ実効性を持ち得ないため、予め裏付け資料を添えて監督官庁に届け出るなど、顧客が監督官庁に申告した場合に、業者提出資料を確認できる仕組みが必要ではないか。 | 顧客保護の観点から必要があると認められる場合には、登録行政庁が貸金業者に対し、適切な監督を行うこととなります。 |
| 510 | A T M 利用料については、受領又は弁済に係る金額の区分に応じて、以下の通りとすべきである。 （1）3 万円以上… 6 3 0 円 （2）2 万円以上 3 万円未満… 4 2 0 円 | ご指摘の点等を踏まえ、利用者の負担を軽減するなどの観点から、入出金額 1 万円以下は 105 円、1 万円超は 210 円と決めました。なお、これとは別途、3 万円以上の入金の場合の印紙税相当額につ |

| | | |
|---------|--|--|
| | <p>(3) 1万円以上2万円未満…210円 (4) 1万円未満…105円</p> | <p>いは「公租公課の支払いに充てられるべきもの」(貸金業法第12条の8第2項第1号)に当たり、みなし利息から除外されます。</p> |
| 511 | <p>「その他の機械」についてWEB決済システムも同様に取り扱うことができるようその記述を加えていただきたい。</p> | <p>ご指摘の「WEB決済システム」を利用する場合において、金銭の受領や弁済に際して現金自動支払機その他の機械を利用する場合であれば、当該機械の利用料は利息とみなされないものと考えられます。</p> |
| 512 | <p>令第3条の3の2で、機械の利用料とあるが、インターネット収納代行も含めて考えてよいか。 また、「政省令改正の全体の概要」にある実費とは何をさすのか。ATM利用料について提携金融機関等が認められるのであれば、手数料の額は提携金融機関の手数料が上限となるのか。システム開発費用等を鑑みて上限金額内で付加して請求してよいか。</p> | <p>ご指摘の「インターネット収納代行」を利用する場合において、金銭の受領や弁済に際して現金自動支払機その他の機械を利用する場合であれば、当該機械の利用料は利息とみなされないものと考えられます。 また、ATM利用料については、ATMの利用に要する費用であれば上限の範囲内で利息とみなされないこととなります。</p> |
| (3) その他 | | |
| 513 | <p>入金時のコンビニ払い、郵便振込手数料等を客負担とした場合は利息とみなされるのか。また、再請求の場合でもみなし利息とされるのか。</p> | <p>利息とみなされる費用は、貸付けに関し債権者が受ける費用であることが前提となります。 ご指摘の「入金時のコンビニ払い、郵便振込手数料」については、債権者が受ける場合には利息とみなされることとなりますが、コンビニや郵便局が受けるものであって債権者が受けるものではない場合には利息とはみなされません。また、「再請求の場合」についても同様に考えられます。</p> |
| 514 | <p>調査に係る経費(指定信用情報機関等への照会料等)を顧客に負担させてもよいのか。また、顧客に負担させる場合は、みなし利息適用外となるのか。</p> | <p>利息とみなされる費用は、貸付けに関し債権者が受ける費用であることが前提となります。 ご指摘の「調査に係る経費(指定信用情報機関等への照会料等)」については、通常、調査に係る経費は債権者が貸付けに係る経費の一部として負担することになると考えておりますが、仮に当該費用を債務者から利息とは別に債権者が受け</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| | | た場合であっても、当該費用は利息とみなされることとなります。 |
| 515 | 顧客が弁済時に振込取引をする場合の振込手数料は、振込取引の対価であり、みなし利息からは除外されるとの理解でよいか。 | 利息とみなされる費用は、貸付けに関し債権者が受ける費用であることが前提となります。 ご指摘の「振込手数料」については、債権者が受ける場合には利息とみなされることとなりますが、金融機関等が受けるものであって債権者が受けるものではない場合には利息とはみなされません。 |
| 516 | 払込用紙による「金融機関からの払込手数料」及び「指定口座への払込み手数料」を利息とみなされない費用として政令で規定していただきたい。 | 利息とみなされる費用は、貸付けに関し債権者が受ける費用であることが前提となります。 ご指摘の「金融機関からの振込手数料」や「指定口座への払込み手数料」については、債権者が受ける場合には利息とみなされることとなりますが、金融機関が受けるものであって債権者が受けるものではない場合には利息とはみなされません。 |
| 517 | みなし利息から除外される費用として、「振り込み用紙再作成費用」、「振り込み用紙送付費用」、「振り込み費用債権者負担額」を加えていただきたい。 | 政令で定める利息とみなされない費用については、法の潜脱を防止し、資金需要者を保護する観点から限定的に定めており、例えば「書面」の再発行の手数料についても、「法の規定により」交付されたもの、との限定を付しております。このような観点から、ご指摘の「振り込み用紙再作成費用」、「振り込み用紙送付費用」、及び「振り込み費用債権者負担額」に関する費用は利息とみなされない費用として政令で定めることとしておりません。 |
| 518 | 利息制限法第6条第2項は、営業的金銭消費貸借については、同項に列挙される項目を除き、「契約の締結の費用」についても、同法第3条により「みなし利息」に該当する旨規定していますが、公正証書作成に係る費用は、ここにいう「契約の締結の費用」に該当すると理解してよいか。すなわち、法改正後は、貸金業者の貸付けについてのみなし利息を計算する際には、公正証書に係る費用も利息と | 契約の締結に係る公正証書の公証人手数料は、利息制限法第6条第2項第2号の「公の機関が行う手続に関しその機関に支払うべきもの」に該当するため利息とはみなされません。 |

| | | |
|-----|---|--|
| | みなして計算することを要するという理解でよいか。 | |
| 519 | 貸金業者が保険代理店として顧客に販売する損害保険等であって、消費貸借契約とは関係なく販売されるものについての保険料・事務手数料は、みなし利息には含まれないものと理解してよいか。 | 利息とみなされる費用は、貸付けに関し債権者が受ける費用であることが前提となります。 ご指摘の「保険料・事務手数料」が貸付けに関するものでなければ、みなし利息には当たらないと考えられます。 |
| 520 | 貸金業者が、保険代理店として、貸付に関し、上記の保険料等を受け取る場合（例えば、不動産担保ローンに関して火災保険・事務手数料を受け取る場合）、これらの費用は、みなし利息には含まれないものと理解してよいか。 | 具体的には個別の判断によりますが、貸金業者が、自らの貸付けによって生じる債務の不履行を保険事故とする保険の代理店となって、当該保険に対する保険料を受ける場合は、当該保険料は貸付けに関するものとされる可能性があると考えられます。 |
| 521 | 司法書士報酬は、その性質上「契約の締結の費用」ではなく、そもそも利息制限法第3条本文の「金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭」にも該当しないため、みなし利息には該当しない、と理解してよいか。 | 利息とみなされる費用は、貸付けに関し債権者が受ける費用であることが前提となります。 ご指摘の「司法書士報酬」については、個別の内容にもよりますが、当該司法書士報酬が「金銭を目的とする貸付けに関し債権者の受ける」ものではない場合は、みなし利息には当たらないと考えられます。 |
| 522 | 火災保険料、団信保険料については、そもそも保険契約に関するものであり、金銭消費貸借に関して債権者が受領する元本以外の金銭には該当しないため、みなし利息には該当しない、と理解してよいか。この取扱いは、貸金業者が保険代理店として、火災保険料相当額を融資金額から差し引いて保険会社に送金し、借主には保険料控除後の金額を交付する場合でも変わらないと考えてよいか。 | 利息とみなされる費用は、貸付けに関し債権者が受ける費用であることが前提となります。 ご指摘の「火災保険料、団信保険料」については、個別の内容にもよりますが、当該保険料が「金銭を目的とする貸付けに関し債権者の受ける」ものではない場合は、みなし利息には当たらないと考えられます。 |
| 523 | 貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない履行担保措置は、土地、建物その他の財産を担保に供することとするとの規定について、他業者による「不動産ローン」もこれに準ずるのか。 | ご指摘の趣旨が必ずしも定かではありませんが、法第12条の8第5項で規制対象としているのは、貸金業者が、貸付けに係る契約の締結に際し、土地、建物その他の財産を担保に供すること等の履行担保措置を業として行う者と借り手が、当該履行担保措置に係る契約を締結することを貸付けの条件とする場合のうち、 |

| | | |
|---------------|---|--|
| | | 当該契約の対価として支払われる金銭が、利息制限法第8条第1項に規定する保証料の額とみなして同条の規定を適用したときに同条の規定により無効とされるものを含む場合に限られます。 |
| 524 | 保証業者と締結してはならない根保証契約（法第12条の8第9項）が規則第10条の14に挙げられているが、根保証契約ではなく、個別の保証契約を保証会社と締結する場合も含まれるのか。 | 法第12条の8第9項の禁止対象は根保証契約（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約）であり、根保証契約ではない特定債務の保証契約は本規定の対象外となります。 |
| 2. その他 | | |
| 525 | 利息制限法は利用残高に応じて20%～15%の段階がある中で、遅延損害金は一律20%として問題ないか | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 526 | 保証業者と締結してはならない根保証契約として、規則第10条の14第2号において、3年を経過した日より後の日を元本確定期日として定める根保証契約又は元本確定期日の定めがない根保証契約が挙げられているが、根保証契約の確定期日を3年として、更新の都度、期日の変更を締結するのではなく、自動更新の特約を付する契約で対応することでもよいか。 | 貴見のとおりと考えられます。 |
| 527 | <p>金利については貸金業者の自由競争で良いのではないかと。金利も含めて消費者が選べばよいはずである。たとえ総量規制の範囲内でも自分の信用が足りず借入出来ない場合も必ずあるはずである。改正により貸金業者数は減り、業者としても金利が引き下げられればリスクのある契約は避けざるをえないと思われ、そのような消費者はどうやって資金調達をすればよいか。</p> <p>金利引き下げについて現行でも高いとは思わない。銀行のATM利用料の方が、よほど高いのではないかと。それよりも経済全体を見ると、金利引き下げ→業者の廃業・撤退→資金供給の低下による一般消費や中小企業の運転資金不足→景気の後退、といった流れを心配する。</p> | <p>昨年成立した貸金業法等の改正法は、近年深刻さを増している多重債務問題の解決のために、抜本的かつ総合的な措置を講じるため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 上限金利の引下げ ② 返済能力を超える借入れを防ぐ総量規制の枠組みの導入 ③ 貸金業者の業務の適正化のための参入規制・行為規制の強化等の施策を講じるものです。 <p>法改正に加え、既存の借り手等を対象にした「借り手対策」を効果的に実施していくため、平成19年4月20日に、多重債務者対策本部において「多重債務問題改善プログラム」が策定されたところであり、本プログラムにおいては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>う相談窓口の整備・強化</p> <p>② 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供</p> <p>③ 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化</p> <p>④ ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化等の施策が盛り込まれているところです。</p> <p>これらの施策の確実な実施に努めるとともに、今後の貸金業を巡る状況等については十分注視してまいります。</p> |
|--|--|--|

IV. その他

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|--|
| 528 | 銀行とのイコールフットイングの観点から、諸制約を原則イコールとし、例外としての制約は必要最低限にすべき。 | <p>昨年の法改正においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業者に係る多重債務問題が発生している現状にかんがみ法改正を行ったものであること、 ・ 銀行等の金融機関については健全性の確保等の要請により厳しい監督に服していること <p>等により、規制によって、貸金業者と銀行で異なっているものがあります。</p> |
| 529 | <p>① 中小規模の事業者にあつては、工夫・努力を重ねても生き残りは困難。</p> <p>② 貸金業関係でも、地域活性化、中心市街地活性化の観点からの地域に貢献している事業者育成施策への観点が必要。</p> <p>③ 市中金利が上昇した場合の措置を明確にすべき、また、規模差格差による調達コストのアンバランスがあることを認識してほしい。</p> <p>④ 銀行から調達する貸金業者が銀行と同一の競争条件下で事業を行うことは不公平。</p> | <p>昨年の法改正は、近年深刻さを増している多重債務問題の解決のために、資金需要者等の多様な資金ニーズにも配慮しつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 上限金利の引下げ ② 返済能力を超える借入れを防ぐ総量規制の枠組みの導入 ③ 貸金業者の業務の適正化のための参入規制・行為規制の強化 <p>等の必要と考えられる施策を講じるものです。</p> <p>法改正に加え、既存の借り手等を対象にした「借り手対策」を効果的に実施していくため、平成19年4月20日に、多重債務者対策本部において「多重債務問題改善プログラム」が策定されたところであり、本プログラムにおいて、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供が盛り込まれています。</p> <p>いずれにせよ、今後の貸金業者を巡る動向については十分注視してまいります。</p> |
| 530 | 中小零細企業者の救済策もお願いしたい。 | <p>昨年の法改正は、近年深刻さを増している多重債務問題の解決のために、抜本的かつ総合的な措置を講じるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 上限金利の引下げ ② 返済能力を超える借入れを防ぐ総量規制の枠組みの導入 ③ 貸金業者の業務の適正化のための参 |
| 531 | 憲法第22条第1項には、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有するとあり、日本国憲法では、職業選択の自由が認められている。独立自由主義国家として、国民が自由に職業選択（商売）ができることを保証するのは当然のことであり、その | <p>昨年の法改正は、近年深刻さを増している多重債務問題の解決のために、抜本的かつ総合的な措置を講じるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 上限金利の引下げ ② 返済能力を超える借入れを防ぐ総量規制の枠組みの導入 ③ 貸金業者の業務の適正化のための参 |

| | |
|---|--|
| <p>ためには規制は最小限に留めるべき。ところが、昨年成立した貸金業法はまず、財産的要件の引上げで、純資産5千万円以上とし、また上限金利を年率20%に引下げ、その他諸々の規制で、殆どの中小業者は廃業に追い込まれている。現実問題として、貸金業者、特に、中小貸金業者は生業としては成り立たない。このことは、明らかに憲法第22条の職業選択の自由と憲法第25条の生活権の侵害であり、この新貸金業法を認めるならば、憲法第22条を削除するか、憲法第22条を尊重するのであれば、この新貸金業法を憲法第22条を侵害しないように改正しなければならない。一般法が憲法を侵害することは許されない。財産的基礎条件の引上げと上限金利の引下げは、新規に貸金業に算入しようとする中小業者を全面的に拒否するものであり、憲法第22条との整合性が成り立たない。これまで何ら問題なく長々と貸金業を営んできた方の既得権は当然認められなければならない。既得権を認めずに強制的に廃業させるのであれば、明らかに憲法第22条の侵害であり、憲法第25条にも抵触し、憲法違反と生活権の賠償で司法の判断を仰がなくてはならない。このことにつき、どのように考えるのか。</p> | <p>入規制・行為規制の強化等の施策を講じるものです。</p> <p>最低純資産額は、貸金業者の業務の適正かつ安定的な運営を確保する観点から、必要な額を定めたものです。証券会社等の他の業種においても、その必要に応じ、同種の規制が設けられているところであり、ご批判は当たらないものと考えられます。</p> |
| <p>532 ① 金融商品取引業者が行うファイナンシャルアドバイザー業務として、不動産ファンドの組成のアドバイスを行う中で、運用業者に対して複数のレンダールの候補を紹介し、(契約内容の詳細には関与せずに)書面の取次ぎを行うことは、貸金業法上の媒介となるのか。</p> <p>② 運用業者が特別目的会社等である場合、投資一任等を受けて貸付けに関する実質的な交渉を行うアセットマネージャー等がスキームの組成の過程でレンダールとの間で行う交渉は、貸金業法上の媒介に該当するか。</p> | <p>貸金業法上の「金銭の貸借の媒介」(法第2条第1項)とは、資金の融通を受けたい者と資金の融資を行いたい者との間に立って金銭消費貸借契約の成立に尽力する行為をいいます。</p> <p>これに当たるかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されることになるものと考えられますが、単に書面を取り次ぐのみといった場合には、基本的には「金銭の貸借の媒介」(法第2条第1項)には当たらないものと考えられます。</p> |
| <p>533 「貸付けに関する業務」「貸付けの業</p> | <p>「貸付けに関する業務」(規則第2条第</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| | 務」「貸金業の業務」等の用語について、法令、ガイドラインの用語の統一と定義を明確にしてもらいたい。 | 3項)とは、貸付けの契約の締結並びに貸付けの契約に基づく金銭の交付及び債権の回収をいいます。「貸金業の業務」(法第6条等)は、これに加え、勧誘等を含むより広い概念です。「貸付けの業務」(規則第4条第3項第13号・第5条の4第1項第2号・第3号)とは、貸金業者だけでなく、銀行等貸付けを業とする金融機関等が行うものも含む概念です。 |
| 534 | <p>債権譲渡の規制・監督強化を盛り込むべき。</p> <p>法務省司法法制部、警察と連携して監督を強化し、譲渡可能な債権、禁止すべき債権について具体的な指針をもうけるべき。</p> <p>例えば、</p> <p>① 過払いになる可能性のある債権、破産した債権、債権放棄した債権は譲渡禁止</p> <p>② 支払いが困難になった債権、調停、和解などを経た債権などについては、サービサー以外への譲渡を禁止といった措置を講じるべき。</p> | <p>契約自由の原則の中で、債権譲渡に制約を設けることは慎重に検討する必要があるものと考えられます。</p> <p>なお、債権譲渡の際の資金需要者等の保護を適切に図るため、法第24条において債権の譲受人に貸金業者と同様の規制が準用されているほか、今般の内閣府令の改正により、債権譲渡に係る届出を貸金業者に求めることとしたところ(規則第26条の25第1項第5号)。</p> |
| 535 | 政省令案(ガイドライン)は1年ごとに見直すべき。 | <p>改正法附則第67条において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府は、貸金業制度の在り方について、この法律の施行後2年6月以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、改正法第4条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うこと 政府は、出資法及び利息制限法に基づく金利の規制の在り方について、この法律の施行後2年6月以内に、資金需給の状況その他の経済金融情勢、貸付けの利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態等を勘案し、改正法第5条及び第7条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加 |
| 536 | 今回の貸金業法改正及び内閣府令については、法設計上の問題点を改善するための見直しをお願いしたい。 | |
| 537 | 内閣府令は、法律の完全施行までの間に段階的な見直しを行い、その都度、改めてパブリックコメントを実施してもらいたい。 | |

| | | |
|-----|---|---|
| | | <p>え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は、この法律の施行後2年6月を経過した後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うこと <p>が定められているところであり、こうした規定に則って、適切に対応していきたいと考えております。</p> <p>なお、行政手続法により、政省令を改正する場合には、原則として、パブリックコメントに付されることとなります。</p> |
| 538 | <p>貸金業協会については定款により理事の代表権の制限が可能であるが、民法第54条の準用ないし同旨の規定がない。登記事項として「代表権に関する範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」を追加すべきである。</p> | <p>法人の登記事項は当該法人の性質により異なるものと考えられます。</p> <p>なお、貸金業協会の定款については、法第41条の12第1号及び第3号により官報で公示することが義務付けられています。</p> |
| 539 | <p>① 「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の附則における他の内閣府令等の改正に係る新旧対照表〔別紙2-5〕中にある銀行・信用金庫・信用組合の各施行規則の改正案と同様の改正が、労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）第125条についても措置されると解して差し支えないか。</p> <p>② 「労働金庫法施行規則第90条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成18年金融庁・厚生労働省告示第17号）」第1条第2号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める改正が措置されると解して差し支えないか。</p> | <p>貴見のとおり、措置を講じる予定です。</p> |
| 540 | <p>弁護士、司法書士による債務整理に対する報酬を国で規定すべき。</p> | <p>弁護士・司法書士の報酬の規制の在り方については、弁護士法・司法書士法を所管する法務省において検討されるべきものと考えます。</p> <p>なお、「多重債務問題改善プログラム」</p> |

| | | |
|-----|-----------------------------|---|
| | | <p>において、以下の取組みを弁護士会・司法書士会、各地方自治体等に要請しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者にとって弁護士・司法書士事務所を利用しやすくするよう、地方自治体の相談窓口やその他のカウンセリング主体において事実関係の整理等を丁寧に行った上で、弁護士・司法書士に紹介・誘導することにより、弁護士・司法書士による効率的・効果的かつ低コストの対応ができるような体制構築が各地域において行われること |
| 541 | <p>パブリックコメントの期間（1月）は短い。</p> | <p>改正法第2条の施行をひかえ、早急に公布に向けた作業を進めるため、行政手続法第39条の規定に則り、パブリックコメントの期間を30日としたところです。</p> |